

独評発第0828027号

平成25年8月28日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 山口 修



独立行政法人福祉医療機構の平成24年度における業務の実績に関する評価結果並びに中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第32条第1項の規定に基づく平成24年度における業務の実績に関する評価並びに同法第34条第1項の規定に基づく中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったので、同法第32条第3項の規定により、その結果を別添のとおり通知する。

独立行政法人福祉医療機構の 平成 24 年度の業務実績の評価結果

平 成 2 5 年 8 月 1 3 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成 24 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 23 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 23 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 25 年 1 月 21 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 24 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営が行えるよう、理事長が主宰する経営企画会議などを通じて、迅速かつ的確な経営判断の実施、組織内での情報の共有、問題意識の統一や理事長の経営姿勢、考え方などの役員・幹部職員への浸透などを図るとともに、組織内のイントラネットを活用し、全職員にももれなく伝わるようにするなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

このような業務運営体制のもと、東日本大震災への対応においては、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施するとともに、関係部署が連携して、平成 23 年度末における返済猶予中の貸付先全てに対する実地調査等の実施、被災 3 県における復興支援セミナーの開催など、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直しており、平成 24 年 4 月の組織改正においては、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減している。一方で、ガバナンスの更なる高度化を図るため総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進するとともに、横断的な組織として関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、各事業におけるリスクの洗い出しや分析を行い、リスク管理態勢方針案を作成するなど、業務間の連携強化により、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図っている。

一般管理費等の節減については、業務方法の見直しによるコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、中期目標期間の最終年度である平成 24 年度において中期目標（平成 19 年度予算と比べて 15.5%の縮減）を大きく上回る 21.6%の額を節減している。

随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成 24 年度において 6 件となり、

契約件数ベースでは前年度に引き続き計画を達成している。

福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や機構独自の本俸引き下げ、平成 24 年 4 月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により人件費を平成 17 年度との比較において 22.1%の削減を実施した結果、平成 24 年度（平成 25 年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね 100 ポイント（100.4 ポイント）となり計画を達成し、給与水準の適正化に努めている。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の介護基盤の緊急整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が中期計画の目標値（75 日）を大幅に上回る実績（36.9 日）を上げ、利用者サービスの向上を図っている。また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上等に努めた結果、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ている。

これらを踏まえると、平成 24 年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

（１）法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。

具体的な取組みとしては、トップマネジメント機能を補佐するために、理事長が主宰する経営企画会議を毎月 2 回開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長の経営方針を役員及び幹部職員に対して示し、徹底を図っている。同時に、組織内のイントラネットにより、全職員に対してもれなく伝えるなど、組織内における問題意識の共有化を図ることにより、理事長の意向が組織運営に反映される環境の整備を推進している。また、役員連絡会を毎週開催し、役員間の情報や問題意識について共有化を図っている。

東日本大震災への対応にあたっては、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施している。さらに、平成 24 年度においては、貸付部門及び経営支援部門が連携した平成 23 年度末における返済猶予中の貸付先 50 法人全てに対する実地調査等の実施、また、東日本大震災の復興応援企画として、福祉医療貸付部、顧客業務部、共済部及び助成事業部が連携した被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）における復興支援セミナーの開催など、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門

性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、平成24年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）するとともに、ガバナンスの更なる高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進している。

さらに、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図っている。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、また、東日本大震災への対応については、昨年度に引き続き、総力を挙げて支援に努めているなど、中期計画で定めた取組を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

金融庁検査準備室において、各事業におけるリスクの洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、それを踏まえて、態勢整備を含め、内部統制環境の高度化を図るための態勢構築に向けたロードマップを作成するなど、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図っている。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、リスク危機管理基本方針に基づいた機構のリスク対応計画について、各部が自己評価を実施した結果を取りまとめ、リスク管理委員会においてリスク対応計画の是正・改善を図っている。

また、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため策定した事業継続計画について実施すべき事項を見直し、災害時に全役職員の安否確認をするシステムの導入を決定し、平成25年度から運用を開始することとしている。

品質マネジメントシステムの運用については、ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い」との評価を受けた。また、業務の合規性及び業務の継続的改善の観点から、全部署を対象に内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等の業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

さらに、職員の業務改革等に対する意見を聴取するため、理事長自らが若手職員との意見交換会を実施するとともに、意見提案箱により、業務改善にかかる意見提案を募集するなど、職員の意識改革・意欲向上を踏まえた更なる業務改善活動の活性化を図っている。

以上のように、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るとともに、業務改善活動を推進しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（２）業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET）については、業務・システム最適化計画に基づき、運用経費を縮減するための新システムの設計・開発を実施し、平成24年5月に「クラウド環境提供事業者」を、平成24年7月に「運用・保守事業者」を選定し、平成24年10月から新システムの運用を開始している。

退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達については、契約時に設定したサービスレベルの水準の適否を定期的に確認するなど適正な管理を実施している。また、平成25年度の入力

作業等の委託業務の調達にあたっては、業務・システム最適化計画に基づき、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件及び、サービスレベルを設定し、適正な管理を可能としつつ安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検するなど、作業実施の効率化を図っている。

また、CIO及びCIO補佐官を中心として、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価を行い、第3期中期計画期間に向けての課題整理と見直し方針の取りまとめを実施したうえで、第3期中期情報化推進計画の内容を決定し、情報化推進体制の強化を図っている。

さらに、情報管理担当部署の専門性の向上を図るため外部研修の受講とともに、福祉医療機構の職員のITリテラシー向上を図るため、CIO補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、事務の効率化及び経費の節減の観点から業務方法の見直しによってコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、中期目標期間の最終年度である平成24年度において中期目標（平成19年度予算と比べて15.5%の縮減）を大きく上回る21.6%の額を節減し、中期計画を達成することができている。

随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成24年度において6件となり、契約件数ベースでは前年度に引き続き計画を達成することができている。また、「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを引き続き着実に実施するとともに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成25年3月に開催し、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っている。

福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる福祉医療機構独自の本俸引き下げ、平成24年4月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により、人件費を平成17年度との比較において22.1%の削減を実施した結果、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね100ポイント（100.4ポイント）となり計画を達成することができている。さらに、国家公務員の退職手当金の支給水準が段階的に引き下げられたことに伴い、福祉医療機構においても同様の改正を行い、引き続き、給与水準の適正化に努めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減については、中期目標を大きく上回る21.6%の額を節減することにより中期計画を達成するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に実施するなど、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成23年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホー

ム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（296件 122,697 百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（423 件、28,974 百万円）している。その結果、平成 24 年度における審査件数は 1,041 件、審査額は 184,540 百万円となり、引き続き、待機児童解消のための保育所整備の需要及び東日本大震災の被災地における災害復旧・復興資金に対する高い資金需要に迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。

また、国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進及び養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等の導入を図っている。個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の初期段階から融資相談を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行っている。さらに、国の政策目標に即した施設整備を支援するため、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備に関する調査を平成 23 年度に引き続き実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について標準モデルを作成し、機構ホームページ及び月刊誌 WAM 誌上にて公表するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、利用者サービスの更なる向上を図っている。

東日本大震災において被災された社会福祉施設等に対し、平成 24 年度も引き続き、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施（44 件 6,434 百万円）したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援している。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の緊急整備等について、優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、貸付契約額は 148,509 百万円（平成 23 年度 139,910 百万円）、資金交付額 157,513 百万円（平成 23 年度 127,834 百万円）となり、いずれも前年度を上回り、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。

また、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 12 ブロックで計 18 回開催するとともに、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、利用者サービスの更なる向上を図っている。

東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成 24 年度も引き続き、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別

相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行うとともに、迅速な対応により審査を実施（119施設 23,599百万円）したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援していることが認められる。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成24年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.25%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成23年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.19%低下することができ、第2期中期目標期間において最も低い比率となっている。

この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、適切な経営改善支援策を講じたこと、さらには、リスク管理債権に係る情報については、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部署へフィードバックしたことなどの効果が現れたことがあげられる。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.61%）を含めると2.86%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じるとともに、平成23年度末における当該返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握したうえで、既往貸付金に対する返済の可否などについて相談するなど、積極的な支援策を講じているところであり、引き続き、福祉医療機構の総力をあげて取り組んでいくことを期待する。

以上のように、リスク管理債権比率の抑制への取組みや東日本大震災への対応など、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、福祉医療機構からの情報発信を強化するため、機構の独自性を発揮する情報を新たに追加するなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は3,590人となり、年度計画の目標値（2,070人）を上回る実績をあげている。また、セミナーに対する満足度指標も79.2ポイントとなり、中期計画の目標値（65ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、有益な情報が提供されていると考えられる。

個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は375件となり、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査においては、アンケートを回収した144施設の診断先のうち、138施設（95.8%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得られており、的確な診断が実施されていると考えられる。また、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況

と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のサービスを新たに開始するなど、顧客サービスの向上に努めている。

なお、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性を発揮したセミナーを実施している。また、病院・医療経営指導のノウハウの民間への普及については、具体的な手法の検討及び試行的実施として、都市銀行と共同した医療経営セミナーを開催するとともに、民間金融機関に対し病院等の最近の経営動向を含めた医療等に関する研修会を実施し、併せて、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等について、民間金融機関等に対しニーズの把握のための調査を行うなど、適切に対応している。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業については、政策動向や国民ニーズを踏まえ、「東日本大震災被災者支援」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」の4分野を重点的に支援する事業として位置づけ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、公募により助成を実施している。加えて、平成24年度分助成事業の災害福祉広域支援事業については、外部有識者からなる検討会を設置し、災害福祉支援ネットワークの体制などについて検討を行い、その検討内容を踏まえ、国と協議のうえ、災害福祉支援ネットワーク構築のための助成事業にかかる募集を実施し、助成を行っている。

なお、募集に際しては、専門紙、各地のNPOセンター、各種の情報ポータルサイトなどに協力を要請するとともに、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を新たに作成したほか、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」（登録読者数3,048人）の配信など、WAMNET基盤や機構ホームページなどを活用し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。

助成事業の審査、採択については、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、同審査・評価委員会において審査、採択を行っている。

また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を公表するとともに次年度の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させている。特に、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

さらに、助成事業の成果（効果）については、平成24年度分助成事業のうち92.3%が、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得られている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.0%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）も得られている。

民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国3か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、今後のNPOなどによる民間の福祉活動のあり方や期待される役割などについて考えることを目的として、復興庁職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動報告や課題の提議、各界の有識者によるディ

スカッション等を行うシンポジウムを開催している。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化などに取り組んだ結果、退職手当金の請求（930億円）が当初計画（789億円）より大幅に増加したにもかかわらず、平均処理期間が36.9日となり、中期計画の目標値75日を大幅（38.1日短縮）に上回る実績をあげている。

また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めるとともに、共済契約者に対する利用案内に加え、機構ホームページにおいて電子届出システムの機能を公開したことなどにより、利用率は84%と非常に高い水準となり、利用者アンケート調査において、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られている。

これら電子届出化を進めたことにより、利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現している。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成24年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成23年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年7.85%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.80%）を確保することができている。この結果、平成24年度末における繰越欠損金については、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

当該事業については、業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始し、介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信など新たな取組みを行うなど提供する情報の質の向上を図るとともに、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報については廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したほか、見直しの基本方針を踏まえ、介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けて関連情報を集約し情報提供を行うなど提供する情報の重点化が図られている。

また、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。

なお、年間ヒット件数及び利用者満足度指数については、中期計画の目標値を下回っている。これは、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報を廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したことによるものと考えられるが、今後、利用者のニーズに即した情報を提供することにより、より多くの方に、WAM NETを利用していただき、ヒット数及び利用者満足度指数の向上に取り組んでいくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、平成 23 年 12 月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施しており、当該変更による事業規模の縮減効果の有無について貸付実行データを分析し、報告書に取りまとめるとともに、当該データについては国に対して毎月提供している。

また、返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件の変更措置を講じるなど、利用者の生活安定を支援することに寄与している。

さらに、貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、福祉医療機構ホームページによる広報と併せて、リーフレットを作成し、受託金融機関、関係団体等に配布するとともに、反社会的勢力排除の周知について関係団体等に協力を依頼している。

平成 24 年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、当期総損失 44 百万円を予定どおり計上し、安定的で効率的な業務運営を図っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図っている。また、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置を講じるなど、延滞債権の発生抑制に努めている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(4) 財務内容の改善等について

平成 24 年度においては、年金担保貸付勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37 件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

保有資産の見直しについては、宝塚宿舍及び川西宿舍においては、近隣住民との土地

の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となったため、急ぎよ金銭納付を行うこととなり、平成 24 年 3 月入札を行った結果、落札決定し、5 月に売却代金決済を行い、9 月に国庫納付を完了している。また、その他の保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、玉川宿舎及び高槻宿舎を除き、平成 25 年 4 月に退去を完了させ、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めている。

以上のように、財務内容の改善等が適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。また、人材の育成については、福祉・医療分野における専門家等を招いて 14 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成 24 年度末の常勤職員数は 251 人（再雇用職員 4 人を含む。）、期初の常勤職員数（299 人）の 83.9% となり、中期計画（期初の常勤職員数の 100% 以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定においては、平成 24 年度は当期総利益を計上し、繰越欠損金が大幅に減少したところであるが、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいことから、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくべきである。

③ 組織体制・人件費管理について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、年齢・地域・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントの水準を維持していくよう努めていくことを期待する。

また、健康保険料の労使負担割合の見直しについては、被保険者負担分の保険料率を平成 24 年度から 3 年間段階的に引き上げ、労使折半とすることを決定し、実施しているところであるが、当委員会としては、今後とも、同決定の実施状況について注視していくこととする。

④ 事業費の冗費の点検について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

⑤ 契約について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、随意契約によるものを再委託している案件（１件）については福祉医療貸付事業に係るALMシステムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家（システム開発業者）にその運用を再委託したものであり、適切なものと認められる。

また、契約にあたっては、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めており、今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取り組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線」と「組織の健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を支援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議においては、理事長から役員・幹部職員に対して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示（進発・経営企画会議理事長示達）がなされているなど、理事長のリーダーシップが強く発揮されていることが認められる。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して指示すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底するなど、理事長の意向が組織運営にいち早く反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、リスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行い、福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築しており、加えて、平成24年度においては、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、改めて各事業におけるリスクを洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、態勢整備を含め、更なる内部統制態勢の構築に向けたロードマップを作成している。

さらに、各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目として、内部統制の整備状況について監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

内部統制の整備を通じて、役職員が経営の方向性や理事長の考えを共通認識として持つことにより、主体性を持った取組が行われることになり、また組織全体のリスクの把握が行われることにより、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

また、「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 25 年 5 月 20 日政策評価・独立行政法人評価委員会）において、平成 24 年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価の重点事項として示された「検査・試験・評価等業務」に福祉医療機構の福祉医療経営指導事業（個別経営診断）が対象とされているところであるが、業務の効率化や利用者の利便性の向上等について、適切に対応していることが認められ、今後とも国民のニーズを把握したうえで、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

平成24年度業務実績評価シート

氏 名	
-----	--

平成 24 年 度 評 価 項 目 に つ い て

区 分		24 年度計画記載項目	頁
第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置			
	評価項目 1	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1
	評価項目 2	2 業務管理（リスク管理）の充実	6
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
	評価項目 3	1 業務・システムの効率化と情報化の推進	11
	評価項目 4	2 経費の節減	15
第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			
	評価項目 5	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	25
	評価項目 6	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	34
	評価項目 7	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	43
	評価項目 8	4 福祉医療経営指導事業	52
	評価項目 9	5 社会福祉振興助成事業	61
	評価項目 10	6 退職手当共済事業	72
	評価項目 11	7 心身障害者扶養保険事業	78
	評価項目 12	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）	91
	評価項目 13	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	95
	評価項目 14	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	101
第4 予算、収支計画及び資金計画 第5 短期借入金の限度額 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途			
	評価項目 15	第4 予算、収支計画及び資金計画	106
		第5 短期借入金の限度額	107
		第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	107
		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	108
		第8 剰余金の使途	108
第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
	評価項目 16	1 職員の人事に関する計画	112
		2 施設及び設備に関する計画	113
		3 積立金の処分に関する事項	113

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
第 2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。	第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。	第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 （１）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 （１）事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 【組織のスリム化等】#1 ○ 組織のスリム化及びガバナンスの更なる高度化を推進するための組織体制の整備を図るため、平成24年4月に次のとおり組織改正を行った。 a 共済部計画課と給付課を統合し、退職共済課を新設（課長ポスト▲1名） b 年金貸付部年金業務課に住宅債権課を統合（課長ポスト▲1名） c ガバナンスの更なる高度化を推進するため、業務管理課を新設 《添付資料：1》
	（２）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。	（２）トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。	【経営企画会議・役員連絡会の運営】#2 ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を23回開催し、理事長からの「平成24年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による平成24年度重点目標の指示、第3期中期計画等の策定、平成23年度業務実績評価及び第2期暫定評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。 ○ 組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図るため、役員連絡会を年間41回開催し、重要事項等に迅速かつ的確に対応した。
	（３）多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	（３）民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、地域における福祉と医療の民間活動を支援する。	【業務間の連携強化】#3 ○ ガバナンスの更なる高度化に向け、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るため、各部におけるリスクを洗い出し、各部のリスクについて分析した。 また、金融庁検査準備室と業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、新たに方針案を作成した。 《添付資料：2》 ○ 福祉と医療の連携を支援するための「業務間連携強化プロジェクト」を7回及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」を15回開催し、機構の総合力の強化

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 1	評 定	S
	トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的に開催し、理事長からの「平成24年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、平成24年度重点目標の指示、第3期中期計画等の策定、平成23年度業務実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を開催し、組織内での情報の共有化を図った。 東日本大震災への対応については、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、WAM N E Tを活用した被災地支援団体用掲示板コーナーによる情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成事業の重点化や災害福祉広域支援ネットワーク構築に係る助成、退職手当共済制度加入者に対する未請求者等の解消のための周知、心身障害者扶養保険事業に係る保険料の納付期限の再延長、年金担保貸付・労災年金担保貸付並びに承継年金住宅融資における返済条件の変更などを各事業において実施した。また、平成23年度末において返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握するとともに、施設の復興に係る新規融資や既往貸付金にかかる返済についての相談を行い、また、東日本大震災の復興応援企画として、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における復興支援セミナーを福祉医療貸付部、顧客業務部、共済部及び助成事業部が連携して4回開催するとともに、セミナー開催と併せて、個別の融資相談、経営相談及び退職手当共済に関する相談を実施した。さらに、被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧に関する支援策を提案するため、貸付関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を開催し、東日本大震災事業者再生支援機構等の動向を把握するとともに、機構の相談態勢等の対応について検討した。このように、東日本大震災への対応については、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、WAMの総力を挙げて支援に努めた。 業務運営体制の整備については、平成24年4月の組織改正において、共済部計画課と給付課の統合、年金貸付部年金業務課に住宅債権課を統合して組織のスリム化を図るとともに、ガバナンスの更なる高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制を整備した。 また、ガバナンスの更なる高度化に向けた取り組みとして、業務管理課を新設したことに加えて、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、各部におけるリスクの洗い出しや分析を実施するとともに、金融庁検査準備室、業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るための新たな方針案を作成することができた。 以上のとおり、平成24年度においては、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、重要案件に対応するとともに、役員連絡会を開催することにより、年間を通じて組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図ることができた。また、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図るとともに、ガバナンスの更なる高度化を推進するため、効率的かつ効果的な業務運営体制を確立することができた。さらに、東日本大震災については、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、WAMの総力を挙げて被災地への支援を推進することができた。			（委員会としての評定理由） 福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。 具体的な取り組みとしては、トップマネジメント機能を補佐するために、理事長が主宰する経営企画会議を毎月2回開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長の経営方針を役員及び幹部職員に対して示し、徹底を図っている。同時に、組織内のイントラネットにより、全職員に対してもれなく伝えるなど、組織内における問題意識の共有化を図ることにより、理事長の意向が組織運営に反映される環境の整備を推進している。また、役員連絡会を毎週開催し、役員間の情報や問題意識について共有化を図っている。 東日本大震災への対応にあたっては、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施している。さらに、平成24年度においては、貸付部門及び経営支援部門が連携した平成23年度末における返済猶予中の貸付先50法人全てに対する実地調査等の実施、また、東日本大震災の復興応援企画として、福祉医療貸付部、顧客業務部、共済部及び助成事業部が連携した被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における復興支援セミナーの開催など、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。 また、平成24年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）するとともに、ガバナンスの更なる高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進している。 さらに、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図っている。 以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、また、東日本大震災への対応については、昨年度に引き続き、総力を挙げて支援に努めているなど、中期計画で定めた取組を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。	

【評価の視点】 ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。	【実績：○】 - 平成24年度においては、組織のスリム化を行うため、共済部計画課と給付課の統合、年金貸付部年金業務課に住宅債権課を統合するとともに、ガバナンスの高度化を推進するため、総務企画部内に業務管理課を新設するなどの組織改正を行った。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 【実績：○】 - トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的に開催し、理事長からの「平成24年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、平成24年度重点目標の指示、第3期中期計画の策定、平成23年度業務実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗及びプロセスの監視を行った。 また、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図るため、役員連絡会を開催し、重要事項等に迅速かつ的確に対応した。 ※ 業務実績P1【経営企画会議・役員連絡会の運営】#2参照 【実績：○】 - ガバナンスの更なる高度化に向け、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置した。 - 金融庁検査準備室において、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るため、各部におけるリスクを洗い出し、各部のリスクについて分析した。 また、金融庁検査準備室と業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、新たに方針案を作成した。 - 福祉と医療の連携を支援するための「業務間連携強化プロジェクト」を7回及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」を15回開催し、機構の総合力の強化を図るための取組みについて検討を実施した。 - 助成事業部と情報システム室が連携し、助成事業部が開催する平成24年度助成内定団体向けの事務説明会及び被災地助成先調査にWAM NET事業課が同行し、WAM NETの概要を説明するとともに、WAM NET上のイベント広場及び東日本大震災に係る被災地支援団体用の掲示板の活用促進のため広報を行った。 - 東日本大震災において被災された貸付先については、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じたところであるが、平成23年度末において返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握するとともに、施設の復興に係る新規融資や既往貸付金にかかる返済の相談を行い、併せて、貸付先から経営支援事業に対する要望等を聴取し、機構が開催する復興支援セミナー等のテーマ設定に反映させるとともに、機構の経営分析参考指標に基づく全国平均と当該施設の経営状況等の比較表を作成し、提供することにより、施設の経営を支援した。 - 東日本大震災の復興応援企画として、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における復興支援セミナーを、福祉医療貸付部、顧客業務部、共済部及び助成事業部が連携して4回開催	（各委員の評定理由、業務への提言） - 経営企画会議を月2回行うなど各種委員会を通じて効率的に運営している。 - 課長ポストを減らして効率化を達成。一方で職員のモチベーションアップに配慮して働きがいのある職場プロジェクトを行うなど、効果的な業務運営体制を整備し、トップマネジメントによる経営を行った。 - いつもながら、新しい取り組み、工夫を重ね、効率を高める努力がなされている。東日本大震災への取り組みを積極的に行っている。 - 組織のスリム化や、ガバナンス推進のための組織体制整備及び、経営企画会議の内容精査等々、常に見直しと新しい取り組みを導入しようとする意欲が感じられる。 - これまでの努力が継続され、組織を統合して課長ポストを減らすなど、確実にスリム化するための成果をあげている。理事長による係長以上の個人面接、若手職員にはグループ面接を行うなど、トップダウンでの組織運営が確実に成果を上げ、職員の士気を高めていると評価できる。また、一昨年3月11日に起こった東日本大震災への対応として、引き続き多彩な取り組みが継続され、新たな提案を行うためのプロジェクトチームの開催が、復興活動を効果的に行うことにつながっていると考えられる。さらに、ガバナンス態勢のさらなる高度化に向けて、リスク・コンプライアンス委員会などが適切に機能しており、業務間の連携などもさらに強化されている。「働きがいのある職場作り」などの提言も注目される。こうした努力の成果が確実に表れており、「S」評価は妥当と考えられる。 - 機構のガバナンス体制は適正に強化された。
--	--	---

■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 （政・独委評価の視点）	するとともに、セミナー開催と併せて、個別の融資相談、経営相談及び退職手当共済に関する相談を実施するなど、法人ごとの実情に応じ、各担当部が連携のもと適切に対応した。 ・8月29日 社会福祉施設経営セミナー（宮城）参加者 87名 ・9月 7日 社会福祉施設経営セミナー（岩手）参加者100名 ・12月10日 医療施設経営セミナー （宮城）参加者 71名 ・2月27日 社会福祉施設経営セミナー（福島）参加者87名 ・ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権の未然防止を図る（実績15貸付先）とともに、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携し、福祉医療貸付資金における大口貸付先に対し、今後の経営方針及び償還確実性等を把握するためのヒアリングを実施した。（実績6貸付先） ・ 債権の管理・回収を担当している顧客業務部と年金貸付部が連携し、専門家（サービサー、司法書士）を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を開催し、職員の専門性の向上を図った。 ・サービサーにおける債権の管理回収業務について（平成24年11月8日開催） ・相続人の不存在について（平成25年3月14日開催） ・ 被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧に関する支援策を提案するため、貸付関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を6回開催し、東日本大震災事業者再生支援機構等の動向を把握するとともに、機構の相談態勢等の対応について検討した。 ※ 業務実績P1【業務間の連携強化】#3参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P39「内部統制」参照	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 （１）内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。	2 業務管理（リスク管理）の充実 （１）第１期中期計画において構築したＩＳＯ９００１に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。 また、業務の合規性（検査機能）及び業務の継続的改善（ＱＭＳ内部監査機能）の観点から内部監査を実施し、業務管理の充実を図る。 さらに、平成２１年度に策定した「リスク対応計画」の評価・管理手法を確立し、リスク管理活動を推進するとともに、金融庁検査の導入に向けた態勢整備を含め、更なる内部統制環境の整備を行う。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、お客さま目線に立った業務改善活動を推進するとともに、更なる活性化を図る。	2 業務管理（リスク管理）の充実 【品質マネジメントシステムの運用等】＃５ ○ リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、金融庁検査準備室において、改めて各事業におけるリスクを洗い出し、リスク管理方針の作成及び管理態勢について検討した。それを踏まえて、態勢整備を含め、更なる内部統制態勢の構築に向けたロードマップを作成した。 ○ リスク危機管理基本方針に基づいた機構のリスク対応計画について、各部が自己評価を実施した結果を取りまとめ、リスク管理委員会において、リスク対応計画の是正・改善を図った。 ≪添付資料：６≫ ○ 事業継続計画において、災害発生時の体制整備等について検討し、平成２５年度から安否確認システムを導入することを決定した。 ≪添付資料：７≫ ○ ISO9001認証機関による定期審査を平成２５年２月に受審し、「ＱＭＳに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い」との評価を受けた。 ≪添付資料：５≫ ○ 業務の合規性及び継続的改善の観点から、全部署に対し、内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的業務改善活動を推進した。 また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において、内部監査の総括報告を行った。 ○ 内部統制の更なる充実・強化を図る観点から、システムリスク把握のためEUC（End User Computing）の現状調査を実施した。 【業務改善活動の活性化】＃６ ○ 「働きがいのある職場づくりプロジェクトチーム」から、役員及び幹部職員に対して、強く明るい職員を目指し自ら働きがいのある組織としてのお客さま満足追求のための提案がなされ、対応方針を定め、対応可能なものから順次実施した。 ○ 職員の業務改革等に対する意見を聴取するため、理事長自らが若手職員を中心に意見交換会を実施（６回）するとともに、平成２４年１月から運用している意見提案箱について、各職員の制度に対して積極的な活用を図るため、強化月間を設け、業務改善にかかる意見提案を募集した。（意見２件、提案５件） ≪添付資料：８≫ ○ 平成２３年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとのコストを把握した。
	（２）福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ＡＬＭ（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。	（２）ＡＬＭ（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分	【ＡＬＭシステムの活用】＃７ ○ 平成２４年度においては、平成２３年度決算に基づき、ＡＬＭ分析（マチュリティアダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。 平成２３年度から新たに実施している償還期間３０年の融資制度及び借入期間３０年

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
		析を行う。	の財政融資資金による資金調達、並びに東日本大震災の復旧・復興のため超長期（償還期間39年）の優遇融資の影響により、デュレーションは、運用・調達サイドともに延伸され、デュレーションギャップは前年度に比べ、若干拡大したものの、過去5年間の決算に基づく分析結果と概ね同程度の値であったことから、金利リスクについて特に問題がない状況であることを確認した。 ○ A L Mシステムを活用して、財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。 ○ 複数の金利シナリオによる金利収支差の将来推移の分析を実施した。
	（3）個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。	（3）情報資産の安全確保のため、最高情報セキュリティ責任者（C I O）を中心として情報セキュリティの強化を図る。 また、個人情報保護マニュアルの一層の周知徹底を図るとともに、個人情報保護に関する管理体制の更なる整備を図る。	【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8 ○ 情報セキュリティ対策の強化を図るため、情報漏洩に係る技術的対策として、迷惑メールのブロック機能及びインターネットのウィルス検知機能を追加するとともに、役職員が使用するパソコンについて、メーカーのサポート期間が満了となることからセキュリティ確保のため、OSのバージョンアップを実施した。 また、人的対策として、任意に抽出した職員に対し、標的型不審メール対処訓練（3回）を実施するとともに、役職員全員に対し、自己点検及びe-ラーニング方式による情報セキュリティ研修を実施した。 ○ 内部統制の更なる充実・強化の観点から、個人情報保護に関して周知徹底を図るためのe-ラーニング方式による研修を役職員全員に対して実施した。《添付資料：9》

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 2	評 定	A
	リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、各事業におけるリスクの洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討した。それを踏まえて、態勢整備を含め、内部統制環境の高度化を図るための態勢構築に向けたロードマップを作成した。 機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、リスク危機管理基本方針に基づいた機構のリスク対応計画について、各々が自己評価を実施した結果を取りまとめ、リスク管理委員会においてリスク対応計画の是正・改善を図った。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため策定した事業継続計画について実施すべき事項を検討し、安否確認システムの導入を決定するなど見直しを行った。品質マネジメントシステムの運用については、ISO9001認証機関による定期審査受審した結果、指摘事項はなく「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い」との評価を受けるとともに、業務の合規性及び業務の継続的改善の観点から、全部署に対し、内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的業務改善活動を推進することができた。 また、「働きがいのある職場づくりプロジェクトチーム」から、役員及び幹部職員に対して、強く明るい職員を目指し自ら働きがいのある組織としてのお客さま満足追求のための提案を行い、当該提案に対する対応方針を定め、対応可能なものから順次実施した。 さらに、職員の業務改革等に対する意見を聴取するため、理事長自らが若手職員を中心に意見交換会を実施（6回）するとともに、平成24年1月から運用している意見提案箱について、各職員の制度の積極的な活用を図るため、強化月間を設け、業務改善にかかる意見提案を募集（意見2件、提案5件）するなど、更なる業務改善活動の活性化を図った。 A L Mシステムの活用については、平成23年度決算に基づき、A L M分析（マチュリティラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した結果、平成23年度から新たに実施している償還期間30年の融資制度及び借入期間30年の財政融資資金による資金調達、並びに東日本大震災の復旧・復興のため超長期（償還期間39年）の優遇融資の影響により、デュレーションギャップは前年度に比べ、若干拡大したものの、過去5年間の決算に基づく分析結果と概ね同程度の値であったことから、特に問題がないことを確認するとともに、複数の金利シナリオによる金利収支差の将来推移の分析を実施した。 個人情報保護の取組みについては、内部統制の更なる充実・強化の観点から、役職員全員に対してe-ラーニング形式による研修を実施し、個人情報保護に関して周知徹底を図った。 情報セキュリティ対策については、技術的対策として、迷惑メールのブロック機能及びインターネットのウィルス検知機能を追加するとともに、セキュリティ確保のため、役職員が使用するパソコンについてOSのバージョンアップを実施した。また、人的対策として、任意に抽出した職員に対し、標的型不審メール対処訓練を実施するとともに、役職員全員に対し、自己点検及びe-ラーニング方式による情報セキュリティ研修を実施することにより、情報セキュリティ対策の充実を図ることができた。			（委員会としての評定理由） 金融庁検査準備室において、各事業におけるリスクの洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、それを踏まえて、態勢整備を含め、内部統制環境の高度化を図るための態勢構築に向けたロードマップを作成するなど、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図っている。 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、リスク危機管理基本方針に基づいた機構のリスク対応計画について、各々が自己評価を実施した結果を取りまとめ、リスク管理委員会においてリスク対応計画の是正・改善を図っている。 また、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため策定した事業継続計画について実施すべき事項を見直し、災害時に全役職員の安否確認をするシステムの導入を決定し、平成25年度から運用を開始することとしている。 品質マネジメントシステムの運用については、ISO9001認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い」との評価を受けた。また、業務の合規性及び業務の継続的改善の観点から、全部署を対象に内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等の業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。 さらに、職員の業務改革等に対する意見を聴取するため、理事長自らが若手職員との意見交換会を実施するとともに、意見提案箱により、業務改善にかかる意見提案を募集するなど、職員の意識改革・意欲向上を踏まえた更なる業務改善活動の活性化を図っている。 以上のように、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るとともに、業務改善活動を推進しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
				（各委員の評定理由、業務への提言） ・ 例年通り I S O に基づいた品質マネジメントシステムを行っている。若手職員との意見交換は面白い取組である。 ・ リスク対応計画、リスク管理委員会など、リスクの洗い出しやリスク管理体制の検討、それを踏まえた体制整備、体制構築に向けたロードマップ作成が行われている。さらに、I S O 9 0 0 1 も取得し、管	

【評価の視点】 ○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 ○ A L Mシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。	【実績：○】 ・ リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、金融庁検査準備室を7回実施し、改めて各事業におけるリスクを洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討した。それを踏まえて、態勢整備を含め、更なる内部統制環境の高度化を図るための態勢構築に向けたロードマップを作成した。 ・ リスク危機管理基本方針に基づいた機構のリスク対応計画について、各部が自己評価を実施した結果を取りまとめ、リスク管理委員会において、リスク対応計画の是正・改善を図った。 ・ 事業継続計画において、災害発生時の体制整備等について検討し、平成25年度から安否確認システムを導入することを決定した。 ・ ISO9001認証機関による定期審査を平成25年2月に受審し、「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い」と評価され、認証を継続することができた。 ・ 業務の合规性及び継続的改善の観点から、全部署に対し、内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的業務改善活動を推進した。 また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において、内部監査の総括報告を行った。 ・ 内部統制の更なる充実・強化を図る観点から、システムリスク把握のためEUC（End User Computing）の現状調査を実施した。 ※ 業務実績P6【品質マネジメントシステムの運用等】#5参照 【実績：○】 ・ 「働きがいのある職場づくりプロジェクトチーム」から、役員及び幹部職員に対して、強く明るい職員を目指し自ら働きがいのある組織としてのお客さま満足追求のための提案がなされ、対応方針を定め、対応可能なものから順次実施した。 ・ また、職員の業務改革等に対する意見を聴取するため、理事長自らが若手職員を中心に意見交換会を実施（6回）するとともに、平成24年1月から運用している意見提案箱について、各職員に対して制度の積極的な活用を図るため、強化月間を設け、業務改善にかかる意見提案を募集した。（意見2件、提案5件） ※ 業務実績P6【業務改善活動の活性化】#6参照 【実績：○】 ・ 平成23年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとのコストを把握した。 ※ 業務実績P6【業務改善活動の活性化】#6参照 【実績：○】 ・ 平成24年度においては、平成23年度決算に基づき、A L M分析（マチュリティラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した結果、平成23年度から新たに実施している	理レベルが高い。また、働きがいのある職場づくりプロジェクトチームを策定し、強く明るい職員の育成、それら職員によるお客さま満足追求ための提案と実行など、職場環境づくりや効率的で質の高い業務運営に努めている。 ・ 危機管理対策本部の設置、情報共有もしっかりと行われている。 ・ ワークライフバランス確立への努力がうかがえる。いわゆる「お客さま満足」が目に見えることで、働きがいにつながると思われるが、その辺りの取り組みについて明示されているとよい。 ・ 内部監査の効果を、どのように評価しているか明示してはどうか。 ・ I S O 9 0 0 1に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の認証を更新し、「品質向上活動への管理レベルは高い」との評価を得たとのこと。顧客満足度の向上をめざすためのP D C Aサイクルが確実に機能し、良質なサービス提供に大きな成果をあげていると評価できる。また、「働きがいのある職場作り」PTで取り組んでいるテーマなども注目され、今後、業務改善活動がさらに進展することが期待される。 ・ リスク管理委員会は適正に機能している。
--	---	--

○ 個人情報を適切に管理しているか。 ○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。 ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	償還期間30年の融資制度及び借入期間30年の財政融資資金による資金調達並びに東日本大震災の復旧・復興のための超長期（償還期間39年）の優遇融資の影響により、デュレーションは、運用・調達サイドともに延伸され、デュレーションギャップは前年度に比べ、若干拡大しているものの、過去5年間の決算に基づく分析結果と概ね同程度の値であったことから、金利リスクについて特に問題がない状況であることを確認した。 ※ 業務実績P6【ALMシステムの活用】#7参照 【実績：○】 - 内部統制の更なる充実・強化の観点から、個人情報保護に関して周知徹底を図るためのe-ラーニング方式による研修を役職員全員に対して実施した。 ※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照 【実績：○】 - 情報漏洩に係る技術的対策として、迷惑メールのブロック機能及びインターネットのウィルス検知機能を追加するとともに、役職員が使用するパソコンについて、メーカーのサポート期間が満了となることからセキュリティ確保のため、OSのバージョンアップを実施した。 - また、人的対策として、任意に抽出した職員に対し、標的型不審メール対処訓練（3回）を実施するとともに、役職員全員に対し、自己点検及びe-ラーニング方式による情報セキュリティ研修を実施することにより、情報セキュリティ対策の充実を図った。 ※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P39「内部統制」参照	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
第 3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9 ○ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）については、業務・システム最適化計画に基づき、運用経費を縮減するための新システムの設計・開発を実施し、「クラウド環境提供事業者」を平成24年5月に、「運用・保守事業者」を平成24年7月に選定し、平成24年10月から運用を開始した。 ≪添付資料：10、11≫ ○ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務については、契約時に設定したサービスレベルの水準の適否を定期的に確認するなど適正な管理を実施し、平成25年度の入力作業等の委託業務の調達にあたっては、業務・システム最適化計画に基づき、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し、適正な管理を可能としつつ安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成し調達を実施した。 ○ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等業務については、CIO補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検するなど、作業実施の効率化を図った。
（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。	（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。	【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10 ○ 福祉医療貸付事業については、平成24年度融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修を実施した。 ○ 福祉医療貸付事業及び経営支援事業については、介護報酬及び診療報酬の改定への対応を図るため、事業報告書等電子報告システム及び経営分析参考指標策定システムの改修を実施した。 ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、債権一部譲渡期間終了等への対応を図るため、年金住宅融資債権管理回収システムの改修を実施した。
（3）情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務	（3）情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図ると	（3）業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任	【情報化推進体制の強化等】#11 ○ 情報化統括責任者（CIO）補佐官の契約期間が平成24年10月で満了することに伴い、引き続き、情報化推進体制の強化を図るため、平成24年10月に情報化統括責任

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
上必要となる職員のＩＴ技能の習得を推進すること。	ともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うＩＴ技術に精通した人材の育成を図る。	者（ＣＩＯ）補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、ＩＴ技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講等を実施する。	者（CIO）補佐官を企画競争にて選定した。 ○ 情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を中心として、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価を行い、第3期中期計画期間に向けての課題整理と見直し方針の取りまとめを実施したうえで、第3期中期情報化推進計画の内容を決定した。 【ＩＴ技能の習得】#12 ○ 情報化推進及び情報システムの運用管理向上を図るために、教育・訓練プログラムに基づき、外部研修を17回受講した。
	（４）各業務の特性に応じて、当該業務に必要なＩＴに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。	（４）各業務の特性に応じて、当該業務に必要なＩＴに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	【職員研修の実施】#13 ○ 機構職員のＩＴリテラシー向上を図るため、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を14回（受講者：191名）、また、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官によるＥＵＣ（End User Computing）のリスクに関する研修（受講者：27名）を実施した。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 3	評 定	A
	福祉保健医療情報サービス事業（WAM N E T事業）については、業務・システム最適化計画に基づき、運用経費を縮減するための新システムの設計・開発を実施し、「クラウド環境提供事業者」を平成24年5月に、「運用・保守事業者」を平成24年7月に選定し、平成24年10月から運用を開始した。 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務については、契約時に設定したサービスレベルの水準の適否を定期的に確認するなど適正な管理を実施し、平成25年度の入力作業等の委託業務の調達にあたっては、業務・システム最適化計画に基づき、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し、適正な管理を可能としつつ安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成し、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、C I O補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検するなど、作業実施の効率化を図ることができた。 また、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（平成24年度融資条件の変更対応）、承継年金住宅融資等債権管理回収業務の年金住宅融資債権管理回収システム（債権一部譲渡期間終了等への対応）、福祉医療貸付事業及び経営支援事業の事業報告書等電子報告システム及び経営分析参考指標策定システム（介護・診療報酬同時改定対応）についてそれぞれ改修を実施し、機構の業務を効率的かつ安定的に支援することができた。 さらに、情報化統括責任者（C I O）及び情報化統括責任者（C I O）補佐官を中心として、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価を行い、第3期中期計画期間に向けての課題整理と見直し方針の取りまとめを実施したうえで、第3期中期情報化推進計画の内容を決定し、情報化推進体制の強化を図った。 情報化推進及び情報システムの運用管理向上を図るため、情報管理担当部署の職員が外部研修を17回受講するとともに、機構職員の I Tリテラシー向上を図るため、情報化統括責任者（C I O）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を15回実施した。			（委員会としての評定理由） 福祉保健医療情報サービス事業（WAM N E T）については、業務・システム最適化計画に基づき、運用経費を縮減するための新システムの設計・開発を実施し、平成24年5月に「クラウド環境提供事業者」を、平成24年7月に「運用・保守事業者」を選定し、平成24年10月から新システムの運用を開始している。 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達については、契約時に設定したサービスレベルの水準の適否を定期的に確認するなど適正な管理を実施している。また、平成25年度の入力作業等の委託業務の調達にあたっては、業務・システム最適化計画に基づき、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件及び、サービスレベルを設定し、適正な管理を可能としつつ安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、情報化統括責任者（C I O）補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検するなど、作業実施の効率化を図っている。 また、C I O及びC I O補佐官を中心として、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価を行い、第3期中期計画期間に向けての課題整理と見直し方針の取りまとめを実施したうえで、第3期中期情報化推進計画の内容を決定し、情報化推進体制の強化を図っている。 さらに、情報管理担当部署の専門性の向上を図るため外部研修の受講とともに、福祉医療機構の職員の I Tリテラシー向上を図るため、C I O補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を実施し、当該業務に必要な I Tに関する技能の向上を図っている。 以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
【評価の視点】 ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するた	【実績：○】 ・ WAM N E Tについては、「業務・システム最適化計画」に基づき、運用経費を縮減するための新システムの設計・開発を実施し、「クラウド環境提供事業者」を平成24年5月に、「運用・保守事業者」を平成24年7月に選定し、平成24年10月から運用を開始した。 ・ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務については、契約時に設定したサービスレベルの水準の適否を定期的に確認するなど適正な管理を実施し、平成25年度の入力作業等の委託業務の調達にあたっては、「業務・システム最適化計画」に基づき一般競争入札にて調達するにあたり、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し、適正な管理を可能としつつ安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成し、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定することができた。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 【実績：○】			（各委員の評定理由、業務への提言） ・ クラウド運用を図るなど、コスト削減や業務の効率化に努めている。 ・ 今の時代にふさわしい新システムの導入や改善への意欲が感じられる。 ・ WAMネットシステムの見直しについては、最適化計画にのっとり新システムが開発され、平成24年10月から運用を開始したという。運用経費の縮減などが実現したということで、今後の更なる成果が期待される。また、退職手当共済事業等の入力作業の委託業務などにより、作業が効率化され、業務の安定性と質を確保できたという点は高く評価できる。なお、情報化推進体制については更なる強化が求められるので、人材育成に関しては、「働きがいのある職場作り」などとも関連させ、コスト削減で士気の低下にならないための工夫を重ねてほしい。	

めに、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。 ○ ＩＴ技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。 ○ 職員に対するＩＴに関する研修等を計画的に実施しているか。	・ 福祉医療貸付事業については、平成24年度融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修を実施した。 ・ 福祉医療貸付事業及び経営支援事業については、介護報酬及び診療報酬の改定への対応を図るため、事業報告書等電子報告システム及び経営分析参考指標策定システムの改修を実施した。 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、債権一部譲渡期間終了等への対応を図るため、年金住宅融資債権管理回収システムの改修を実施した。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10参照 [実績：○] ・ 情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官の契約期間が平成24年10月で満了することに伴い、引き続き、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を選定し、情報化推進体制の強化を図った。 ・ 情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を中心として、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価を行い、次期中期計画期間に向けての課題整理と見直し方針の取りまとめを実施したうえで、第3期中期情報化推進計画の内容を決定した。 ※ 業務実績P11【情報化推進体制の強化等】#11参照 [実績：○] ・ 情報化推進及び情報システムの運用管理向上を図るため、情報管理担当部署の職員が外部研修を17回受講した。 ※ 業務実績P12【ＩＴ技能の習得】#12参照 [実績：○] ・ 機構職員のＩＴリテラシー向上を図るため、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を14回（受講者：191名）、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官によるＥＵＣ（End User Computing）のリスクに関する研修（受講者：27名）を実施した。 ※ 業務実績P12【職員研修の実施】#13参照	・ IT技術を基盤とした、業務・システムの効率化、情報化は順調に進捗している。
--	--	---

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																
2 経費の節減 （１）業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	2 経費の節減 （１）質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	2 経費の節減 （１）質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	2 経費の節減 【業務の外部委託の活用】#14 ○ WAM N E Tの新システム稼働に伴い、運用・保守業務の委託範囲の更なる見直し等を行うことにより、運用経費の削減を行った。 ○ 経営支援事業にかかる遠隔地で開催するセミナーにおいて、受付等の業務を現地で委託することにより、本部から派遣する職員の人数を減らし、出張費について約70万円の節減を行った。																																																
（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	 （単位：件、億円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">平成20年度実績 （参考）</th><th colspan="2">平成24年度実績</th><th colspan="2">見直し計画 （参考）</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(47.4%) 37</td><td>(34.3%) 15.8</td><td>(80.0%) 36</td><td>(79.1%) 16.3</td><td>(59.0%) 46</td><td>(77.7%) 35.7</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(24.4%) 19</td><td>(11.7%) 5.4</td><td>(6.7%) 3</td><td>(2.8%) 0.6</td><td>(33.3%) 26</td><td>(14.5%) 6.7</td></tr><tr><td>競争性のある契約 （小計）</td><td>(71.8%) 56</td><td>(46.0%) 21.1</td><td>(86.7%) 39</td><td>(81.9%) 16.9</td><td>(92.3%) 72</td><td>(92.2%) 42.4</td></tr><tr><td>競争性のない 随意契約</td><td>(28.2%) 22</td><td>(54.0%) 24.8</td><td>(13.3%) 6</td><td>(18.1%) 3.7</td><td>(7.7%) 6</td><td>(7.8%) 3.6</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100%) 78</td><td>(100%) 46.0</td><td>(100%) 45</td><td>(100%) 20.6</td><td>(100%) 78</td><td>(100%) 46.0</td></tr></table> （注）単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 ○ 随意契約等見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、機構ホームページにおいて公表済みである「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組を行い、競争性、透明性の確保を図った。 〔1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策〕 ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」等においては10日間） ・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと 等 ○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の事項の審議を徹底した。 ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること	区 分	平成20年度実績 （参考）		平成24年度実績		見直し計画 （参考）		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(80.0%) 36	(79.1%) 16.3	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7	企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(6.7%) 3	(2.8%) 0.6	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7	競争性のある契約 （小計）	(71.8%) 56	(46.0%) 21.1	(86.7%) 39	(81.9%) 16.9	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4	競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(13.3%) 6	(18.1%) 3.7	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6	合 計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 45	(100%) 20.6	(100%) 78	(100%) 46.0
区 分	平成20年度実績 （参考）		平成24年度実績		見直し計画 （参考）																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																													
競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(80.0%) 36	(79.1%) 16.3	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7																																													
企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(6.7%) 3	(2.8%) 0.6	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7																																													
競争性のある契約 （小計）	(71.8%) 56	(46.0%) 21.1	(86.7%) 39	(81.9%) 16.9	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4																																													
競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(13.3%) 6	(18.1%) 3.7	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6																																													
合 計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 45	(100%) 20.6	(100%) 78	(100%) 46.0																																													
（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。																																																	
② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。	② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。	② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。 また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。																																																	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。	② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと ○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡）により、平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約等から、契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表することとされたことを踏まえ、入札参加者に対する周知のため、機構ホームページにおいて「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」を公表し、引き続き入札公告への記載等の措置を講じた。 ○ 「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部）により、独立行政法人から公益法人等への会費支出の見直し・点検、会費支出の公表を行うこととされたことを踏まえ、会費支出の見直し・点検を実施し、機構ホームページへの公表を行った。 ○ 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）により、独立行政法人からの公益法人に対する契約による支出状況、独法からの公益法人に対する契約以外の支出状況を公表するとともに、同支出の点検・見直しを行うこととされたことを踏まえ、点検・見直しを実施し、機構ホームページへの公表を行った。 ○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。 （参考） 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）においては、主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、各独立行政法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表するとされていることから、平成24年6月に平成23年度の契約監視委員会のフォローアップ状況を総務省行政管理局に対して報告するとともに、平成24年8月に「平成23年度における契約状況のフォローアップ」を機構ホームページで公表した。 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』（平成24年9月7日付総務省行政管理局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡）等により、引き続き「契約監視委員会」を存置し、随意契約等見直し状況について厳正な事後評

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																				
			価を実施すること等とされているため、平成25年3月1日に同委員会の点検を受けた。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>件 数</th></tr><tr><td>平成23年度契約</td><td>一者応札・一者応募</td><td>5件</td></tr><tr><td rowspan="2">平成24年度契約※</td><td>競争性のない随意契約</td><td>5件</td></tr><tr><td>一者応札・一者応募</td><td>7件</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>17件</td></tr></table> ※平成24年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。 [点検の観点] <table><tr><th>区 分</th><th>点 検 の 観 点</th></tr><tr><td>随意契約</td><td>・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td></tr><tr><td>一者応札・一者応募</td><td>・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td></tr></table> [点検結果] 主な指摘としては、次のとおりであった。 ・ セミナーの会場借上げに関して、会場との契約額については、価格を引き下げるための条件や入札に参加しなかった業者に不参加の理由等をヒアリングし、改善に向けた努力が必要ではないか。 ・ 応札辞退者に対するアンケートに関して、アンケートの回答が減ってきていることから、できるだけアンケートに回答いただけるような努力をすると同時に、このアンケート結果を契約審査会等に提示して改善すべき点はないか議論しては如何か。 ・ 各業務システムの改修、運用保守等に係る契約に関して、予算の制約はあると考えるが、現行のシステム関係には、著作権や特殊な開発言語の採用など従前から課題があることから、国からの予算措置の状況によりリブレースなどを検討しては如何か。	区 分		件 数	平成23年度契約	一者応札・一者応募	5件	平成24年度契約※	競争性のない随意契約	5件	一者応札・一者応募	7件	合 計		17件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性
区 分		件 数																					
平成23年度契約	一者応札・一者応募	5件																					
平成24年度契約※	競争性のない随意契約	5件																					
	一者応札・一者応募	7件																					
合 計		17件																					
区 分	点 検 の 観 点																						
随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																						
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																						
（３）一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成１９年度予算と比べて１５.５％程度の額を節減すること。	（３）毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。	（３）業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。	【業務方法の改善等による事務効率化】＃16 ○ 事務所内の部分消灯を徹底し、電気料金について年間約91万円の削減を行った。 ○ チューブファイルの再利用促進、出張におけるパック商品の利用、カラーコピーの原則禁止及び複写機による両面印刷・集約印刷の徹底を引き続き実施した。 ○ 本部事務所の賃貸借契約の更新に当たり、価格交渉を行い、平成24年度において約29百万円の削減を行った。 ○ 経年劣化に伴う複写機のリブレースに当たり、複写機の購入と保守（５年間）をパッケージで調達することにより、保守料単価の引き下げを行い、年間約5百万円の削減を行った。 ○ WAMNETシステムのリブレースに当たり、クラウド環境の提供契約及びシステムの運用保守契約について複数年契約とすることにより、コスト削減及び事務手続き																				

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																														
			の軽減を図るとともに、IBWAMNETシステムの運用スペース等の原状復帰工事等に関して、IBWAMNETシステムのベンダーと価格交渉を行い、約17百万円の削減を行った。 ○ 助成事業において、助成先団体に対して提出書類の期限厳守や不備の防止のための連絡を効率的に行うため、WAMNET基盤を活用した助成事業メールマガジンの配信により、郵送料について約50万円の削減を行った。 ○ 平成25年度分助成事業の募集に当たって、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を作成することで、募集説明会を実施した場合の経費や作業を削減し効率化を図った。 ○ 経営支援事業の広報に係る経費について、昨年度の広報の効果、必要性及び実施方法等の検証を行ない、リーフレットの作成部数を見直して、約20万円の節減を行った。 ○ 福祉医療貸付事業にかかる特約火災保険について、お客さまからの要望や機構の事務の効率化の観点から、平成24年10月から火災保険証券の占有を要しない取扱いに改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。 ○ 福祉医療貸付事業にかかる貸付金残高証明書の発行事務について、平成25年1月から申請様式を機構ホームページから直接入手できる方法に改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。 ○ 福祉医療貸付金の返済にあたって、預金口座振替を利用しているお客さまに発送している「預金口座振替案内」について、機構の事務の簡素化を図るため、平成25年7月から廃止することを決定したことに伴い、利用者に対して平成24年12月に通知するとともに、機構ホームページ等により周知を行った。 ○ 心身障害者扶養保険事業において、制度周知のために地方公共団体へ配布しているリーフレットについて、地方公共団体の意向を確認のうえ、電子媒体での対応が可能な地方公共団体については、紙媒体から電子媒体へ切り替えて、事務の効率化と経費節減を図った。																														
	（４）一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成１９年度予算と比べて１５.５％程度の額を節減	（４）一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標を達成するよう、効率的な利用に努めるとともに、更なる経費の削減への取組を行う。	【一般管理費等の節減】＃17 ○ 平成24年度においては、一般管理費等の経費節減に関する中期目標（平成19年度予算と比べて▲15.5％）を達成するため、効率的かつ計画的な執行に努めた結果、中期目標を大きく上回る▲21.6％の経費の節減を達成した。 （単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>平成19年度 （予算）</th><th>平成20年度 （実績）</th><th>平成21年度 （実績）</th><th>平成22年度 （実績）</th><th>平成23年度 （実績）</th><th colspan="2">平成24年度</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>（予算）</th><th>（実績）</th></tr><tr><td>金 額</td><td>6,319</td><td>5,768</td><td>5,534</td><td>4,936</td><td>4,850</td><td>4,737</td><td>4,953</td></tr><tr><td>節減率</td><td>－</td><td>▲8.7%</td><td>▲12.4%</td><td>▲21.9%</td><td>▲23.2%</td><td>▲25.0%</td><td>▲21.6%</td></tr></table>	区 分	平成19年度 （予算）	平成20年度 （実績）	平成21年度 （実績）	平成22年度 （実績）	平成23年度 （実績）	平成24年度							（予算）	（実績）	金 額	6,319	5,768	5,534	4,936	4,850	4,737	4,953	節減率	－	▲8.7%	▲12.4%	▲21.9%	▲23.2%	▲25.0%
区 分	平成19年度 （予算）	平成20年度 （実績）	平成21年度 （実績）		平成22年度 （実績）	平成23年度 （実績）	平成24年度																										
						（予算）	（実績）																										
金 額	6,319	5,768	5,534	4,936	4,850	4,737	4,953																										
節減率	－	▲8.7%	▲12.4%	▲21.9%	▲23.2%	▲25.0%	▲21.6%																										

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績														
人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）に基づき、平成１８年度以降の５年間で、平成１７年度を基準（ただし、平成１８年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る２勘定については、平成１８年４月１日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として５％以上を削減すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	する。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）に基づき、平成１８年度以降の５年間で、平成１７年度を基準（ただし、平成１８年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る２勘定については、平成１８年４月１日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として５％以上を削減する。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続する。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	併せて、機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。	【給与水準の検証結果】＃18 ○ 給与水準の適正化を着実に進めていくため、平成 24 年 4 月より国家公務員の給与特例法に準じた以下の給与減額支給措置を実施した。 1.本俸 ① 課長相当職員以上（役員、7～5等級） Δ9.77% ② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） Δ7.77% ③ 係員（2～1等級） Δ4.77% 2.役職手当 一律Δ10% 3.期末手当及び奨励手当 一律Δ9.77% 等 また、組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる機構独自の本俸引き下げなど、給与水準の適正化に向けて必要な措置を講じてきた結果、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね100ポイント（100.4ポイント）となった。 ≪添付資料：12≫ ○ 国家公務員の退職手当金の支給水準が段階的に引き下げられたことに伴い、機構においても、給与水準の適正化の観点から国家公務員と同様に以下の改正を実施した。 1.役員（平成25年1月実施） <table><tr><th>期間</th><th>調整率</th></tr><tr><td>改正前</td><td>100/100</td></tr><tr><td>平成25年1月1日～平成25年9月30日</td><td>97.35/100</td></tr><tr><td>平成25年10月1日～平成26年6月30日</td><td>91.35/100</td></tr><tr><td>平成26年7月1日以降</td><td>86.35/100</td></tr></table> 2.職員（平成25年4月実施） <table><tr><th>期間</th><th>調整率</th></tr><tr><td>改正前</td><td>100/100</td></tr></table>	期間	調整率	改正前	100/100	平成25年1月1日～平成25年9月30日	97.35/100	平成25年10月1日～平成26年6月30日	91.35/100	平成26年7月1日以降	86.35/100	期間	調整率	改正前	100/100
期間	調整率																
改正前	100/100																
平成25年1月1日～平成25年9月30日	97.35/100																
平成25年10月1日～平成26年6月30日	91.35/100																
平成26年7月1日以降	86.35/100																
期間	調整率																
改正前	100/100																

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績		
			平成25年4月1日～平成25年9月30日	98/100	
			平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100	
			平成26年7月1日以降	87/100	

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 4	評 定	S
	一般管理費等の節減については、事務の効率化及び経費の節減の観点から業務方法の見直しによってコスト削減を図るとともに各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、平成24年度（中期目標期間の最終年度）において中期目標（平成19年度予算と比べて15.5%の縮減）を大きく上回る21.6%の額を節減し、中期計画を達成することができた。 具体的には、本部事務所の賃貸借契約更新の価格交渉による賃料の削減、WAMNETシステムに係る運用保守等の複数年契約並びにIBWAMNETシステムの運用スペース等の原状復帰工事等の価格交渉による削減、複写機のリプレースに当たって購入及び保守をパッケージで調達することによる保守料単価の引き下げ、事務所内の部分消灯の徹底による電気使用料の削減等によって、約5,191万円のコスト削減を実現することができた。 随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成24年度において6件となり、前年度に引き続き、契約件数ベースで計画を達成することができた。 また、引き続き、「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを着実に実施するとともに、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づく支出の点検・見直しを実施し、機構ホームページへの公表を行い、より一層の競争性、透明性の確保を図った。 さらに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成25年3月1日に開催し、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について点検を受け、契約に係る第三者の監視強化を図った。 給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる機構独自の本俸引き下げ、平成24年4月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により人件費を平成17年度との比較において22.1%の削減を実施した結果、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね100ポイント（100.4ポイント）となり計画を達成することができた。 また、国家公務員の退職手当金の支給水準が段階的に引き下げられたことに伴い、機構においても同様の改正を行い、引き続き、給与水準の適正化に努めている。 以上のとおり、平成24年度においては、一般管理費等の節減については、中期目標を大きく上回る21.6%の額を節減することにより中期計画を達成するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に推進しており、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。			（委員会としての評定理由） 一般管理費等の節減については、事務の効率化及び経費の節減の観点から業務方法の見直しによってコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、中期目標期間の最終年度である平成24年度において中期目標（平成19年度予算と比べて15.5%の縮減）を大きく上回る21.6%の額を節減し、中期計画を達成することができている。 随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成24年度において6件となり、契約件数ベースでは前年度に引き続き計画を達成することができている。また、「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを引き続き着実に実施するとともに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成25年3月に開催し、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っている。 福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる福祉医療機構独自の本俸引き下げ、平成24年4月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により、人件費を平成17年度との比較において22.1%の削減を実施した結果、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね100ポイント（100.4ポイント）となり計画を達成することができている。さらに、国家公務員の退職手当金の支給水準が段階的に引き下げられたことに伴い、福祉医療機構においても同様の改正を行い、引き続き、給与水準の適正化に努めていることが認められる。 以上のように、一般管理費等の節減については、中期目標を大きく上回る21.6%の額を節減することにより中期計画を達成するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に実施するなど、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。	
【数値目標】 ① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。	① 一般管理費等の節減については、本部事務所賃料、WAMNETのシステム関連経費、複写機の保守料及び電気使用料等の削減を図り、平成24年度（中期目標期間の最終年度）において中期目標（平成19年度予算と比べて15.5%の縮減）を大きく上回る21.6%の額を節減し、中期計画を達成することができた。 具体的には、本部事務所の賃貸借契約更新の価格交渉による賃料の削減、WAMNETシステムに係るクラウド環境の提供及び運用保守の複数年契約並びにIBWAMNETシステムの運用スペース等の原状復帰工事等の価格交渉による削減、複写機のリプレースに当たって購入及び保守をパッケージで調達することによる保守料単価の引き下げ、執務室及び社内通路の部分消灯の徹底による電気使用料の削減等によって、約5,191万円のコスト削減を実現することができた。			（各委員の評定理由、業務への提言） ・ 中期目標を大きく上回る（21.6%）節減に成功している。 ・ ①着実に随意契約を減らしている。②52百万円のコスト減。③金融機関にもかかわらずラスパイレス指数（100.4）を達成。ラスパイレス指数が低いのは、ポスト削減等の努力の他、若手の構成比率が高いこともあるかと思われる。彼らのモチベーションを上げるためにも、医療・介護・福祉のプロになるよう、教育の徹底をお願いしたい。将来は土屋さんや千葉さんのように厚労省の委員にもなれるような実力がつくための教育、中堅になったら民間金融機関で医療・介護のプロとして働ける実力の養成を期待する。 ・ 経費節減に努め、目標以上の成果が得られている。	

② 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。	※ 業務実績P18【一般管理費等の節減】#17参照 ② 対国家公務員指数は、組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる機構独自の本俸引き下げ、平成24年4月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置を実施するなど、給与水準の適正化に向けて必要な措置を講じてきた結果、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね100ポイント（100.4ポイント）となり、計画を達成することができた。 ※ 業務実績P19【給与水準の検証結果】#18参照	・ 経費の節減については、職員への意識付けが重要と思われる。様々な分野においての取り組みが職員の意識につながっているだろうと予測できる。 ・ 中期目標に掲げた15.5%という経費削減を大きく上回り、21.6%の節減を実現した努力は高く評価できる。昨年度の「A」という自己評価が「S」へと上がっていることは、十分に納得できる。また、専門性が高い業務であるだけに、職員のモチベーションを低下させないようにとの評価委員からの指摘には全く同感である。「働きがい」を大事にしているのは当然であるが、給与水準にも配慮しつつ、優秀な人材をさらに育成する努力を続けていただきたい。トップマネジメントなどが、また、新たな意味をもってくるのかもしれない。 ・ 経費の節減は、順調に進捗している。一般管理費等の節減は中期計画を達成した。
【評価の視点】 ○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。 ○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様） ■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。 ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。	【実績：○】 ・ WAM NETについては、新システム稼働に伴い、運用・保守業務の委託範囲の更なる見直し等を行い、運用経費の削減を行った。 ・ 経営支援事業にかかる遠隔地で開催するセミナーにおいて、受付等の業務を現地で委託することにより、本部から派遣する職員の人数を減らし、出張費について約70万円の節減を行った。 ※ 業務実績P15【業務の外部委託の活用】#14参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P26「契約」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P26「契約」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P26「契約」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P26「契約」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P26「契約」参照 【実績：○】 ・ 福祉医療貸付事業にかかる特約火災保険について、お客さまからの要望や機構の事務の効率化の観点から、平成24年10月から火災保険証券の占有を要しない取扱いに改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。	

○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。 ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	・ 福祉医療貸付事業にかかる貸付金残高証明書の発行事務について、平成25年1月から申請様式を機構ホームページから直接入手できる方法に改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。 ・ 福祉医療貸付金の返済にあたって、預金口座振替を利用しているお客さまに発送している「預金口座振替案内」について、機構の事務の簡素化を図るため、平成25年7月から廃止することを決定したことに伴い、利用者に対して平成24年12月に通知するとともに、機構ホームページ等により周知を行った。 ※ 業務実績P17【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照 [実績：○] ・ 上記【数値目標①】のとおり節減することができた。 [実績：○] ・ 事務所内の部分消灯を徹底し、電気料金について年間約91万円の削減を行った。 ・ チューブファイルの再利用促進、出張におけるパック商品の利用、カラーコピーの原則禁止及び複写機による両面印刷・集約印刷の徹底を引き続き実施した。 ・ 本部事務所の賃貸借契約の更新に当たり、価格交渉を行い、平成24年度において約29百万円の削減を行った。 ・ 経年劣化に伴う複写機のリプレイスに当たり、複写機の購入と保守（5年間）をパッケージで調達することにより、保守料単価の引き下げを行い、年間約5百万円の削減を行った。 ・ WAMNETシステムのリプレイスに当たり、クラウド環境の提供契約及びシステムの運用保守契約について複数年契約とすることにより、コスト削減及び事務手続きの軽減を図るとともに、IBWAMNETシステムの運用スペース等の原状復帰工事等に関して、IBWAMNETシステムのベンダーと価格交渉を行い、約17百万円の削減を行った。 ・ 助成事業において、助成先団体に対して提出書類の期限厳守や不備の防止のための連絡を効率的に行うため、WAMNET基盤を活用した助成事業メールマガジンの配信により、郵送料について約50万円の削減を図った。 ・ 経営支援事業の広報に係る経費について、昨年度の広報の効果、必要性及び実施方法等の検証を行ない、リーフレットの作成部数を見直して、約20万円の節減を行った。 ・ 心身障害者扶養保険事業において、制度周知のために地方公共団体へ配布しているリーフレットについて、地方公共団体の意向を確認のうえ、電子媒体での対応が可能な地方公共団体については、紙媒体から電子媒体へ切り替えて、事務の効率化と経費節減を図った。 ・ 平成25年度分助成事業の募集に当たって、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を作成することで、募集説明会を実施した場合の経費や作業を削減し効率化を図った。 ※ 業務実績P17【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照	
○ 人件費の削減については、中期目標を達成	[実績：○]	

しているか。 ○ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。 ○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。 ■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点） ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） ■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点） ■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。	資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																					
第 4 業務の質の向上に関する事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 通則法第 3 0 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置																																																					
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) <table><tr><td>区 分</td><td>平成 24 事業年度 千円</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>189,900,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>211,800,000</td></tr></table>	区 分	平成 24 事業年度 千円	貸付契約額	189,900,000	資金交付額	211,800,000	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。 (実績) <table><tr><td>区 分</td><td>平成 24 事業年度 千円</td></tr><tr><td>貸 付 契 約 額</td><td>210,698,100</td></tr><tr><td>資 金 交 付 額</td><td>229,788,800</td></tr></table>	区 分	平成 24 事業年度 千円	貸 付 契 約 額	210,698,100	資 金 交 付 額	229,788,800																																									
区 分	平成 24 事業年度 千円																																																							
貸付契約額	189,900,000																																																							
資金交付額	211,800,000																																																							
区 分	平成 24 事業年度 千円																																																							
貸 付 契 約 額	210,698,100																																																							
資 金 交 付 額	229,788,800																																																							
(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。	【福祉貸付事業の実績】 #19 ○ 平成24年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2">施 設 の 種 類</th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">[参考]平成23年度</th><th>対前年比 (金額)</th></tr><tr><th>件 数</th><th>金 額</th><th>件 数</th><th>金 額</th><th>割 合</th></tr><tr><td>老 人 福 祉 関 係 施 設</td><td>358</td><td>134,001</td><td>697</td><td>214,006</td><td>62.6%</td></tr><tr><td>うち特別養護老人ホーム</td><td>268</td><td>120,978</td><td>555</td><td>197,780</td><td>61.2%</td></tr><tr><td>児 童 福 祉 関 係 施 設</td><td>472</td><td>37,928</td><td>528</td><td>38,101</td><td>99.5%</td></tr><tr><td>うち保育所</td><td>423</td><td>28,974</td><td>481</td><td>31,245</td><td>92.7%</td></tr><tr><td>障 害 者 福 祉 関 係 施 設</td><td>196</td><td>11,514</td><td>208</td><td>14,248</td><td>80.8%</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>15</td><td>1,097</td><td>61</td><td>4,572</td><td>24.0%</td></tr><tr><td>計</td><td>1,041</td><td>184,540</td><td>1,494</td><td>270,927</td><td>68.1%</td></tr></table> ※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって 1 件と計上している。 ※ 経営資金を含んでいる。(平成24年度14件489百万円、平成23年度41件943百万円) ※ 東日本大震災に係る災害復旧及び復興資金を含んでいる。(平成24年度44件6,434百万円、平成23年度108件7,617百万円) 【福祉貸付事業における融資方針の策定】 #20 ○ 平成24年度の融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融	施 設 の 種 類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年比 (金額)	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合	老 人 福 祉 関 係 施 設	358	134,001	697	214,006	62.6%	うち特別養護老人ホーム	268	120,978	555	197,780	61.2%	児 童 福 祉 関 係 施 設	472	37,928	528	38,101	99.5%	うち保育所	423	28,974	481	31,245	92.7%	障 害 者 福 祉 関 係 施 設	196	11,514	208	14,248	80.8%	そ の 他	15	1,097	61	4,572	24.0%	計	1,041	184,540	1,494	270,927	68.1%
施 設 の 種 類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年比 (金額)																																																			
	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合																																																			
老 人 福 祉 関 係 施 設	358	134,001	697	214,006	62.6%																																																			
うち特別養護老人ホーム	268	120,978	555	197,780	61.2%																																																			
児 童 福 祉 関 係 施 設	472	37,928	528	38,101	99.5%																																																			
うち保育所	423	28,974	481	31,245	92.7%																																																			
障 害 者 福 祉 関 係 施 設	196	11,514	208	14,248	80.8%																																																			
そ の 他	15	1,097	61	4,572	24.0%																																																			
計	1,041	184,540	1,494	270,927	68.1%																																																			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																
			資を行うため、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成24年3月に策定し、機構ホームページに公表した。 〇 平成25年度の融資方針については、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成24年度内に案を策定し、平成25年3月に都道府県等の担当者向け説明会を行った。																																
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 平成24年度予算においては、 ① 国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進 ② 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の創設 ③ 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等 が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。 また、東日本大震災の復旧・復興に向けた対応として、平成23年度に引き続き、特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧資金の融資を実施する。 さらに、平成24年度においては、被災地における融資相談会を充実させるとともに、資金の緊急性を鑑み、審査・資金交付にあっては最優先で実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図る。	【福祉貸付事業に係る政策適合性】#21 〇 介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の融資について、次のとおり優遇措置等を講じ、利用者ニーズに対応した。 a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ c 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ d スプリングラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ 等 〔優遇措置の利用状況〕 <table><tr><th>優 遇 内 容</th><th>貸付審査件数</th></tr><tr><td>a 介護基盤の緊急整備</td><td>296件</td></tr><tr><td>b 耐震化整備</td><td>24件</td></tr><tr><td>c 保育所等の整備</td><td>423件</td></tr><tr><td>d 消防用設備の整備 等</td><td>2件</td></tr><tr><td>計</td><td>745件</td></tr></table> 〇 また、利用者サービスの向上を図るため平成24年度から新たに創設した融資制度及びその利用状況については、次のとおりである。 <table><tr><th>融 資 制 度</th><th>創設年度</th><th>利 用 状 況</th></tr><tr><td>国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進</td><td>平成24年度</td><td>31件</td></tr><tr><td>児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の創設</td><td>平成24年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等</td><td>平成24年度</td><td>1件</td></tr></table> 〇 地域密着型サービスに対する融資 介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成24年度の貸付審査の実績は、次のとおりである。 《貸付審査の実績》 <table><tr><th>施 設 種 類</th><th>貸付審査件数</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム（29名以下）</td><td>88件</td></tr><tr><td>ケアハウス（29名以下）</td><td>3件</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>12件</td></tr></table>	優 遇 内 容	貸付審査件数	a 介護基盤の緊急整備	296件	b 耐震化整備	24件	c 保育所等の整備	423件	d 消防用設備の整備 等	2件	計	745件	融 資 制 度	創設年度	利 用 状 況	国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進	平成24年度	31件	児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の創設	平成24年度	4件	養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等	平成24年度	1件	施 設 種 類	貸付審査件数	特別養護老人ホーム（29名以下）	88件	ケアハウス（29名以下）	3件	小規模多機能型居宅介護事業所	12件
優 遇 内 容	貸付審査件数																																		
a 介護基盤の緊急整備	296件																																		
b 耐震化整備	24件																																		
c 保育所等の整備	423件																																		
d 消防用設備の整備 等	2件																																		
計	745件																																		
融 資 制 度	創設年度	利 用 状 況																																	
国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進	平成24年度	31件																																	
児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の創設	平成24年度	4件																																	
養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等	平成24年度	1件																																	
施 設 種 類	貸付審査件数																																		
特別養護老人ホーム（29名以下）	88件																																		
ケアハウス（29名以下）	3件																																		
小規模多機能型居宅介護事業所	12件																																		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																										
			<table><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>28件</td></tr><tr><td>認知症デイサービスセンター</td><td>2件</td></tr><tr><td>複合型サービス福祉事業所</td><td>1件</td></tr><tr><td>計</td><td>134件</td></tr></table> ※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営資金及び東日本大震災対応分は除いて計上している。 ○ 補助金等が交付された施設に対する融資 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的に融資を行った。 また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認めたものについては融資を行った。 《貸付審査の実績》 <table><tr><th>施 設 の 種 類</th><th>貸付審査の実績 （経営資金を除く）</th><th>うち補助金等 が交付された施設整備</th></tr><tr><td>老 人 福 祉 関 係 施 設</td><td>339件</td><td>296件</td></tr><tr><td>児 童 福 祉 関 係 施 設</td><td>460件</td><td>419件</td></tr><tr><td>障 害 者 福 祉 関 係 施 設</td><td>179件</td><td>127件</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>11件</td><td>7件</td></tr><tr><td>計</td><td>989件</td><td>849件</td></tr></table> ※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営資金及び東日本大震災対応分は除いて計上している。 【東日本大震災への対応】#22 ○ 東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。 《添付資料：14》 ○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体及び関係団体を訪問し、要望等を聴取するなど意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会及び個別訪問相談を積極的に実施した。（被災地での現地相談会：4か所（4回、22件）、被災地への個別訪問相談等12か所、地方自治体や関係団体との意見交換：20回） ○ 厚生労働省東北厚生局及び全国社会福祉施設経営者協議会等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催した。 ○ 平成24年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。	認知症高齢者グループホーム	28件	認知症デイサービスセンター	2件	複合型サービス福祉事業所	1件	計	134件	施 設 の 種 類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち補助金等 が交付された施設整備	老 人 福 祉 関 係 施 設	339件	296件	児 童 福 祉 関 係 施 設	460件	419件	障 害 者 福 祉 関 係 施 設	179件	127件	そ の 他	11件	7件	計	989件	849件
認知症高齢者グループホーム	28件																												
認知症デイサービスセンター	2件																												
複合型サービス福祉事業所	1件																												
計	134件																												
施 設 の 種 類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち補助金等 が交付された施設整備																											
老 人 福 祉 関 係 施 設	339件	296件																											
児 童 福 祉 関 係 施 設	460件	419件																											
障 害 者 福 祉 関 係 施 設	179件	127件																											
そ の 他	11件	7件																											
計	989件	849件																											

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																					
			《東日本大震災に係る災害復旧及び復興資金》（再掲）（単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">施 設 の 種 類</th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">[参考]平成23年度</th><th>対前年度比 （金額）</th></tr><tr><th>件 数</th><th>金 額</th><th>件 数</th><th>金 額</th><th>割 合</th></tr><tr><td>老 人 福 祉 関 係 施 設</td><td>19</td><td>5,043</td><td>66</td><td>6,032</td><td>83.6%</td></tr><tr><td>うち特別養護老人ホーム</td><td>8</td><td>3,465</td><td>36</td><td>5,303</td><td>65.3%</td></tr><tr><td>児 童 福 祉 関 係 施 設</td><td>6</td><td>574</td><td>9</td><td>328</td><td>175.0%</td></tr><tr><td>うち保育所</td><td>4</td><td>274</td><td>9</td><td>328</td><td>83.5%</td></tr><tr><td>障 害 者 福 祉 関 係 施 設</td><td>16</td><td>661</td><td>12</td><td>411</td><td>160.8%</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>3</td><td>155</td><td>21</td><td>846</td><td>18.3%</td></tr><tr><td>計</td><td>44</td><td>6,434</td><td>108</td><td>7,617</td><td>84.5%</td></tr></table> ※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営資金を含んでいる。（平成24年度6件405百万円、平成23年度34件886百万円）	施 設 の 種 類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比 （金額）	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合	老 人 福 祉 関 係 施 設	19	5,043	66	6,032	83.6%	うち特別養護老人ホーム	8	3,465	36	5,303	65.3%	児 童 福 祉 関 係 施 設	6	574	9	328	175.0%	うち保育所	4	274	9	328	83.5%	障 害 者 福 祉 関 係 施 設	16	661	12	411	160.8%	そ の 他	3	155	21	846	18.3%	計	44	6,434	108	7,617	84.5%
施 設 の 種 類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比 （金額）																																																			
	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合																																																			
老 人 福 祉 関 係 施 設	19	5,043	66	6,032	83.6%																																																			
うち特別養護老人ホーム	8	3,465	36	5,303	65.3%																																																			
児 童 福 祉 関 係 施 設	6	574	9	328	175.0%																																																			
うち保育所	4	274	9	328	83.5%																																																			
障 害 者 福 祉 関 係 施 設	16	661	12	411	160.8%																																																			
そ の 他	3	155	21	846	18.3%																																																			
計	44	6,434	108	7,617	84.5%																																																			
（3）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（3）利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	（3）借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談の実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。	【利用者サービスの向上】#23 ○ 当機構及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（4回、相談件数：22件）を実施するとともに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。 ○ 融資相談時及び事業完成時における顧客満足度に関するアンケートを実施し、その調査結果を集計・分析した結果に基づき、提出書類の簡略化、融資条件等について改善に向けて取り組んだ。 ○ 借入申込書及び付属提出書類については、重複書類の統一化など引き続き簡素化を推進するとともに、借入申込書作成に当たっての注意事項等をまとめた手引きを機構ホームページに掲載し、利用者サービスの向上を図った。 ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。 《添付資料：15》 ○ 平成23年度に実施したユニット型特別養護老人ホームに対する調査結果について、機構ホームページに公表することにより、定員1人当りの建築コストや需要調査の重要性など施設開設に当たって参考となる指標を借入希望者が活用することが可能となる取組みを実施した。また、平成21年度から平成23年度に実施したユニット型特別養護老人ホームに対する調査結果から、建築・運営・人材関係に係る各項目の平均値・中央値を用いて、施設整備を検討する際の参考となるよう標準モデルを作成し、公表した。 ○ また、平成24年度においては、ユニット型特別養護老人ホームに加え認知症高齢者																																																					

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
			グループホーム及び小規模多機能型事業所に対しても調査を実施した。集計結果については、平成25年7月に機構ホームページに公表することにより、定員1人当りの建築コストや需要調査の重要性など事業者にとって施設開設に当たって参考となる指標を借入希望者が活用することが可能となる取組みを実施した。
(4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。	(4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。	(4) 平成23年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。	【協調融資制度の充実】#24 ○ 協調融資制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関に対し協調融資覚書締結の案内などを行い、平成24年3月末時点の295機関から平成25年3月末現在で300機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を推進した。 ○ 借入申込者が速やかに協調融資制度を利用できるよう、希望する金融機関に対し、協調融資制度に関する説明会（平成24年7月13日及び10月22日開催）を実施するとともに、受託金融機関業務研修会議において制度の周知を図った。
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。	【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25 ○ 審査業務に係る処理期間について、平成24年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が27.5日となっており、中期計画に定められた処理期間（30日以内）を順守することができた。 ○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成24年度においては、資金交付した1,843件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 5	評 定	S
	政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成23年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（296件122,697百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引下げを講じた優遇融資を実施（423件、28,974百万円）した。その結果、平成24年度における審査件数は1,041件、審査額は184,540百万円となり、引き続き、待機児童解消のための保育所整備の需要及び東日本大震災の被災地における災害復旧・復興資金に対する高い資金需要に迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。 また、国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進及び養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等の導入を図り、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。 さらに、個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行った。 また、国の政策目標に即した施設整備を支援するため、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備に関する調査を平成23年度に引き続き実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について、機構ホームページ及び月刊誌WAM誌上にて公表した。 なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。 協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関へ協調融資覚書締結の案内などを行い、平成24年3月末の295機関から平成25年3月末現在で300機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を推進した。 東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。 また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談（4か所 22件）、訪問相談（12件）及び関係団体等と意見交換（20回）を行い、迅速な対応により審査（44件 6,434百万円）を実施したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催した。 以上のとおり、平成24年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、子ども・子育てビジョンに伴う保育所等の整備、さらに東日本大震災への対応としての災害復旧資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な施設整備を支援した。 都市部においては、土地の確保が困難なことから施設の整備が進まない現状を考慮し、国有地等借地を活用した社会福祉施設等の高度化事業については、償還期間の延長（30年以内）や融資率の引上げ（90％）等融資条件を優遇するなど時宜に応じた融資を行い、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するなど、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の安定的な経営を支援することができた。			（委員会としての評定理由） 当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成23年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（296件122,697百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（423件、28,974百万円）している。その結果、平成24年度における審査件数は1,041件、審査額は184,540百万円となり、引き続き、待機児童解消のための保育所整備の需要及び東日本大震災の被災地における災害復旧・復興資金に対する高い資金需要に迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。 また、国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進及び養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等の導入を図っている。個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の初期段階から融資相談を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行っている。さらに、国の政策目標に即した施設整備を支援するため、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備に関する調査を平成23年度に引き続き実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について標準モデルを作成し、機構ホームページ及び月刊誌WAM誌上にて公表するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、利用者サービスの更なる向上を図っている。 東日本大震災において被災された社会福祉施設等に対し、平成24年度も引き続き、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施（44件 6,434百万円）したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援している。 以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。	

【数値目標】 ① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を３０日以内とする。 ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後１５営業日以内に行う。	① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が27.5日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P29【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】＃25参照 ② 資金交付業務については、1,843件全てについて、請求後15日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P29【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】＃25参照	（各委員の評定理由、業務への提言） ・ メインの事業の１つであるが、目標を達成している。 ・ 保育所整備423件を達成。保育所整備融資率を引上げ。特に保育所整備は将来の働き手を増やす意味で大変に重要。待ちの融資ではなく、攻めの融資が保育園には求められる（民間金融機関が手を出しにくいので）。 ・ 老人福祉施設に加えて、児童福祉施設や障害者福祉関係にも融資を行っているが、障害者福祉関係施設は審査件数に比べて融資件数はあまり多くない。処理期間短縮は目標達成できている。 ・ 審査業務の処理期間の短縮について、その方法が明示されているとよい。また、時代的要請とも言える「地域密着型サービス」に重きを置いているのは良い。 ・ 東日本大震災との関連で、災害復旧資金の優遇融資の実施、被災地復興セミナーなど、WAMならではの役割を更に果たしていることと、そのネットワークを生かした活動も高く評価したい。また、国有地を利用した社会福祉施設等の整備促進など、新たに創設された事業もWAMならではの展開をしている。今後は対象の拡大なども検討していただきたいと考える。さらに通常業務との関連では、前年度大きく伸展した福祉貸付事業は減少しているとはいえ、やはり大きな実績をあげている。また、事務処理期間の短縮なども注目される。WAMならではの業績を確実にあげており、「S」評価に値すると考える。 ・ 福祉貸付事業は順調に伸びており、福祉政策上必要な事業に対応ができている。審査業務の事務処理期間も年度目標を達成している。
【評価の視点】 ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。	【実績：○】 ・ 国及び地方公共団体の福祉政策と緊密に連携し、介護基盤の緊急整備及び保育所の待機児童解消を図るための保育所整備等政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を地方公共団体の意見を踏まえ、実施することができた。 ※ 業務実績P25【福祉貸付事業の実績】＃19、【福祉貸付事業における融資方針の策定】＃20、P26【福祉貸付事業に係る政策適合性】＃21参照 【実績：○】 ・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 ① 介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ（一律90％）及び貸付利率の引下げ（当初5年間財融▲0.5％）などを講じた優遇措置を実施した。（実績：296件、122,697百万円） ② 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ（一律90％）及び貸付利率の引下げ（当初5年間財融▲0.5％）などを講じた優遇措置を実施した。（実績：24件、4,623百万円） ③ 保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所及び放課後児童クラブの整備に対する融資率の引上げ（一律90％）を講じた優遇措置を実施した。（実績：423件、28,974百万円） ④ 国有地等を活用した都市部における社会福祉施設等の高度化事業に係る融資について、償還期間を30年以内に延長し、併せて融資率の引上げ（90％）及び融資限度額を担保評価額の90％とする優遇措置を実施した。（実績：31件、7,964百万円） ⑤ 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）を実施した。（実績：4件、22百万円） ⑥ 老朽民間社会福祉施設整備事業等に該当する改築事業について、無利子貸付の対象施設に養護老人ホームを追加する優遇措置を実施した。（実績：1件、600百万円） ※ 業務実績P26【福祉貸付事業に係る政策適合性】＃21参照 ・ 東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。	

○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 ○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。 ○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。 ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期	- 被災法人等を所管する地方自治体及び全国社会福祉法人経営者協議会との連携をはじめ、全国老人福祉施設協議会等の中央団体との意見交換会や被災施設への個別訪問による融資相談等を実施した。（現地相談会：4回（個別融資相談22件）、個別訪問相談12か所、被災地の福祉関係者等との意見交換会20回） - 厚生労働省東北厚生局及び全国社会福祉法人経営者協議会等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催した。 ※ 業務実績P27【東日本大震災への対応】#22参照 【実績：○】 - 機構及び福祉関係団体が主催するセミナー等において、個別融資相談会（4回、相談件数：22件）を実施するとともに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。 - 貸付内定時及び事業完成時における顧客満足度に関するアンケートを実施し、その調査結果を集計・分析した結果に基づき、提出書類の簡略化、融資条件等について改善に向けて取り組んだ。 - 借入申込書及び付属提出書類については、重複書類の統一化など引き続き簡素化を推進するとともに、借入申込書作成に当たっての注意事項等をまとめた手引きを機構ホームページに掲載し、利用者サービスの向上を図った。 - ユニット型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に対する調査結果について、機構ホームページに公表することにより、定員1人当たりの建築コストや需要調査の重要性など施設開設に当たって参考となる指標を借入希望者が活用することが可能となる取組みを実施した。 ※ 事業実績P28【利用者サービスの向上】#23参照 【実績：○】 - 平成24年度においては、新たに5の金融機関と覚書を締結し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう利用促進に努めた（覚書締結金融機関数は300機関）。 ※ 業務実績P29【協調融資制度の充実】#24参照 【実績：○】 - 協調融資制度の周知については、代理貸付の受託金融機関業務研修会議での案内や覚書締結金融機関へ赴き説明会を実施するなど周知活動を実施した。 平成24年度における協調融資利用実績については160件であった。 ※ 業務実績P29【協調融資制度の充実】#24参照 【実績：○】 - 上記【数値目標①】のとおり中期目標を達成した。 【実績：○】 - 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。	
---	--	--

計画を達成しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	[実績：○] ・ 国の福祉政策における政策目標を着実に達成するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、次のとおり貸付利率、融資率等の各種優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に実施することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。 ① 国有地等を利用した社会福祉施設の整備に係る貸付 ② 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付け ③ 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付 ④ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大 ⑤ 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大 ⑥ 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置 ⑦ 社会福祉事業施設耐震化の整備に係る融資条件の優遇措置 ⑧ スプリングラー整備に係る融資条件の優遇措置 ⑨ 定期借地権利用による整備促進対策事業で対象とした一時金に対する融資制度 ⑩ アスベスト対策事業に係る優遇措置 ⑪ 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置 さらに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、「融資のポイント（ガイドライン）」を適宜見直し提供することで、安定した法人経営と円滑な施設運営が可能となるよう融資審査面からの支援を行い、利用者サービスの向上を図っている。 ・ 東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。 また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談（4か所 22件）、訪問相談（12か所）及び関係団体等と意見交換（20回）を行い、迅速な対応により審査を実施したほか（44件 6,434百万円）、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催した。	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																																																		
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （参考） <table><tr><th>区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 207,400,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>179,400,000</td></tr></table>	区 分	平成 24 事業年度	貸付契約額	千円 207,400,000	資金交付額	179,400,000	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。 （実績） <table><tr><th>区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td>貸 付 契 約 額</td><td>千円 148,508,900</td></tr><tr><td>資 金 交 付 額</td><td>157,512,925</td></tr></table>	区 分	平成 24 事業年度	貸 付 契 約 額	千円 148,508,900	資 金 交 付 額	157,512,925																																																																						
区 分	平成 24 事業年度																																																																																				
貸付契約額	千円 207,400,000																																																																																				
資金交付額	179,400,000																																																																																				
区 分	平成 24 事業年度																																																																																				
貸 付 契 約 額	千円 148,508,900																																																																																				
資 金 交 付 額	157,512,925																																																																																				
（１）国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。	（１）医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。 また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。	【医療貸付事業の実績】#26 ○ 平成24年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。 《貸付審査の実績》（単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">[参考]平成23年度</th><th>対前年度比（金額）</th></tr><tr><th>件 数</th><th>金 額</th><th>件 数</th><th>金 額</th><th>割 合</th></tr><tr><td>病 院</td><td>76</td><td>114,839</td><td>139</td><td>151,979</td><td>75.6%</td></tr><tr><td>診 療 所</td><td>129</td><td>4,355</td><td>398</td><td>9,748</td><td>44.7%</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>38</td><td>21,735</td><td>93</td><td>29,352</td><td>74.0%</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>7</td><td>2,115</td><td>11</td><td>126</td><td>1,678.6%</td></tr><tr><td>計</td><td>250</td><td>143,044</td><td>641</td><td>191,205</td><td>74.8%</td></tr></table> ※ 東日本大震災に係る災害復旧資金等を含んでいる。（平成24年度119件23,599百万円、平成23年度413件21,271百万円） 【うち施設整備資金】（単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">[参考]平成23年度</th><th>対前年度比（金額）</th></tr><tr><th>件 数</th><th>金 額</th><th>件 数</th><th>金 額</th><th>割 合</th></tr><tr><td>病 院</td><td>64</td><td>100,011</td><td>81</td><td>136,308</td><td>73.4%</td></tr><tr><td>診 療 所</td><td>23</td><td>1,454</td><td>36</td><td>2,017</td><td>72.1%</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>30</td><td>17,338</td><td>55</td><td>27,117</td><td>63.9%</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>2</td><td>426</td><td>0</td><td>0</td><td>－%</td></tr><tr><td>計</td><td>119</td><td>119,229</td><td>172</td><td>165,442</td><td>72.1%</td></tr></table> ※ 病院の高額医療機器に係る機械購入資金を除く。（平成24年度3月末2件100百万円） ※ 東日本大震災に係る災害復旧資金（建築資金）を除く。（平成24年度 46件21,151百万円、平成23年度84件8,904百万円）	施設の種類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比（金額）	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合	病 院	76	114,839	139	151,979	75.6%	診 療 所	129	4,355	398	9,748	44.7%	介護老人保健施設	38	21,735	93	29,352	74.0%	そ の 他	7	2,115	11	126	1,678.6%	計	250	143,044	641	191,205	74.8%	施設の種類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比（金額）	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合	病 院	64	100,011	81	136,308	73.4%	診 療 所	23	1,454	36	2,017	72.1%	介護老人保健施設	30	17,338	55	27,117	63.9%	そ の 他	2	426	0	0	－%	計	119	119,229	172	165,442	72.1%
施設の種類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比（金額）																																																																																
	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合																																																																																
病 院	76	114,839	139	151,979	75.6%																																																																																
診 療 所	129	4,355	398	9,748	44.7%																																																																																
介護老人保健施設	38	21,735	93	29,352	74.0%																																																																																
そ の 他	7	2,115	11	126	1,678.6%																																																																																
計	250	143,044	641	191,205	74.8%																																																																																
施設の種類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比（金額）																																																																																
	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合																																																																																
病 院	64	100,011	81	136,308	73.4%																																																																																
診 療 所	23	1,454	36	2,017	72.1%																																																																																
介護老人保健施設	30	17,338	55	27,117	63.9%																																																																																
そ の 他	2	426	0	0	－%																																																																																
計	119	119,229	172	165,442	72.1%																																																																																

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																												
			医療の機能分化の推進 [特定病院] ○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から貸付審査を行い、これに資する施設整備に対する機構融資については、融資限度額に特例を適用し、整備の支援を行った。（実績46件（再掲）病院の審査件数の71.9%） （特定病院の種類と審査実績） ・ 地域医療支援病院（実績2件（再掲）病院の審査件数の3.1%） ・ 臨床研修指定病院（実績15件（再掲）病院の審査件数の23.4%） ・ 医療計画に名称記載の急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院等（実績18件（再掲）病院の審査件数の28.1%） [中小規模病院に対する融資] ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるよう支援した。（実績43件（再掲）病院の審査件数の67.2%） 病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資 ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 なお、平成24年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">病院病床・診療所不足地域</th><th>病院病床・診療所充足地域</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>新築資金</th><th>甲種増改築資金</th><th>小 計</th><th>乙種増改築資金</th></tr><tr><td>一般整備</td><td>28件</td><td>10件</td><td>38件</td><td>12件</td><td>50件</td></tr><tr><td>耐震化整備</td><td>0件</td><td>11件</td><td>11件</td><td>26件</td><td>37件</td></tr><tr><td>合 計</td><td>28件</td><td>21件</td><td>49件</td><td>38件</td><td>87件</td></tr></table> 【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#27 融資対象の重点化 ○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図った。 さらに、500床以上の病院に対する融資については、4疾病5事業等に係る医療	区 分	病院病床・診療所不足地域			病院病床・診療所充足地域	計	新築資金	甲種増改築資金	小 計	乙種増改築資金	一般整備	28件	10件	38件	12件	50件	耐震化整備	0件	11件	11件	26件	37件	合 計	28件	21件	49件	38件	87件
区 分	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域	計																									
	新築資金	甲種増改築資金	小 計	乙種増改築資金																											
一般整備	28件	10件	38件	12件	50件																										
耐震化整備	0件	11件	11件	26件	37件																										
合 計	28件	21件	49件	38件	87件																										

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績															
			連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院について、管理部門・病棟部門・診療部門に区分し、管理部門を融資の対象外とすることにより、整備の重点化を図った。なお、4疾病5事業等に係る整備については、2件実施した。 《添付資料：16》															
（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 平成24年度予算においては、新たに地球温暖化対策施設整備、病院、診療所及び介護老人保健施設の自家発電設備整備に係る優遇措置等が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。 また、東日本大震災の復旧・復興に向けた対応として、平成23年度に引き続き、特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧資金の融資を実施する。さらに、平成24年度においては、被災地における融資相談会を充実させるとともに、資金の緊急性を鑑み、審査・資金交付にあっては最優先で実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図る。	【医療貸付事業に係る政策適合性】#28 耐震化整備事業の優遇融資 ○ 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒95％）を適用し、整備の支援を行った。また、交付金対象整備事業への貸付利率の優遇措置を講じた。 なお、平成24年度における耐震化整備事業の貸付審査の実績は、次のとおりである。 （単位：百万円） <table><tr><th>区分</th><th>病院の審査件数 （施設整備資金）</th><th>耐震化整備事業の 審査実績</th><th>割合</th><th>（参考） 平成23年度実績</th></tr><tr><td>件数</td><td>64</td><td>37（8）</td><td>57.8%</td><td>62（25）</td></tr><tr><td>金額</td><td>100,011</td><td>67,580（16,045）</td><td>67.6%</td><td>113,949(51,914)</td></tr></table> ※（ ）内は交付金対象整備事業の再掲である。 地域医療再生計画に基づき実施する整備事業の優遇融資 ○ 都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90％）や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績4件（再掲）、12,005百万円） 介護基盤の緊急整備事業の優遇融資 ○ 介護基盤の緊急整備にかかる補助事業の対象となった介護老人保健施設への融資について、通常より高い融資率（75％⇒90％）や貸付利率の優遇措置を講じた。（実績5件（再掲）介護老人保健施設の審査件数の16.7％） 【療養病床の再編に向けた支援】#29 ○ 療養病床を介護老人保健施設に転換する場合、通常よりも高い融資率（80⇒90％）を適用する等、貸付条件を優遇した建築資金の融資を実施し、転換を支援した。（実績：2件、102床の療養病床を転換） 【東日本大震災への対応】#30 ○ 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。 《添付資料：17》	区分	病院の審査件数 （施設整備資金）	耐震化整備事業の 審査実績	割合	（参考） 平成23年度実績	件数	64	37（8）	57.8%	62（25）	金額	100,011	67,580（16,045）	67.6%	113,949(51,914)
区分	病院の審査件数 （施設整備資金）	耐震化整備事業の 審査実績	割合	（参考） 平成23年度実績														
件数	64	37（8）	57.8%	62（25）														
金額	100,011	67,580（16,045）	67.6%	113,949(51,914)														

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																									
			○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体及び関係団体を訪問し、要望等を聴取するなど意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会及び個別訪問融資相談を積極的に実施した。（被災地での現地相談会：3か所（6回、23件）、被災地への個別訪問相談等15か所、地方自治体や関係団体との意見交換：27回） ○ 厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催した。 ○ 平成24年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。 《東日本大震災に係る災害復旧資金》（再掲）（単位：百万円）<table><tr><th rowspan="2">施 設 の 種 類</th><th colspan="2">平成24年度</th><th colspan="2">[参考]平成23年度</th><th>対前年度比（金額）</th></tr><tr><th>件 数</th><th>金 額</th><th>件 数</th><th>金 額</th><th>割 合</th></tr><tr><td>病 院</td><td>10</td><td>14,728</td><td>45</td><td>12,151</td><td>121.2%</td></tr><tr><td>診 療 所</td><td>97</td><td>2,832</td><td>324</td><td>7,199</td><td>39.3%</td></tr><tr><td>介 護 老 人 保 健 施 設</td><td>7</td><td>4,350</td><td>33</td><td>1,795</td><td>242.3%</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>5</td><td>1,689</td><td>10</td><td>121</td><td>1,395.9%</td></tr><tr><td>計</td><td>119</td><td>23,599</td><td>412</td><td>21,266</td><td>111.0%</td></tr></table> ※ 運転資金を含んでいる。（平成24年度84件1,998百万円、平成23年度372件10,902百万円） 【激甚災害への対応】#31 ○ 豪雨、暴風雨及び大雪により、災害救助法の適用を受けた地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇を行うとともに、激甚災害に指定された地域において被害を受けた医療関係施設に対しては貸付利率を軽減する特別措置を講じた。	施 設 の 種 類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比（金額）	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合	病 院	10	14,728	45	12,151	121.2%	診 療 所	97	2,832	324	7,199	39.3%	介 護 老 人 保 健 施 設	7	4,350	33	1,795	242.3%	そ の 他	5	1,689	10	121	1,395.9%	計	119	23,599	412	21,266	111.0%
施 設 の 種 類	平成24年度		[参考]平成23年度		対前年度比（金額）																																							
	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合																																							
病 院	10	14,728	45	12,151	121.2%																																							
診 療 所	97	2,832	324	7,199	39.3%																																							
介 護 老 人 保 健 施 設	7	4,350	33	1,795	242.3%																																							
そ の 他	5	1,689	10	121	1,395.9%																																							
計	119	23,599	412	21,266	111.0%																																							
（3）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（3）利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	（3）借入申込書の簡素化を引き続き進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。また、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、利用者サービスの向上に努める。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だ	【利用者サービスの向上】#32 ○ 借入申込書類の一部簡素化を図るとともに、事務手続きや確認事項等について「融資のポイント」を作成し、機構ホームページに掲載することで、より融資を利用しやすい環境整備を行った。 《添付資料：18》 ○ 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国12ブロックで計18回（融資相談件数：130件）開催し、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化を図った。 ○ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談を19件実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談（17回）を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。 ○ 事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換を行うと																																									

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
		けでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。	もに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを1回行った。 ○ 融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門家のアドバイスを基とする相談を1件行った。 ○ 貸付事業の円滑な促進に資するため、関係団体に赴き、融資制度のPRを24回実施した。また、東日本大震災へ対応するため、関係機関への文書による通知や被災地の関係団体に赴く等周知を図り、融資制度のPRを実施した。 ○ 受託金融機関に対する業務の指導を強化するための実務研修会を2回実施した。
（４）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	（４）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を３０日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後１５営業日以内に行う。	（４）中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努めるとともに業務の効率化を進めることによって、利用者サービスの向上を図る。 また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。	【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#33 ○ 審査業務に係る処理期間について、平成24年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が19.5日となっており、中期計画に定められた処理期間（30日以内）を順守することができた。 ○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成24年度においては、資金交付した517件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。 【第三者評価結果の融資審査への活用】#34 ○ 平成24年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 6	評 定	S
	政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備等について、優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応したことにより、貸付契約額は148,509百万円（平成23年度 139,910百万円）、資金交付額157,513百万円（平成23年度 127,834百万円）となり、前年度を上回り、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。 また、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国12ブロックで計18回開催するとともに、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込み前の利用者サービスの向上を図った。 審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。 また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会（3か所 6回 23件）、訪問相談（15件）及び関係団体等と意見交換（27回）を行うとともに、迅速な対応により審査を実施したほか（119施設 23,599百万円）、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催した。 以上のとおり、平成24年度においては、医療施設の耐震化整備等、さらに東日本大震災への対応として災害復旧資金について、引き続き融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、国の医療政策に即して、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する政策融資を実施するとともに、利用者サービスの向上に努め、前年度を上回る実績を上げ、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。			（委員会としての評定理由） 当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の緊急整備等について、優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、貸付契約額は148,509百万円（平成23年度 139,910百万円）、資金交付額157,513百万円（平成23年度 127,834百万円）となり、いずれも前年度を上回り、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。 また、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国12ブロックで計18回開催するとともに、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、利用者サービスの更なる向上を図っている。 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行うとともに、迅速な対応により審査を実施（119施設 23,599百万円）したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援していることが認められる。 以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。	
【数値目標】 ① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が19.5日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P38【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#33参照 ② 資金交付業務については、517件全てについて、15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P38【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#33参照			（各委員の評定理由、業務への提言） ・ メインの事業の1つであるが、目標を達成している。 ・ 平均処理期間を大幅に短縮。 ・ 診療所への貸し付け件数は多いが、金額は病院に比べて規模が小さい。このような小規模の貸し付けが本機構の特色であると思われるので、今後もさらに充実されるよう希望します。処理期間短縮も進んでいる。 ・ 機構の果たすべき役割を認識し、その遂行に努力されている。 ・ 東日本大震災の被災地への審査や資金交付対応などは最優先で進めており、復興セミナーの開催なども成果をあげている。迅速な対応が求められるだけに、きめ細やかな、多様な支援については高く評価し	
【評価の視点】 ○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。	【実績：○】 ・ 平成21年4月から、政策に連動した融資を推進するために定めた「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、引き続き、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地				

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。	医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図ることとした。 ※ 業務実績P35【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#27参照 [実績：○] - 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 ① 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒95％）を適用した。（実績37件、67,580百万円） ② 都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90％）や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績4件、12,005百万円） ③ 介護基盤の緊急整備にかかる補助事業の対象となった介護老人保健施設への融資について、通常より高い融資率（75％⇒90％）や貸付利率の優遇措置を講じた。（実績5件） ※ 業務実績P36【医療貸付事業に係る政策適合性】#28参照 - 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。 また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会（3か所 6回23件）、訪問相談（2件）及び関係団体と意見交換（27回）を行い、迅速な対応により審査を実施したほか（119施設 23,599百万円）、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催した。 ※ 業務実績P36【東日本大震災への対応】#30参照 [実績：○] - 借入申込書類の一部簡素化を図るとともに、事務手続きや確認事項等について「融資のポイント」を作成し、機構ホームページに掲載することで、より融資を利用しやすい環境整備を行った。 - 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国12ブロックで計18回（融資相談件数：130件）開催し、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。 - 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談を19件実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談（17回）を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。	たい。また、通常業務においても、医療貸付事業の契約金・交付金ともに更に拡大して最大となっている。事務処理期間も目標を大きく短縮しており、確実な実績をあげているとして、自己評価が「S」というのは十分納得できる。 医療貸付事業も順調に推移している。
---	--	---

○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	・ 受託金融機関に対し業務の指導を強化する実務研修会を2回実施した。 ・ 事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを1回行った。 ・ 融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門家のアドバイスを基とする相談を1件行った。 ※ 業務実績P37【利用者サービスの向上】#32参照 [実績：○] ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 [実績：○] ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 [実績：○] ・ 平成24年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。 ※ 業務実績P38【第三者評価結果の融資審査への活用】#34参照 [実績：○] ・ 近年の医療施設等を取り巻く厳しい環境の中で、次のとおり貸付利率、融資率等の各種の優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に実施することにより、地域における医療施設等の安定的な経営を支援した。 ① 地球温暖化対策に資する整備事業に係る融資率の引上げ ② 自家発電設備整備事業に係る融資率の引上げ ③ アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ④ 療養病床の転換等に係る優遇措置の適用期間の延長 ⑤ 社会保険病院等の資産の譲渡に係る融資率及び貸付金利の優遇措置 ⑥ 介護基盤緊急整備に係る優遇措置 ⑦ 地域医療再生臨時特例交付金の対象となる高台移転整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ⑧ 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる耐震化整備及び高台移転整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ⑨ 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備に対する貸付金利の引下げ ・ 借入申込書類の一部簡素化を図るとともに、事務手続きや確認事項等について「融資のポイント」を作成し、機構ホームページに掲載することで、より融資を利用しやすい環境整備を行った。 ・ 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成24年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅	
---	--	--

	速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。 また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会（3か所 6回 23件）、訪問相談（15件）及び関係団体等と意見交換（27回）を行い、迅速な対応により審査を実施したほか（119施設 23,599百万円）、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催した。	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成２４年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成１７年度における同事業の新規融資額の実績と比べて２０％程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。 ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。 ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。 ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。 ③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。 ただし、東日本大震災において被災された社会福祉施設や医療施設等に対する災害復旧資金など、緊急を有する資金需要については、優先的に対応する。 ② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。 ③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 【新規融資額の縮減】＃35 ○ 平成24年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度（契約実績：4,026億円）と比べて22.3％縮減した予算（契約：3,127億円（東日本大震災に係る災害復旧資金を除く。））を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等にかかる資金需要が増加したことから、平成24年度の新規融資額は3,211億円（平成17年度比▲20.2％）となった。 なお、東日本大震災に係る災害復旧資金分として、別途、222件381億円の融資を行った。 【利差益の確保】＃36 ○ 平成24年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差0.106％、利差額51百万円を確保することができた。 《添付資料：19》 【貸付対象等の見直し】＃37 ○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行った。 〔福祉貸付事業〕 - a 国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進に係る貸付 - b 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付け - c 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付 - d 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大 - e 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大 - f 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置 - g 社会福祉事業施設耐震化の整備に係る融資条件の優遇措置 - h スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置 - i 定期借地権利用による整備促進対策事業で対象とした一時金に対する融資制度 - j アスベスト対策事業に係る優遇措置 - k 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置 〔医療貸付事業〕 - a 地球温暖化対策に資する整備事業に係る融資率の引上げ - b 自家発電設備整備事業に係る融資率の引上げ - c アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ - d 療養病床の転換等に係る優遇措置の適用期間の延長 - e 社会保険病院等の資産の譲渡に係る融資率及び貸付金利の優遇措置 - f 介護基盤緊急整備に係る優遇措置 - g 地域医療再生臨時特例交付金の対象となる高台移転整備に対する融資率の引上

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
			げ及び貸付金利の引下げ h 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象となる耐震化整備及び高台移転整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ i 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備に対する貸付金利の引下げ
（２）リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	（２）リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。	（２）リスク管理債権の適正な管理 ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。 福祉医療貸付事業及び福祉医療経営指導事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 貸出条件緩和にあたっては、福祉医療事業の公共性にかんがみ、福祉医療政策の動向及びサービス需要並びに「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。 ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	【貸付先の経営状況の分析等】#38 ○ 施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成23年度決算に基づく事業報告書等を収集のうえ、データ分析を行うなど、貸付先の経営状況の的確な把握を行った。 ○ 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携しつつ、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。（実績：6貸付先） 【債権悪化の未然防止】#39 ○ リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックした。 また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックした。 ○ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権の未然防止を図った。（実績：15貸付先） ○ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収業務を行う収納係において、貸付先の経営状況の変化を早期に察知するため、元利金の返済遅延状況等を取りまとめた管理簿を作成し、フォローアップするなど、債権回収を適切に実施した。 ○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を年間延べ240件実施し、必要に応じて貸出条件緩和等の支援を講じるなど、債権悪化の未然防止を図った。 【債権区分別の適切な管理】#40 ○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を作成のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、適正に対応した。（実績：86貸付先124貸付（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分（10貸付先11貸付）を含む。））

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																												
			○ 内部統制の更なる充実・強化を図る観点から、業務管理課、情報管理課、債権課及び監査法人と自己査定基準等の見直しや自己査定システムの高度化について協議を行った。 ① 自己査定シートについて大幅な見直しを実施 ② 査定対象先抽出のために、機構のポートフォリオ分析を行ったうえで、抽出基準について検討し原案を策定 ③ 自己査定システムの導入に向けて引き続き検討を実施 ○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。 ① 破産案件（1貸付先）について、破産管財人からの弁済及び第三者からの代位弁済により債権を回収した。（実績：364百万円） さらに破産案件（1貸付先）について、競売申立を実行した。 ② 民事再生案件について、別除権協定により債権を回収した。（実績：490百万円） ③ 不祥事から解散命令を受けた社会福祉法人の破産案件（1貸付先）について、行政と緊密な連携を図り、当該事業及び債務について、健全な別法人への承継移管を行った。 ④ 機関保証付き債権について、保証履行により債権を回収した。（実績：37百万円） 【リスク管理債権比率】#41 ○ 平成24年度末におけるリスク管理債権比率は、以下のとおりとなった。 【全体】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成23年度末</th><th>平成24年度末</th></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権 比 率</td><td>2.44%</td><td>2.25%</td></tr><tr><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.16%</td><td>0.17%</td></tr><tr><td>6 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.88%</td><td>0.71%</td></tr><tr><td>3 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.01%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td><td>1.38%</td><td>1.37%</td></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権</td><td>78,137百万円</td><td>72,896百万円</td></tr><tr><td>総 貸 付 残 高</td><td>3,202,303百万円</td><td>3,240,022百万円</td></tr></table> （参考）貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(23年度末1.06%、24年度末0.88%) 【福祉貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成23年度末</th><th>平成24年度末</th></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権 比 率</td><td>0.90%</td><td>0.83%</td></tr><tr><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.01%</td><td>0.07%</td></tr><tr><td>6 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.46%</td><td>0.37%</td></tr><tr><td>3 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.01%</td><td>0.01%</td></tr><tr><td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td><td>0.42%</td><td>0.39%</td></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権</td><td>13,659百万円</td><td>13,341百万円</td></tr><tr><td>総 貸 付 残 高</td><td>1,517,422百万円</td><td>1,599,652百万円</td></tr></table> 【医療貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成23年度末</th><th>平成24年度末</th></tr><tr><td>リ ス ク 管 理 債 権 比 率</td><td>3.83%</td><td>3.63%</td></tr><tr><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.31%</td><td>0.26%</td></tr><tr><td>6 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>1.26%</td><td>1.04%</td></tr></table>	区 分	平成23年度末	平成24年度末	リ ス ク 管 理 債 権 比 率	2.44%	2.25%	破 綻 先 債 権	0.16%	0.17%	6 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.88%	0.71%	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.00%	貸 出 条 件 緩 和 債 権	1.38%	1.37%	リ ス ク 管 理 債 権	78,137百万円	72,896百万円	総 貸 付 残 高	3,202,303百万円	3,240,022百万円	区 分	平成23年度末	平成24年度末	リ ス ク 管 理 債 権 比 率	0.90%	0.83%	破 綻 先 債 権	0.01%	0.07%	6 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.46%	0.37%	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.01%	貸 出 条 件 緩 和 債 権	0.42%	0.39%	リ ス ク 管 理 債 権	13,659百万円	13,341百万円	総 貸 付 残 高	1,517,422百万円	1,599,652百万円	区 分	平成23年度末	平成24年度末	リ ス ク 管 理 債 権 比 率	3.83%	3.63%	破 綻 先 債 権	0.31%	0.26%	6 か 月 以 上 延 滞 債 権	1.26%	1.04%
区 分	平成23年度末	平成24年度末																																																													
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	2.44%	2.25%																																																													
破 綻 先 債 権	0.16%	0.17%																																																													
6 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.88%	0.71%																																																													
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.00%																																																													
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1.38%	1.37%																																																													
リ ス ク 管 理 債 権	78,137百万円	72,896百万円																																																													
総 貸 付 残 高	3,202,303百万円	3,240,022百万円																																																													
区 分	平成23年度末	平成24年度末																																																													
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	0.90%	0.83%																																																													
破 綻 先 債 権	0.01%	0.07%																																																													
6 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.46%	0.37%																																																													
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.01%																																																													
貸 出 条 件 緩 和 債 権	0.42%	0.39%																																																													
リ ス ク 管 理 債 権	13,659百万円	13,341百万円																																																													
総 貸 付 残 高	1,517,422百万円	1,599,652百万円																																																													
区 分	平成23年度末	平成24年度末																																																													
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	3.83%	3.63%																																																													
破 綻 先 債 権	0.31%	0.26%																																																													
6 か 月 以 上 延 滞 債 権	1.26%	1.04%																																																													

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																																																																																
			<table><tr><td></td><td>3 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.02%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td></td><td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td><td>2.25%</td><td>2.33%</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権</td><td>64,478百万円</td><td>59,554百万円</td></tr><tr><td>総</td><td>貸 付 残 高</td><td>1,684,881百万円</td><td>1,640,370百万円</td></tr></table> 《参考：東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を含めた場合》 ○ 平成24年度末における東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率は、以下のとおりとなった。 【全体】 <table><tr><td></td><td>区 分</td><td>平成23年度末</td><td>平成24年度末</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権 比 率</td><td>3.16%</td><td>2.86%</td></tr><tr><td></td><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.16%</td><td>0.17%</td></tr><tr><td></td><td>6 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>1.60%</td><td>1.32%</td></tr><tr><td></td><td>3 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.01%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td></td><td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td><td>1.38%</td><td>1.37%</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権</td><td>101,134百万円</td><td>92,580百万円</td></tr><tr><td>総</td><td>貸 付 残 高</td><td>3,202,303百万円</td><td>3,240,022百万円</td></tr></table> (参考) 貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(23年度末1.78%、24年度末1.49%) 【福祉貸付】 <table><tr><td></td><td>区 分</td><td>平成23年度末</td><td>平成24年度末</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権 比 率</td><td>1.29%</td><td>1.10%</td></tr><tr><td></td><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.01%</td><td>0.07%</td></tr><tr><td></td><td>6 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.85%</td><td>0.63%</td></tr><tr><td></td><td>3 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.01%</td><td>0.01%</td></tr><tr><td></td><td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td><td>0.42%</td><td>0.39%</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権</td><td>19,588百万円</td><td>17,547百万円</td></tr><tr><td>総</td><td>貸 付 残 高</td><td>1,517,422百万円</td><td>1,599,652百万円</td></tr></table> 【医療貸付】 <table><tr><td></td><td>区 分</td><td>平成23年度末</td><td>平成24年度末</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権 比 率</td><td>4.84%</td><td>4.57%</td></tr><tr><td></td><td>破 綻 先 債 権</td><td>0.31%</td><td>0.26%</td></tr><tr><td></td><td>6 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>2.27%</td><td>1.98%</td></tr><tr><td></td><td>3 か 月 以 上 延 滞 債 権</td><td>0.02%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td></td><td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td><td>2.25%</td><td>2.33%</td></tr><tr><td>リ</td><td>ス ク 管 理 債 権</td><td>81,545百万円</td><td>75,033百万円</td></tr><tr><td>総</td><td>貸 付 残 高</td><td>1,684,881百万円</td><td>1,640,370百万円</td></tr></table> 【東日本大震災への対応】 #42 ○ 東日本大震災において被災された貸付先については、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じたところであるが、平成23年度末における当該返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握したうえで、既往貸付金に対する返済の可否などについて相談を実施した。 《添付資料：20》		3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.02%	0.00%		貸 出 条 件 緩 和 債 権	2.25%	2.33%	リ	ス ク 管 理 債 権	64,478百万円	59,554百万円	総	貸 付 残 高	1,684,881百万円	1,640,370百万円		区 分	平成23年度末	平成24年度末	リ	ス ク 管 理 債 権 比 率	3.16%	2.86%		破 綻 先 債 権	0.16%	0.17%		6 か 月 以 上 延 滞 債 権	1.60%	1.32%		3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.00%		貸 出 条 件 緩 和 債 権	1.38%	1.37%	リ	ス ク 管 理 債 権	101,134百万円	92,580百万円	総	貸 付 残 高	3,202,303百万円	3,240,022百万円		区 分	平成23年度末	平成24年度末	リ	ス ク 管 理 債 権 比 率	1.29%	1.10%		破 綻 先 債 権	0.01%	0.07%		6 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.85%	0.63%		3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.01%		貸 出 条 件 緩 和 債 権	0.42%	0.39%	リ	ス ク 管 理 債 権	19,588百万円	17,547百万円	総	貸 付 残 高	1,517,422百万円	1,599,652百万円		区 分	平成23年度末	平成24年度末	リ	ス ク 管 理 債 権 比 率	4.84%	4.57%		破 綻 先 債 権	0.31%	0.26%		6 か 月 以 上 延 滞 債 権	2.27%	1.98%		3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.02%	0.00%		貸 出 条 件 緩 和 債 権	2.25%	2.33%	リ	ス ク 管 理 債 権	81,545百万円	75,033百万円	総	貸 付 残 高	1,684,881百万円	1,640,370百万円
	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.02%	0.00%																																																																																																																
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	2.25%	2.33%																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権	64,478百万円	59,554百万円																																																																																																																
総	貸 付 残 高	1,684,881百万円	1,640,370百万円																																																																																																																
	区 分	平成23年度末	平成24年度末																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権 比 率	3.16%	2.86%																																																																																																																
	破 綻 先 債 権	0.16%	0.17%																																																																																																																
	6 か 月 以 上 延 滞 債 権	1.60%	1.32%																																																																																																																
	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.00%																																																																																																																
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	1.38%	1.37%																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権	101,134百万円	92,580百万円																																																																																																																
総	貸 付 残 高	3,202,303百万円	3,240,022百万円																																																																																																																
	区 分	平成23年度末	平成24年度末																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権 比 率	1.29%	1.10%																																																																																																																
	破 綻 先 債 権	0.01%	0.07%																																																																																																																
	6 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.85%	0.63%																																																																																																																
	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.01%	0.01%																																																																																																																
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	0.42%	0.39%																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権	19,588百万円	17,547百万円																																																																																																																
総	貸 付 残 高	1,517,422百万円	1,599,652百万円																																																																																																																
	区 分	平成23年度末	平成24年度末																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権 比 率	4.84%	4.57%																																																																																																																
	破 綻 先 債 権	0.31%	0.26%																																																																																																																
	6 か 月 以 上 延 滞 債 権	2.27%	1.98%																																																																																																																
	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	0.02%	0.00%																																																																																																																
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	2.25%	2.33%																																																																																																																
リ	ス ク 管 理 債 権	81,545百万円	75,033百万円																																																																																																																
総	貸 付 残 高	1,684,881百万円	1,640,370百万円																																																																																																																
		(3) 東日本大震災への対応 東日本大震災において被災された社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対する元利金の返済猶予及び返済条件の変更等については、引き続き適切に行う。																																																																																																																	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
			○ 返済猶予後において元利金の返済が可能との申し出のあった貸付先については、返済期間の延伸など必要な貸付条件の変更を決定したうえ、返済を再開した。（10貸付先、11資金、貸付残高約3,106百万円）

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 7	評 定	A
	昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成21年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を図ることが機構の役割であることを認識し、既往貸付金の貸出条件緩和等の積極的な支援を講じたところである。 平成24年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.25%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（2.44%）と比較すると0.19%低下することができ、第2期中期目標期間において最も低い比率となったところである。 この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じたこと、さらには、リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議や四半期ごとの特殊債権処理報告会において報告を行い、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックしたことなどの効果が現れたものといえる。加えて、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものは、監査法人の検証を経たうえで、リスク管理債権から除外したことが、リスク管理債権比率の引き下げに寄与したところである。 現在、東日本大震災において被災された貸付先については、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じているところであるが、平成23年度末における当該返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握したうえで、既往貸付金に対する返済の可否などについて相談するなど、積極的な支援策を講じているところである。引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するため、機構の総力をあげて取り組んでいくこととしている。			（委員会としての評定理由） 平成24年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.25%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成23年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.19%低下することができ、第2期中期目標期間において最も低い比率となっている。 この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、適切な経営改善支援策を講じたこと、さらには、リスク管理債権に係る情報については、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部署へフィードバックしたことなどの効果が現れたことがあげられる。 なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.61%）を含めると2.86%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じるとともに、平成23年度末における当該返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握したうえで、既往貸付金に対する返済の可否などについて相談するなど、積極的な支援策を講じているところであり、引き続き、福祉医療機構の総力をあげて取り組んでいくことを期待する。 以上のように、リスク管理債権比率の抑制への取り組みや東日本大震災への対応など、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。 引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。	
【数値目標】 ① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。 ② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。 ③ 中期目標期間中における貸付残高に対す	① 平成24年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度（契約実績：4,026億円）と比べて22.3%縮減した予算（契約：3,127億円（東日本大震災に係る災害復旧資金除く。））を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成24年度の新規融資額は3,211億円（平成17年度比△20.2%）となった。 なお、東日本大震災に係る災害復旧資金分として、別途、222件381億円を融資した。 ※ 業務実績P43【新規融資額の縮減】#35参照 ② 新規契約分の利差益については、貸付金利と調達金利の金利差0.106%、利差額51百万円を確保した。 ※ 業務実績P43【利差益の確保】#36参照 ③ 平成24年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除			（各委員の評定理由、業務への提言） - リスク管理債券比率を下げることでできた。目標に達成していないことについては、そもそも目標数値が経営環境が比較的恵まれていた時期の平均値を用いており、身のない数値であるため、神経質に気にする必要はない。 - 新規融資額の縮減は24年度目標達成、リスク管理債権比率も前年度よりは低下したが、中期目標達成にはもう一歩。 - 医療・介護施設を取りまく経営環境について分析し、機構の役割（使命）を明確化している。 - 前年度も指摘したが、新規融資額が前年度と同様に、平成17年度に比べ20、2%削減している。これをどのように捉えるかが、やはり明確になりきれいていないと感ずる。他の項目についても、昨年度	

るリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均（１．５６％）を上回らないように努める。	く。）については2.25％となり、中期目標期間における目標1.56％は達成できなかったものの、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（2.44％）と比較すると0.19％低下することができ、第2期中期目標期間において最も低い比率となった。 なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.61％）を含めると2.86％となるが、当機構としては、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するため、既往貸付金の返済猶予や貸付条件の変更等の措置を講じるなどの支援を積極的に実施することとしている。 ※ 業務実績P45【リスク管理債権比率】#41参照	と比べて大きく伸展している事業はないとも言えよう。したがって、事業評価としては、「B」したい。 ・ リスク管理債権の比率は、目標である第１期中期目標期間中の比率の平均を上回っているが、他金融機関のリスク管理債権の比率と比較すると妥当である。
【評価の視点】 ○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。 ○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。 ○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。 ○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。	【実績：○】 ・ 上記【数値目標①】のとおり、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成24年度の新規融資額は3,211億円（平成17年度比△20.2％）となり、中期計画を達成した。 ・ なお、東日本大震災に係る災害復旧資金分として、別途、222件381億円を融資した。 【実績：○】 ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 【実績：○】 ・ 政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。 ・ ※ 業務実績P45【リスク管理債権比率】#41参照 【実績：○】 ・ 施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成23年度決算に基づく事業報告書等を収集のうえ、データ分析を行うなど、貸付先の経営状況の的確な把握を行った。 ・ 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携しつつ、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。（実績：6貸付先） ・ ※ 業務実績P44【貸付先の経営状況の分析等】#38参照 【実績：○】 ・ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権の未然防止を図った。（実績：15貸付先） ・ リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックした。	

○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。	また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックした。 ・ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収業務を行う収納係において、貸付先の経営状況の変化を早期に察知するため、元利金の返済遅延状況等を取りまとめた管理簿を作成し、フォローアップするなど、債権回収を適切に実施した。 ・ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を年間延べ240件実施し、必要に応じて貸出条件緩和等の支援を講じるなど、債権悪化の未然防止を図った。 ※ 業務実績P44【債権悪化の未然防止】#39参照 [実績：○] ・ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を作成のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、適正に対応した。（実績：86貸付先124貸付（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分（10貸付先11貸付）を含む。）） ・ 内部統制の更なる充実・強化を図る観点から、業務管理課、情報管理課、債権課及び監査法人と自己査定基準等の見直しや自己査定システムの高度化について協議を行った。 ① 自己査定シートについて大幅な見直しを実施 ② 査定対象先抽出のために、機構のポートフォリオ分析を行ったうえで、抽出基準について検討し原案を策定 ③ 自己査定システムの導入に向けて引き続き検討を実施 ・ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。 ① 破産案件（1貸付先）について、破産管財人からの弁済及び第三者からの代位弁済により債権を回収した。（実績：364百万円） さらに破産案件（1貸付先）について、競売申立を実行した。 ② 民事再生案件について、別除権協定により債権を回収した。（実績：490百万円） ③ 不祥事から解散命令を受けた社会福祉法人の破産案件（1貸付先）について、行政と緊密な連携を図り、当該事業及び債務について、健全な別法人への承継移管を行った。 ④ 機関保証付き債権について、保証履行により債権を回収した。（実績：37百万円） ※ 業務実績P44【債権区分別の適切な管理】#40参照	
○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。	[実績：○] ・ リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックした。 また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックした。 ※ 業務実績P44【債権悪化の未然防止】#39参照	
○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上	[実績：×] ・ 上記【数値目標③】のとおり、平成24年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.25%となり、中期目標期間における目	

回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、 ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	標1.56％は達成できなかったものの、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（2.44％）と比較すると0.19％低下することができ、第2期中期目標期間において最も低い比率となった。 ※ 業務実績P45【リスク管理債権比率】#41参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績												
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。												
（１）集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。	（１）セミナー実施日の平均１０週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とＰＲに努め、中期目標期間における延べ受講者数を１２，６００人以上とする。	（１）セミナー実施日の平均１０週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とＰＲに努め、平成２４年度における延べ受講者数を２，０７０人以上とする。	【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43 ○ 年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なＰＲ活動を実施するとともに、開催内容の告知について平成24年度計画に定めた告知日（平均10週間前）よりも大幅に早期（平均82.1日前）に行うことにより、受講希望者の受講機会の確保を図った。 また、平成24年度においては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療関係施設等の開設者に対し、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、被災地復興応援企画として、福祉・医療経営セミナーを4回（宮城県（2回）、岩手県、福島県）開催した。 ○ その結果、延べ受講者数3,590人（被災地復興応援企画にかかる福祉・医療経営セミナー受講者数345人を含む。）、満足度指標79.2ポイントを達成した。 《添付資料：21、22》 <table><tr><th>項 目</th><th>24年度計画</th><th>24年度実績</th></tr><tr><td>開催内容の告知</td><td>平均10週間（70日）前</td><td>平均82.1日前</td></tr><tr><td>延べ受講者数</td><td>2,070人以上</td><td>3,590人</td></tr><tr><td>満足度指標</td><td>平均65ポイント以上</td><td>平均79.2ポイント</td></tr></table>	項 目	24年度計画	24年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均82.1日前	延べ受講者数	2,070人以上	3,590人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均79.2ポイント
	項 目	24年度計画	24年度実績												
	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均82.1日前												
延べ受講者数	2,070人以上	3,590人													
満足度指標	平均65ポイント以上	平均79.2ポイント													
（２）開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均６５ポイント以上とする。	（２）開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成２４年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均６５ポイント以上とする。														
ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。	（３）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化する。	（３）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）における指摘を踏まえ、民間と競合することのないよう、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点化したセミナーを実施する。	【セミナーにおける提供情報等の重点化】#44 ○ 見直しの基本方針に基づき、機構のセミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、機構役職員等による施設整備計画の策定に当たってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介など、機構の貸付事業と密接に連携し独自性を発揮したセミナーを実施した。												

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績															
(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。	(4) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。 (7) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。	(4) 平成24年4月から新たな社会福祉法人会計基準が制定されることに伴い、平成25年度から新会計基準を踏まえた経営指標に基づく個別経営診断を開始するため、診断内容等の検討を行う。	【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#45 ○ 平成24年4月から制定された新たな社会福祉法人会計基準を踏まえた経営指標及び診断内容等の検討を行い、個別経営診断の診断手法を決定するとともに、新会計基準に対応したシステム改修を行った。 ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）の新たなサービスを、WAM NET基盤を活用して平成24年6月30日より開始した。 （対象施設及び利用件数：特別養護老人ホーム823件、ケアハウス216件、保育所426件、病院295件、介護老人保健施設249件 合計2,009件） ≪添付資料：23、24≫															
	(5) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。	(5) 個別経営診断については、平成24年度において延べ280件以上の診断を実施する。 なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得る。 また、経営診断の実施等を通じて把握してきた経営管理の実情を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援を行う。	【個別経営診断の実績】#46 ○ 平成24年度における個別経営診断の実績は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>診 断 種 別</th><th>全 体</th><th>うち福祉</th><th>うち医療</th></tr> <tr> <td>実地・経営分析診断</td><td>20件</td><td>3件</td><td>17件</td></tr> <tr> <td>簡易経営診断</td><td>355件</td><td>267件</td><td>88件</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>375件</td><td>270件</td><td>105件</td></tr> </table> ○ 平成24年度においては、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した144施設の診断先のうち、138施設（95.8%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができた。 ※「大変参考になった」：40施設、「参考になった」：98施設 ≪添付資料：25、26≫ 【経営改善支援事業への重点化】#47 ○ 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、経営支援部門、債権管理部門及び貸付部門が連携しつつ、財務分析等のヒアリング資料を作成し、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。（実績：6貸付先） ○ 経営支援部門と債権管理部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を実施した。（実績：15貸付先） ○ 経営支援部門、債権管理部門及び貸付部門が連携し、東日本大震災にかかる返済猶予中の貸付先を個別に訪問し、施設の復旧等に係る新規融資や既往貸付金に対する返済の相談を行った。また、併せて、貸付先から経営支援事業に対する要望等を聴取し、機構が開催する復興支援セミナー等のテーマ設定に反映させるとともに、機構が保有する豊富な経営データを活用し、同種類・同規模施設の経営指標（ベンチマーク表）等を作成のうえ、提供することにより、施設の経営を支援した。（実績：50貸付先）	診 断 種 別	全 体	うち福祉	うち医療	実地・経営分析診断	20件	3件	17件	簡易経営診断	355件	267件	88件	合 計	375件	270件
診 断 種 別	全 体	うち福祉	うち医療															
実地・経営分析診断	20件	3件	17件															
簡易経営診断	355件	267件	88件															
合 計	375件	270件	105件															

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績								
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。 なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。	(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	【個別経営診断の平均処理期間短縮】#48 ○ 平成24年度における経営分析診断の平均処理期間は34.7日となった。								
	(8) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。	(7) 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、引き続き債権管理への活用を図る。	【法人全体の格付の検討】#49 ○ 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、その結果を取りまとめ経営状況の把握等への活用を図った。								
	(9) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。 なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。	(8) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。 なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な勉強会・セミナー等を試行実施する。	【施設経営者等に対する情報提供】#50 ○ 経営セミナーにおいては、機構貸付先の優良実践事例の紹介、また、機構職員による講演等を行うなど機構の独自性を発揮した施設経営を支援するための情報を新たに追加するなどして施設経営者等に的確に提供した。 ○ 経営の優良事例等の具体的な取組みについて「福祉・医療施設の経営に関する優良事例・改善事例集」に反映させ、関係部へフィードバックを行った。 【経営指導ノウハウの民間への普及検討】#51 ○ 病院・医療経営指導等のノウハウの要望等について、民間金融機関等（6機関）に対しニーズの把握を行った。 ○ 見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウについて、民間へ普及するための具体的な取組みとして、都市銀行との共同開催による医療経営セミナーを平成24年10月に開催した。（受講者実績：医療機関関係者等87名） ○ 信用金庫の融資担当者に対し、病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉に関する研修会を平成24年11月に実施した。（実績：8金庫15名） ○ 地方銀行の各支店担当者に対し、医療制度・政策、医療機関貸付のポイント等の内容による研修会を平成25年3月に実施した。（実績：71名） ○ 福祉医療貸付にかかる受託金融機関事務研修会において、病院の最近の経営動向、医療・福祉の制度・政策等について、病院・医療経営指導等のノウハウの普及（研修）を行った。								
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(10) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入	【各業務における収支相償】#52 ○ 平成24年度においては、次のとおり、業務実施に係る実費相当額を上回る収入を確保した。 <table><tr><td>区 分</td><td>収 入</td><td>支 出</td><td>差 引</td></tr><tr><td>集団経営指導</td><td>32,750千円</td><td>25,591千円</td><td>7,159千円</td></tr></table>	区 分	収 入	支 出	差 引	集団経営指導	32,750千円	25,591千円	7,159千円
区 分	収 入	支 出	差 引								
集団経営指導	32,750千円	25,591千円	7,159千円								

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績			
	額を上回る自己収入を確保する。	を確保する。	個別経営診断	5,686千円	696千円	4,990千円
※支出は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。						

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 8	評 定	A					
	集団経営指導（セミナー）については、機構からの情報発信を強化するため、機構の独自性を発揮する情報を新たに追加するなどして施設経営者等に的確に情報提供した結果、延べ受講者数は3,590人と年度計画の目標値（2,070人）を大きく上回る実績をあげるとともに、セミナーに対する満足度指標も79.2ポイントと中期計画の目標値（65ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、民間と競合することのないよう、機構役職員等による施設整備計画の策定に当たってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、機構の貸付事業と密接に連携し、独自性を発揮したセミナーを実施した。 また、病院・医療経営指導ノウハウの民間への普及については、具体的な手法の検討・試行的実施として、都市銀行との共同した医療経営セミナーを開催するとともに、民間金融機関の従事者に対する病院等の最近の経営動向を含めた医療等に関する研修会を4回実施し、併せて、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等について、民間金融機関等（6機関）に対しニーズの把握のための調査を行った。 個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は375件となり、年度計画の目標値（280件）を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援した。なお、平成24年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した144施設の診断先のうち、138施設（95.8%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができた。顧客サービス向上の観点から、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）の新たなサービスを、WAMNET基盤を活用して平成24年6月30日より開始した。（対象施設及び利用件数：特別養護老人ホーム823件、ケアハウス216件、保育所426件、病院295件、介護老人保健施設249件 合計2,009件） また、①大口貸付先についてその償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、財務分析等のヒアリング資料を作成し、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等にかかるヒアリングのを実施（実績6貸付先）、②経営悪化が懸念される貸付先について個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなどの適切な経営改善支援策の実施（実績15貸付先）、③東日本大震災にかかる返済猶予中の貸付先について個別に訪問し、施設の復旧等に係る新規融資や既往貸付金に対する返済の相談を行い、併せて、貸付先から経営支援事業に対する要望等を聞き取り、機構が開催する復興支援セミナー等のテーマ設定に反映させるとともに、機構が保有する豊富な経営データを活用し、同種類・同規模施設の経営指標（ベンチマーク表）等を作成のうえ、提供することによる施設の経営支援（実績50貸付先）など、経営支援部門と債権管理部門等が連携して施設の経営支援等を実施した。			（委員会としての評定理由） 集団経営指導（セミナー）については、福祉医療機構からの情報発信を強化するため、機構の独自性を発揮する情報を新たに追加するなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は3,590人となり、年度計画の目標値（2,070人）を上回る実績をあげている。また、セミナーに対する満足度指標も79.2ポイントとなり、中期計画の目標値（65ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、有益な情報が提供されていると考えられる。 個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は375件となり、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査においては、アンケートを回収した144施設の診断先のうち、138施設（95.8%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得られており、的確な診断が実施されていると考えられる。また、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のサービスを新たに開始するなど、顧客サービスの向上に努めている。 なお、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性を発揮したセミナーを実施している。また、病院・医療経営指導のノウハウの民間への普及については、具体的な手法の検討及び試行的実施として、都市銀行と共同した医療経営セミナーを開催するとともに、民間金融機関に対し病院等の最近の経営動向を含めた医療等に関する研修会を実施し、併せて、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等について、民間金融機関等に対しニーズの把握のための調査を行うなど、適切に対応している。 以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。						
【数値目標】 ① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。 <table><tr><td>項 目</td><td>24年度計画</td><td>中期計画</td></tr><tr><td>開催告知</td><td>平均 10週間前</td><td>平均 10週間前</td></tr></table>	項 目	24年度計画	中期計画	開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前	① 平成24年度においては、機構からの情報発信を強化するため、機構の独自性を発揮した施設経営を支援する情報を新たに追加するなどして施設経営者等に的確に情報提供した結果、セミナーの延べ受講者数等の数値目標については、次のとおり実績をあげており、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。 なお、開催内容の告知については、中期計画の目標値（平均10週間（70日）前）を大きく上回る平均82.1日前に行ったこともあり、延べ受講者数は、年度計画の目標値（2,070			（各委員の評定理由、業務への提言） ・ 現在は待機児童が多くても団塊ジュニアの出産が終われば保育所は要らなくなる。1度雇ってしまえばすぐにくびにできないこういう中で、保育園運営はどうすればいいか、こういう中でいかに保育園を増やしていくか、経営セミナーで検討していくことはいかがか。保育園への投資は国の将来への投資であり、財投債の使用対象として最もふさわしいと考える。ここへの重点的取組が求められる。 ・ 集団経営指導セミナーを実施、参加者数が目標を大きく上回っており、満足度指数も高くなっている。個別経営診断もここ数年のレベルを維持。
項 目	24年度計画	中期計画								
開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前								

延べ 受講者数	2,070人 以上	12,600人 以上
満足度指数 ※	平均65ポイ ント以上	平均65ポイ ント以上

※ セミナー受講者に対して、意見・感想等を
聴取するアンケート調査を実施した結果の集
計により算出

② 個別経営指導については、次の数値目標を
達成する。

項 目	24年度計画	中期計画
延べ 診断件数	280件以上	1,400件 以上
平均 処理期間	50日以内	50日以内

③ 個別経営診断を利用した施設経営者に対
してアンケート調査を実施し、70%以上の
施設経営者から、診断結果が施設経営の改善
等の計画を策定する上で役立ったとの回答
を確保する。

④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務
において、中期目標期間中、実費相当額を上
回る自己収入を確保する。

項 目	24年度計画	24年度実績
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均82.1日前
延べ受講者数	2,070人以上	3,590人
満足度指標	平均65ポイント以上	平均79.2ポイント

24年度実績における延べ受講者数には、被災地復興応援企画にかかる医療・福祉経営セ
ミナー受講者数345人を含む。

※ 業務実績P52【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43参照

② 積極的なPR活動などを行い、延べ診断件数及び平均処理期間の24年度計画の数値目標
を上回った。

項 目	24年度計画	24年度実績
延べ診断件数	280件以上	375件
平均処理期間	50日以内	34.7日

※ 業務実績P53【個別経営診断の実績】#46参照、P54【個別経営診断の平均処理
期間短縮】#48

③ 平成24年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、ア
ンケートを回収した144施設の診断先のうち、138施設（95.8%）から「大変参考になっ
た」、「参考になった」との回答を得た。

※ 業務実績P53【個別経営診断の実績】#46参照

④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービスの実施及び受講者等の
増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。

区 分	収 入	支 出	差 引
集団経営指導	32,750千円	25,591千円	7,159千円
個別経営診断	5,686千円	696千円	4,990千円

※ 業務実績P54【各業務における収支相償】#52参照

〔評価の視点〕

○ セミナーの開催告知について、中期計画に
定められた期間内に行うなど、受講希望者の
機会確保とPRに努めたか。

○ セミナーの受講者数について、中期計画を
達成しているか。

○ カリキュラムの工夫により、受講者へのア
ンケート調査における満足度指標が中期計
画を達成しているか。

○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基

〔実績：○〕

・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

〔実績：○〕

・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

〔実績：○〕

・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

〔実績：○〕

・ 新会計への移行など、経営的に大きな動きのある中、経営状況を診
断する客観的な指標を示し、診断⇒見直しの機会を提供することは、
非常に重要である。

・ 経営指導に関するセミナーは、受講者数も満足度指標も年度計画数
をはるかに上回り、その企画内容やPR活動などが適切であったと評
価できよう。なお、前年度も指摘したが、WAMに期待される大きな
役割として、「経営指導」を強化していくことはますます重要だと考
える。診断メニューの多様化や経営指標の拡大などは、今後も努力し
てほしいと考える。

・ 経営指導事業が順調に行われている。個別経営診断の件数も年度計
画を上回っている。

本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化しているか。 ○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。 ○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、７０％以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。 ○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。 ○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。	・ 見直しの基本方針に基づき、機構のセミナーについては、機構役職員等による施設整備計画の策定に当たってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介など、機構の貸付事業と密接に連携し独自性を発揮したセミナーを実施した。 ※ 業務実績P52【セミナーにおける提供情報等の重点化】#44参照 [実績：○] ・ 平成24年4月から制定された新たな社会福祉法人会計基準を踏まえた経営指標及び診断内容等の検討を行い、個別経営診断の診断手法を決定した。 ・ 顧客サービス向上の観点から、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）の新たなサービスを、WAM NET基盤を活用して平成24年6月30より開始した。 （対象施設及び利用件数：特別養護老人ホーム823件、ケアハウス216件、保育所426件、病院295件、介護老人保健施設249件 合計2,009件） ※ 業務実績P53【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#45参照 [実績：○] ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 [実績：○] ・ 上記【数値目標③】のとおり達成した。 [実績：○] ・ 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、経営支援部門、債権管理部門及び貸付部門が連携しつつ、財務分析等の事前ヒアリング資料を作成し、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。（実績：6貸付先） ・ 経営支援部門と債権管理部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を実施した。（実績：15貸付先） ・ 経営支援部門、債権管理部門及び貸付部門が連携し、東日本大震災にかかる返済猶予中の貸付先を個別に訪問し、施設の復旧等に係る新規融資や既往貸付金に対する返済の相談を行った。また、併せて、貸付先から経営支援事業に対する要望等を聴取し、機構が開催する復興支援セミナー等のテーマ設定に反映させるとともに、機構が保有する豊富な経営データを活用し、同種類・同規模施設の経営指標（ベンチマーク表）等を作成のうえ、提供することにより、施設の経営を支援した。（実績：50貸付先） ※ 業務実績P53【経営改善支援事業への重点化】#47参照 [実績：○] ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。	
--	--	--

○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	【実績：○】 ・ 上記【数値目標④】のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。 【実績：○】 ・ 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援している。 なお、当該事業においては、利用者アンケート等を実施しており、同調査結果に基づき、サービスの見直しを行い、利用者サービスの向上を図っている。 ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、民間と競合する業務を廃止すべきとされたため、機構のセミナーにおいては、機構役職員等による施設整備計画の策定に当たってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介など、機構の貸付事業と密接に連携し独自性を発揮したセミナーを実施した。 ・ また、見直しの基本方針に基づく病院・医療経営指導等ノウハウの民間への普及については、具体的な取組みとして、都市銀行との共同開催による医療経営セミナーの開催、信用金庫の融資担当者に対する病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉に関する研修会の実施、地方銀行の各支店担当者に対する医療制度・政策、医療機関貸付のポイント等の内容による研修会の実施、受託金融機関実務研修会における病院・医療経営指導等のノウハウ普及（研修）の実施、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等についての民間金融機関等に対するニーズの把握など、適切に対応した。 ・ 「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」（平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会）において、平成24年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価の重点事項として示された「検査・試験・評価等業務」に機構の福祉医療経営指導事業（個別経営診断）が対象とされているところである。なお、同委員会から示された各重点事項に係る固有の観点に沿った平成24年度における取組状況は、資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P49「事務・事業の見直し等」のとおりである。	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。
（１）助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。	（１）助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。	（１）助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、国と協議のうえ設定する。 なお、募集内容が応募する団体にとってわかりやすいものとなるよう、応募に当たっての留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、広く周知する。 （２）今後の災害対策強化を図る観点から、高齢者や障害者等の災害弱者に対する広域的な災害福祉支援のためのネットワークの構築を図る。	【募集要領等の策定・公表】#53 ○ 平成25年度分助成事業（災害福祉広域支援事業を除く。以下同じ。）の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、平成23年度分助成事業の事後評価の結果及び平成24年度分助成事業の実施状況を踏まえて、「平成25年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を平成25年3月に策定し、機構ホームページで公表するとともに、国と協議し助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直したうえで、同月に募集要領を策定、公表し、募集を行った。 なお、募集内容が応募する団体にとってわかりやすいものとなるよう、応募に当たっての留意事項などを募集要領等に明記し公表するとともに、新たにWAMNET基盤を活用した職員による募集の解説動画を作成したほか、優良事例や応募に当たってのQ&Aなども公表し、広く周知した。 ○ 外部の有識者からなる災害福祉広域支援ネットワークの構築に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置のうえ、6回開催し、災害福祉支援ネットワークの体制などについて検討を行い、検討結果について報告書をまとめた。 また、検討会での検討内容を踏まえ、国と協議のうえ、災害福祉支援ネットワークの構築のための平成24年度分の助成事業にかかる募集要領を策定、機構ホームページで公表し、募集を行った。 《添付資料：28》
（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。	（３）助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。 また、選定に当たっては、多様な社会資源を活用して連携やネットワーク化を図り、地域の課題に取り組む事業を促進できるよう配慮する。	【助成事業の審査・採択】#54 ○ 平成24年度分助成事業（災害福祉広域支援事業を除く。以下同じ。）については、平成24年3月に、外部の有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）により公正に選定された結果に基づき、395事業、1,835百万円の事業を採択した。 ○ 平成24年度分の災害福祉広域支援事業の助成に当たっては、検討会での検討内容を踏まえ、審査・評価委員会において、助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、7事業、21百万円の事業を採択した。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																																																		
		なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。	<平成24年度分助成事業の要望及び採択> <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">要 望</th><th colspan="2">採 択</th><th colspan="2">採択率</th></tr><tr><th>事業数 (件)</th><th>金 額 (百万円)</th><th>事業数 (件)</th><th>金 額 (百万円)</th><th>事業数 (%)</th><th>金 額 (%)</th></tr><tr><td>福祉活動支援事業</td><td>427</td><td>997</td><td>144</td><td>286</td><td>33.7</td><td>28.7</td></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>346</td><td>1,608</td><td>153</td><td>653</td><td>44.2</td><td>40.6</td></tr><tr><td>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>124</td><td>1,285</td><td>67</td><td>683</td><td>54.0</td><td>53.2</td></tr><tr><td>社会参加促進活動支援事業</td><td>113</td><td>575</td><td>31</td><td>213</td><td>27.4</td><td>37.0</td></tr><tr><td>計</td><td>1,010</td><td>4,465</td><td>395</td><td>1,835</td><td>39.1</td><td>41.1</td></tr><tr><td colspan="7">【再掲】東日本大震災への対応（重点的に支援する事業）</td></tr><tr><td>東日本大震災で被災された方等を支援する事業</td><td>106</td><td>719</td><td>81</td><td>518</td><td>76.4</td><td>72.1</td></tr></table> [福祉活動支援事業] 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業 [地域連携活動支援事業] 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業 [全国的・広域的ネットワーク活動支援事業] 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業 [社会参加促進活動支援事業] 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業 <平成24年度分助成事業（災害福祉広域支援事業）の要望及び採択> <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">要 望</th><th colspan="2">採 択</th><th colspan="2">採択率</th></tr><tr><th>事業数 (件)</th><th>金 額 (百万円)</th><th>事業数 (件)</th><th>金 額 (百万円)</th><th>事業数 (%)</th><th>金 額 (%)</th></tr><tr><td>災害福祉広域支援事業</td><td>12</td><td>26</td><td>7</td><td>21</td><td>58.3</td><td>80.9</td></tr></table> [災害福祉広域支援事業] 災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを検討・構築し、災害対策の強化を図るための事業 ○ 平成25年度分助成事業の審査・採択に当たっては、平成24年度に実施した事後評価の結果や「平成25年度社会福祉振興助成事業の重点方針」等を踏まえ、審査の客観性及び透明性を図る観点から募集要領、選定方針等を策定し、機構ホームページに公表した。 ○ なお、予算編成にかかる国会審議日程を踏まえ、平成25年度分助成事業の募集期間は平成25年3月25日から4月22日までとし、審査・評価委員会により選定方針に基	区 分	要 望		採 択		採択率		事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)	福祉活動支援事業	427	997	144	286	33.7	28.7	地域連携活動支援事業	346	1,608	153	653	44.2	40.6	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	124	1,285	67	683	54.0	53.2	社会参加促進活動支援事業	113	575	31	213	27.4	37.0	計	1,010	4,465	395	1,835	39.1	41.1	【再掲】東日本大震災への対応（重点的に支援する事業）							東日本大震災で被災された方等を支援する事業	106	719	81	518	76.4	72.1	区 分	要 望		採 択		採択率		事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)	災害福祉広域支援事業	12	26	7	21	58.3	80.9
区 分	要 望		採 択		採択率																																																																																
	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)																																																																															
福祉活動支援事業	427	997	144	286	33.7	28.7																																																																															
地域連携活動支援事業	346	1,608	153	653	44.2	40.6																																																																															
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	124	1,285	67	683	54.0	53.2																																																																															
社会参加促進活動支援事業	113	575	31	213	27.4	37.0																																																																															
計	1,010	4,465	395	1,835	39.1	41.1																																																																															
【再掲】東日本大震災への対応（重点的に支援する事業）																																																																																					
東日本大震災で被災された方等を支援する事業	106	719	81	518	76.4	72.1																																																																															
区 分	要 望		採 択		採択率																																																																																
	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (件)	金 額 (百万円)	事業数 (%)	金 額 (%)																																																																															
災害福祉広域支援事業	12	26	7	21	58.3	80.9																																																																															

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績					
			づいて行われる審査、採択については、平成25年4月下旬以降に実施することとなった。 　　≪添付資料：29、30、31≫ 【助成事業の選定、固定化回避】#55 ○ 平成25年度分助成事業の選定に当たっては、事業の直接的効果及び社会的波及効果を重視し、NPO等が行う活動の立ち上げ支援や、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業、並びに「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」「高齢者などの孤立防止・認知症対策」「児童虐待防止」「貧困・格差対策」の4つの重点的に支援する事業に配慮する仕組みとした。また、継続性・将来発展性への配慮及び固定化回避の方策について選定方針に明記した。 ○ なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」については、被災地の状況や被災地で活動する助成先団体の状況を現地で把握した結果を踏まえ、引き続き重点的に支援していくこととした。					
	(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	(4) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。	【特定非営利活動法人等への助成】#56 ○ 平成24年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は85.8%となった。 <table><tr><td>全助成事業数 （a）</td><td>特定非営利活動法人等 が行う事業（b）</td><td>占有率 （b／a）</td></tr><tr><td>395</td><td>339</td><td>85.8%</td></tr></table> ○ なお、平成25年度分助成事業については、予算編成にかかる国会審議日程を踏まえ、採択は6月以降となった。	全助成事業数 （a）	特定非営利活動法人等 が行う事業（b）	占有率 （b／a）	395	339
全助成事業数 （a）	特定非営利活動法人等 が行う事業（b）	占有率 （b／a）						
395	339	85.8%						
(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	(5) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。	【各種提出書類の電子化等】#57 ○ 助成先団体等からの各種提出書類については、助成先団体の事務負担の軽減を図るため、さらなる様式の見直しを行うとともに、助成先団体の記入ミスを軽減するため「助成先団体専用ホームページ」に掲載し、容易にダウンロードできるようにするとともに、電子媒体による提出を可能とした。 　　また、応募の際の様式や提出書類のチェックリストを電子ファイル化し、不備不足があるとエラー表示される仕組みとすることで、応募者がより書類不備を避けられるよう工夫した。 ○ 災害福祉広域支援事業の申請書類については、助成先団体の事務負担の軽減と手続きの迅速化を図るため、最低限必要な書類により申請できるよう削減した。（10種類→6種類）					
	(5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(6) 平成24年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	【助成金決定までの平均処理期間短縮】#58 ○ 平成24年度分助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間については、29.2日となり、中期計画で定める平均処理期間（30日以内）を順守することができた。					

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。 また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	(6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	(7) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成24年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。	【助成事業の事後評価の実施】#59 ○ 平成24年度における事後評価については、平成24年7月に開催した審査・評価委員会において評価方針を策定し、機構ホームページに公表した上で適切に実施した。 ○ 助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、当該評価方針に基づき、被災地支援事業等の重点支援分野に関する助成事業を中心に、審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）及び機構事務局により、スコアリング評価の手法を用いて平成23年度分助成事業の2割程度（102事業）を効率的かつ効果的に実施した。 特に委員によるヒアリング評価は、複数の委員が機構事務所内で効率的にヒアリングを実施し、団体に助言等を行った後、委員間で協議して評価を決定することで、評価結果の精度や客観性を高めた。 ○ また、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動や事業展開の一助となるよう、審査・評価委員会の審議を経たのち、評価結果をグラフ化するとともに評価を担当した委員又は機構事務局の所見を付して、評価対象団体にフィードバックした。 なお、評価に当たっては、プロセス評価（事業推進姿勢、事業実施体制、事業実施プロセス）と成果評価（アウトプット、アウトカム、インパクト）の6項目のスコアリングの結果で総合評価を行い、グラフで可視化された評価結果を併せて各団体にフィードバックすることにより、良かった点、悪かった点、以後の事業・団体の発展のために必要な点などをわかりやすくフォローアップした。
		(8) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、平成25年度分の助成事業の選定方針等の改正に適正に反映するなど、継続的な改善に活用する。 また、事後評価の結果に基づき、必要に応じて、助成対象事業や助成対象テーマの見直しについて国に提案する。	【事後評価の結果の反映】#60 ○ 平成23年度分助成事業の事後評価については、平成24年11月に中間評価を取りまとめ、その結果に基づき平成25年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案し募集要領等の改正に反映し、特に優れた事例を機構ホームページで公表した。また、最終評価については、平成25年3月に「平成23年度助成事業に関する事業評価報告書」として取りまとめた。 ※添付資料：32※
(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、事業計画段階から事業実施中や事業完了後においても的確な相談・助言等に努める。 また、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、ヒアリング評価や助成先団体等との意見交換等を計画的に実施するとともに、これらを通じて職員の専門性の向上に努める。	【助成先団体への相談・助言等】#61 ○ 各地のNPO等に対して機構の助成事業情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供することに加え、機構と顧客層との間をより身近なものとするため、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」を26回発行した。（登録読者数：約3,048人） ○ 平成24年5月に平成24年度分助成内定団体に対する事務説明会を6回開催し、助成事業の適切な実施にあたり特に留意すべき点について説明するとともに、出席団体を活動分野別のグループに分け、機構職員の進行により意見交換会を行い、事業実施上の課題やその解決方法などの共有、助言などを行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
		① 助成先団体へのヒアリングを通して行う事後評価の結果を踏まえ、助成先団体等に対して事業の継続や発展・改善のための有効な助言を行う。 ② 助成事業終了後１年及び３年経過後に、助成事業の継続状況や波及効果、その後の事業の発展状況などについてフォローアップ調査を実施し、その結果の分析・検証を行い、選定方針の策定や助成先団体への相談・助言等に活かす。 ③ 助成先団体が適正かつ円滑に助成事業を実施し、成果をあげることができるよう、団体運営や事務処理上の指導・助言、情報提供等を積極的に行う。	○ 平成25年１月には平成24年度分助成先団体に対して、全国7か所で助成事業完了に伴う事務説明会を開催し、助成事業終了後の事業継続・発展や財源の確保について助言を行うとともに、国庫補助金による事業として、適切な成果報告や精算報告を行えるよう事業完了報告書の作成について説明、助言を行った。 ○ 助成先の現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続や発展、改善のための助言、相談などを行った（61団体）。 また、平成24年10月から11月にかけて全助成先に対して実施した進捗状況調査の結果などを基に、助成事業実施に当たって課題を抱えている6団体については、別途個別に訪問し、課題解決のために助言、相談を行った。 【事後評価後の継続的なフォローアップ調査の実施】#62 ○ 助成終了後１年以上経過した平成22年度分助成事業について、助成終了後の継続状況や他団体とのネットワークの構築状況等を把握するため、平成24年8月にフォローアップ調査を実施するとともに、３年以上経過した事業（平成20年度分助成事業）についても、平成24年10月にフォローアップ調査を実施した。 なお、これらの調査結果については、助成先団体への助言、指導や情報提供に活用した。 【職員の専門性の向上】#63 ○ 平成24年度分助成事業のうち、重点的に支援する「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に取り組む事業並びに「東日本大震災で被災された方等の支援」の４分野について、機構の担当スタッフが分野ごとにチームを編成し、年間を通して継続的に現場の活動を直接確認したうえで、助成先団体との意見交換や助言を行うことにより、職員の専門性の向上に努めた。 また、その結果については、チームごとに地域での課題や求められる支援等を取りまとめ、報告会を実施して問題意識や課題等の共有を図るとともに、平成25年度助成テーマや重点支援分野の見直しなど、国に対して提案した。
	（８）助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を８０％以上とする。	（10）助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を８０％以上とする。	【助成事業による新たな連携の強化】#64 ○ 平成24年度分助成先団体（福祉用具改良開発事業及び災害福祉広域支援事業を除く。以下同じ。）による自己評価（389事業）のうち、359事業（92.3％）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。
	（９）助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を７０％以上とする。	（11）助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が７０％以上の回答を得る。	【助成事業の利用者満足度】#65 ○ 平成24年度分助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、94.0％の利用者から「満足した」との回答を得た。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。	(12) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。	【事業効果の高い優れた助成事業の周知】#66 ○ ヒアリング評価結果等を踏まえた事業効果の高い優れた助成事業については、その事業概要や効果を機構ホームページで公表するとともに、事業評価報告書や機構月刊広報誌「WAM」に掲載するなど、広く周知を図った。 ○ 特に優れた助成事業として選定された取組みや、被災者支援の活動を行っている助成先団体の活動については、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」による配信やWAMNET上での掲載を行い広く紹介した。
		(13) 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、助成事業報告会を3回開催する。 また、社会的課題の解決に向けた取組などを周知・普及するため、シンポジウムを開催する。	【助成事業報告会等の開催】#67 ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知及び効果的な普及を図り、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、当該助成事業について紹介する事業報告会を全国3か所（秋田、愛知、広島）で開催した。 また、事業効果の高かった助成事業の紹介だけでなく、参加者が他団体との交流により地域での連携のきっかけづくりや、活動のヒントを得る情報交換の場となるよう、機構職員を交えた参加者同士の意見交換会を企画して、より効果的に助成事業報告会を実施した。（参加者合計：200人） なお、講演、活動報告、WAM助成制度のごあんない、意見交換会のいずれにおいても、97.0%以上の参加者から「良かった」との回答を得ることができた。 ○ 東日本大震災の被災地支援に関して、重点的に助成を行うこととあわせて、被災地支援の状況についてあらためて検証し、今後のNPOなどによる民間の福祉活動のあり方や期待される役割などについて考えることを目的として、復興庁職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動報告や課題の提起、各界の有識者によるディスカッション等を行うシンポジウムを平成24年10月に開催した。（参加者：71人） なお、講演、活動報告、ディスカッションのいずれにおいても、92.6%以上の参加者から「良かった」との回答を得ることができた。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 9	評 定	A
	平成22年度より新たに社会福祉振興助成事業となって以来3年目となり、平成24年度は、395事業、1,835百万円の事業を採択、助成した。 また、平成24年度分の災害福祉広域支援事業については、検討会を設置し、災害福祉支援ネットワークの体制などについて検討を行い、その検討内容を踏まえ、国と協議のうえ、災害福祉支援ネットワークの構築のための助成事業にかかる募集を実施し、7都府県下において災害福祉支援ネットワーク構築を図るための事業に対して助成を行った。 平成25年度分助成事業の募集に当たっては、平成23年度分助成事業の事後評価結果及び平成24年度分助成事業の実施状況や被災地の現状を踏まえ、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、政策動向や国民ニーズを基に助成テーマを見直したうえで募集を開始することができた。 募集に際しては、専門紙、各地のNPOセンター、各種の情報ポータルサイトなどに協力を要請するとともに、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を新たに作成したほか、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」（登録読者数3,048人）の配信など、WAMNET基盤や機構ホームページなどを活用し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行った。なお、予算編成にかかる国会審議日程を踏まえ、審査、採択については平成25年4月下旬以降に実施することとなった。 事後評価については、助成制度の継続的な改善と、助成先団体やその活動の継続・発展に効果的、効率的に寄与するよう、審査・評価委員会において評価方針を策定し、同方針に基づいて実施することができた。特に、ヒアリング評価を行った102事業については、委員や事務局の所見とともに、グラフで可視化された評価結果を各団体にフィードバックすることにより、以後の活動や団体の発展のために必要な点などについて、わかりやすくフォローアップした。事後評価の結果については、平成25年度分助成事業の募集要領等に反映し、助成制度の継続的な改善を行った。 助成事業を通じた助成先団体への相談・助言や機構職員の専門性の向上に関しては、平成24年度分助成事業の重点支援分野を中心に職員を課題別にチーム編成し、現地で直接、活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うことを通して行うとともに、あわせて助言や情報提供を実施した。（61団体）その結果については課題分野ごとにとりまとめ、報告会を実施し、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、助成テーマや重点支援分野の見直しなど、国への提案にも活かした。 助成事業の成果（効果）については、平成24年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち92.3%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.0%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。さらに、各地で事業報告会を3回実施し、事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く周知した。 東日本大震災の被災地支援に関しては、今後のNPOなどによる民間の福祉活動のあり方や期待される役割などについて考えることを目的として、シンポジウムを開催し、広くその内容を周知した。			（委員会としての評定理由） 当該事業については、政策動向や国民ニーズを踏まえ、「東日本大震災被災者支援」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」の4分野を重点的に支援する事業として位置づけ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、公募により助成を実施している。加えて、平成24年度分助成事業の災害福祉広域支援事業については、外部有識者からなる検討会を設置し、災害福祉支援ネットワークの体制などについて検討を行い、その検討内容を踏まえ、国と協議のうえ、災害福祉支援ネットワーク構築のための助成事業にかかる募集を実施し、助成を行っている。 なお、募集に際しては、専門紙、各地のNPOセンター、各種の情報ポータルサイトなどに協力を要請するとともに、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を新たに作成したほか、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」（登録読者数3,048人）の配信など、WAMNET基盤や機構ホームページなどを活用し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。 助成事業の審査、採択については、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、同審査・評価委員会において審査、採択を行っている。 また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を公表するとともに次年度の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させている。特に、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。 さらに、助成事業の成果（効果）については、平成24年度分助成事業のうち92.3%が、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得られている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.0%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）も得られている。 民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国3か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、今後のNPOなどによる民間の福祉活動のあり方や期待される役割などについて考えることを目的として、復興庁職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動報告や課題の提議、各界の有識者によるディスカッション等を行うシンポジウムを開催している。 以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
【数値目標】 ① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以	① 平成24年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への				

上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を３０日以内とする。 ③ 助成先団体のうち、８０％以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。 ④ 助成事業が対象とした利用者のうち、７０％以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ⑤ 助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に１５回以上開催する。	助成の割合は85.8%となった。 なお、平成25年度分助成事業の採択については、予算編成にかかる国会審議日程を踏まえ、採択は6月以降となった。 ※ 業務実績P63【特定非営利活動法人等への助成】#56参照 ② 平成24年度分助成事業の助成金申請処理に当たっては、助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は29.2日となり、中期計画に定められた平均処理期間である30日以内に処理することができた。 ※ 業務実績P63【助成金決定までの平均処理期間短縮】#58参照 ③ 平成24年度分助成先団体による自己評価（389事業）のうち、359事業（92.3%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。 ※ 業務実績P65【助成事業による新たな連携の強化】#64参照 ④ 平成24年度助成先団体を通じて、助成事業を利用した方（エンドユーザー）を対象にした満足度調査を実施した結果、94.0%の利用者から「満足した」との回答を得ることができた。 ※ 業務実績P65【助成事業の利用者満足度】#65参照 ⑤ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介し、参加者同士が意見交換を行う事業報告会を3回開催し、年度計画の目標値を達成することができた。この結果、中期目標期間内に15回開催し、中期計画の目標値を達成することができた。 ※ 業務実績P66【助成事業報告会等の開催】#67参照	今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。 （各委員の評定理由、業務への提言） ・ 助成事業を拡大し、その成果についても積極的に公表されている。 ・ NPOへの助成割合が増えている点、相談助言を行っている点、事後評価の公表や報告会を行っている点など、評価できる。 ・ 平成25年度募集要領で、「重点支援分野」とした4分野は、福祉現場で切実な課題として捉えられているテーマであり、その着眼点を高く評価したい。引き続き、「東日本大震災の被災者支援」に重点を置くのは当然のこととも言えよう。また、「孤立防止・認知症対策」は、その重要性が国民に広く認知されてきている。「児童虐待」の、うなぎ登りとも言える相談件数の増加は、何とか食い止めなくてはならない。「貧困・格差」は、あらゆる福祉問題の原点とされる。ぜひ、この4テーマに関して助成を受けた事業が、どのような活動を展開し、成果をあげているのか。詳しい報告を期待し、そうした事業をどう拡大していくかについて方向性を見出してほしい。この事業に成果を大いに期待したい。また、新たなサービスの創設という面からは、NPOには期待が高まる。しかし、組織として熟していないだけに運営上のみならず、サービス提供にあたってさまざまな問題を生ずるところも少なくはない。前回も指摘したが、そうした組織をいかに発見して指導するか、NPOを認可する都道府県への支援も含め、こうした課題にもWAMとして取り組んでほしい。 ・ 順調に推移している。助成事業の利用者による評価も高い。
〔評価の視点〕 ○ 毎年度、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、募集要領等に明記し、公表しているか。 ○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要	〔実績：○〕 ・ 平成25年度分助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、平成23年度分助成事業の事後評価の結果及び平成24年度分助成事業の実施状況を踏まえて、「平成25年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を平成25年3月に策定し、機構ホームページで公表するとともに、国と協議し助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直したうえで、3月に募集要領を策定、公表した。 ・ なお、募集内容が応募する団体にとってわかりやすいものとなるよう、応募に当たっての留意事項などを募集要領等に明記し公表するとともに、新たにWAMNET基盤を活用した職員による募集の解説動画を作成したほか、優良事例や応募に当たってのQ&Aなども公表し、広く周知した。 ・ また、平成24年度分の災害福祉広域支援事業の助成に当たっては、検討会を設置し、6回開催し、災害福祉支援ネットワークの体制などについて検討を行い、検討会での検討内容を踏まえ、国と協議のうえ、災害福祉支援ネットワークの構築のための助成事業にかかる募集要領を策定し、機構ホームページで公表した。 ・ ※ 業務実績P61【募集要領等の策定・公表】#53参照 〔実績：○〕	

性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。 ○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。 ○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。 ○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。 ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 毎年度、審査・評価委員会において、事後	・ 選定方針の策定にあたっては、事業の目的及び内容、事業を行うことによる直接的効果、社会的波及効果等に審査の重点を置くとともに、引き続き、継続性・将来発展性への配慮及び助成の固定化回避の方策について明記した。 ※ 業務実績P63【助成事業の選定、固定化回避】#55参照 [実績：○] ・ 平成24年度分助成事業については、選定方針に基づき審査・評価委員会により選定された結果をもとに、395事業、1,835百万円の事業を採択した。 ・ また、平成24年度分の災害福祉広域支援事業の助成に当たっては、検討会での検討内容を踏まえ、審査・評価委員会において、助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査・評価委員会において審査し、採択した。 ・ 平成25年度分助成事業の選定については、平成24年度に実施した事後評価の結果や、「平成25年度社会福祉振興助成事業の重点方針」等を踏まえ、審査・評価委員会において選定方針を策定するとともに、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、機構ホームページで公表した。 なお、予算編成にかかる国会審議日程を踏まえ、平成25年度分助成事業の募集期間は3月25日から4月22日までとし、審査・評価委員会により選定方針に基づいて行われる審査、採択については、平成25年4月下旬以降に実施することとなった。 ※ 業務実績P61【助成事業の審査・採択】#54参照 [実績：○] ・ 上記[数値目標①]のとおり中期計画を達成した。 [実績：○] ・ 助成先団体の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類については、さらなる様式の見直しを行うとともに、助成先団体の記入ミスを軽減するため「助成先団体専用ホームページ」に掲載し、容易にダウンロードできるようにすることにより、電子媒体による提出を可能とした。 ・ また、応募の際の様式や提出書類のチェックリストを電子ファイル化し、不備不足があるとエラー表示される仕組みとすることで、応募者がより書類不備を避けられるよう工夫した。 ・ さらに、災害福祉広域支援事業の申請書類については、助成先団体の事務負担の軽減と手続きの迅速化を図るため、最低限必要な書類に削減した。 ※ 業務実績P63【各種提出書類の電子化等】#57参照 [実績：○] ・ 上記[数値目標②]のとおり中期計画を達成した。 [実績：○]	
---	--	--

評価方針を定め、当方針に基づき効率的かつ効果的な事後評価を実施しているか。 ○ 事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映しているか。 ○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言ができているか。 ○ 助成先団体のうち、８０％以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。 ○ 助成事業が対象とした利用者のうち、７０％以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。	- 平成24年度における助成事業の事後評価については、助成制度の継続的な改善と、助成先団体やその活動の継続・発展に効果的、効率的に寄与するよう、審査・評価委員会において、評価方針を策定し、同方針に基づいて実施した。 ヒアリング評価については、効率化を図るため機構事務所で助成先団体が事業成果をプレゼンし、複数の委員の協議によって評価を決定することとし、客観性が高く多面的な視点からの評価を実施した。 - ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、委員による評価所見や機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。 なお、評価に当たっては、プロセス評価（事業推進姿勢、事業実施体制、事業実施プロセス）と成果評価（アウトプット、アウトカム、インパクト）の6項目のスコアリングの結果で総合評価を行い、グラフで可視化された評価結果を併せて各団体にフィードバックすることにより、良かった点、悪かった点、以後の事業・団体の発展のために必要な点などをわかりやすくフォローアップした。 ※ 業務実績P64【助成事業の事後評価の実施】#59参照 【実績：○】 - 事後評価結果から、多様な主体が連携して福祉課題に取り組むことによる効果や、被災地支援などの重点支援分野の重要性などについて、あらためて検証し、平成25年度分助成事業の選定に当たって、引き続き重点的に採択することとした。 ※ 業務実績P64【事後評価の結果の反映】#60参照 【実績：○】 - 平成24年度分助成事業の重点支援分野を中心に職員を課題別にチーム編成し、現地で直接、活動を確認し、助成先団体との意見交換や助言を行うことを通して、職員の専門性の向上に努めた。 その結果については課題分野ごとに取りまとめ、報告会を実施し、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、平成25年度助成テーマや重点支援分野の見直しなど、国への提案にも活かした。 - 助成先の現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続や発展、改善のための助言、相談などを行った（61団体）。 また、助成事業実施に当たって課題を抱えている6団体については、別途個別に訪問し、課題解決のために助言、相談を行った。 ※ 業務実績P64【助成先団体への相談・助言等】#61、P65【職員の専門性の向上】#63参照 【実績：○】 - 上記[数値目標③]のとおり中期計画を達成した。 【実績：○】 - 上記[数値目標④]のとおり中期計画を達成した。	
---	---	--

○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会について、中期計画を達成しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	【実績：○】 ・ 上記[数値目標⑤]のとおり中期計画を達成した。 【実績：○】 ・ 平成22年度から新たな助成制度となり、この仕組みを効率的に定着させ、制度の利用に当たって利便の低下のないよう考慮しつつ、以下の事項について、国民のニーズを念頭に事業の見直しを図るとともに、費用対効果の観点から事務・事業の見直しを検討し、実施した。 ① 平成25年度分助成事業の募集に当たって国と協議し、引き続き、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象テーマについても、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定したものを、政策動向や国民ニーズを基にさらに見直した。 - また、助成を行った事業については、ヒアリング評価や現場訪問等において、助成先団体の個別の相談に応じたり、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援にも注力することにより、助成事業のフォローアップや限られた助成金の効果の最大化に努めた。 ② 広報関係経費の整理・削減に加え、各種の福祉・NPO関連のポータルサイトやメールマガジン、新聞など、幅広いメディアに対し趣旨の理解を求め、協力依頼した結果、助成事業の募集や事業報告会、シンポジウムのPRなどを安価、かつ、広範に実施できた。 ③ 特に、WAMNET基盤を活用した助成事業メールマガジン「WAM助成通信」については着実に登録者数を増やし（平成25年3月末現在登録者数3,048人）、機構からの助成に関する情報などの効率的な周知に一層活用した。また、登録者会員への情報提供はもちろん、例えば当年度助成先団体に限定した配信なども可能であり、必要な連絡をほとんど経費をかけずに効率的、即時的に行うことができることから、提出書類の期限厳守や不備の防止などに効果的であるとともに、顧客に機構をより身近に感じてもらう効果をもたらした。 ④ 内定団体に対する事務説明会及び各地で実施した助成事業報告会において、一方的な座学だけでなく、参加者を活動分野別のグループに分け、機構職員の進行により意見交換会を行うことで、参加者同士の情報交換とともに、現場のニーズや助成制度についての意見を聴取する機会とし、事務や助成の仕組みの見直しの参考とすることができた。 ⑤ また、平成25年度分助成事業の募集に当たっては、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を新たに作成することで、募集説明会を実施した場合の経費や作業を削減し効率化を図るだけでなく、応募者側の時間的負担なども減らし、要点を絞った募集案内を可能とした。	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																				
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考) <table><tr><th>区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td>被共済職員数 (4／1 現在)</td><td>739,329 人</td></tr><tr><td>退職手当金 支給者数</td><td>72,663 人</td></tr><tr><td>退職手当金 支給額</td><td>92,980,215 千円</td></tr><tr><td>単位掛金額</td><td>44,700 円</td></tr></table>	区 分	平成 24 事業年度	被共済職員数 (4／1 現在)	739,329 人	退職手当金 支給者数	72,663 人	退職手当金 支給額	92,980,215 千円	単位掛金額	44,700 円	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>平成24事業年度</th></tr><tr><td>4 月 1 日 現 在 の 被 共 済 職 員 数</td><td>739,329人</td></tr><tr><td>退 職 手 当 金 支 給 者 数</td><td>72,093人</td></tr><tr><td>退 職 手 当 金 支 給 額</td><td>92,980,215千円</td></tr><tr><td>単 位 掛 金 額</td><td>44,700円</td></tr></table>	区 分	平成24事業年度	4 月 1 日 現 在 の 被 共 済 職 員 数	739,329人	退 職 手 当 金 支 給 者 数	72,093人	退 職 手 当 金 支 給 額	92,980,215千円	単 位 掛 金 額	44,700円
区 分	平成 24 事業年度																						
被共済職員数 (4／1 現在)	739,329 人																						
退職手当金 支給者数	72,663 人																						
退職手当金 支給額	92,980,215 千円																						
単位掛金額	44,700 円																						
区 分	平成24事業年度																						
4 月 1 日 現 在 の 被 共 済 職 員 数	739,329人																						
退 職 手 当 金 支 給 者 数	72,093人																						
退 職 手 当 金 支 給 額	92,980,215千円																						
単 位 掛 金 額	44,700円																						
(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。	(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。	【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#68 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間は36.9日となり、中期計画に定められた平均処理期間（75日以内）の目標を達成した。																				
(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。	(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、意見交換及び事務取扱について指導等を行う。なお、実務研修会については、出席者に対して会議内容に関するアンケート調査を実施し、回答者の90%以上から満足したとの回答を得る。	【利用者への制度内容の周知等】#69 ○ 平成24年11月から平成25年3月にかけて、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が実施したすべての実務研修会（20府県25回）に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。 ○ 実務研修会の参加者に対してアンケートを実施した結果、95%の参加者から「満足した」との回答を得た。 ○ 共済契約者との意見交換については、直接訪問方式からアンケート方式に見直すことでより多くの顧客ニーズを把握することができた（平成23年度直接訪問数：21件、平成24年度アンケート回答数：3,004件）。また、アンケート結果に基づき、共済契約者の事務処理の円滑化に資するため、分散している資料の集約化や内容の見直しを行った。さらに、繁忙期における電話受付時間の延長、土日・営業時間外のFAXサービス導入などの事務改善を平成25年度より実施するための体制を整備した。																				

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績												
		さらに、共済制度に加入していない法人に対して加入促進活動を実施し、制度の一層の安定化を図るとともに、機構が主催するセミナー等における制度説明の実施や関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するなど、効果的な制度周知を行うことにより、制度の適正な運営の確保を図る。	【加入促進のための取り組み】#70 ○ 加入促進活動として、福祉関係（2誌）及び福祉関係団体のメールマガジンを活用するとともに、福祉貸付の借入予定者に対しリーフレットを送付し、制度の周知を図った。 ○ また、機構が実施した次のセミナーの受講者に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要を説明するとともに、リーフレットを配布し、制度の周知を図った。 <table><tr><td>施設開設・経営実務セミナー</td><td>平成24年 6月29日（大阪） 平成24年 7月13日（東京）</td></tr><tr><td>障がい者施設経営セミナー</td><td>平成24年 9月28日（大阪） 平成24年10月 5日（東京）</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム経営セミナー</td><td>平成24年11月30日（東京） 平成24年12月 6日（大阪）</td></tr><tr><td>保育所経営セミナー</td><td>平成25年 2月 1日（東京） 平成25年 2月 8日（大阪）</td></tr><tr><td>軽費・養護老人ホーム経営セミナー</td><td>平成25年 2月 7日（大阪）</td></tr><tr><td>復興応援企画社会福祉経営セミナー</td><td>平成24年 8月29日（宮城） 平成24年 9月 7日（岩手） 平成25年 2月27日（福島）</td></tr></table> ○ これらの取組みの結果、新たに202法人が加入することとなった。 【東日本大震災への対応】#71 ○ 共済契約者に対し復興応援企画社会福祉施設経営セミナーでの相談窓口の設置、各種郵送物の送付先の変更などにより柔軟な対応を実施するとともに、業務委託先に対しては未請求となっている案件の有無を確認し、遺族請求があった場合には速やかに機構に請求書を回付するよう依頼し、未請求者等の解消のための周知を徹底した。	施設開設・経営実務セミナー	平成24年 6月29日（大阪） 平成24年 7月13日（東京）	障がい者施設経営セミナー	平成24年 9月28日（大阪） 平成24年10月 5日（東京）	特別養護老人ホーム経営セミナー	平成24年11月30日（東京） 平成24年12月 6日（大阪）	保育所経営セミナー	平成25年 2月 1日（東京） 平成25年 2月 8日（大阪）	軽費・養護老人ホーム経営セミナー	平成25年 2月 7日（大阪）	復興応援企画社会福祉経営セミナー	平成24年 8月29日（宮城） 平成24年 9月 7日（岩手） 平成25年 2月27日（福島）
施設開設・経営実務セミナー	平成24年 6月29日（大阪） 平成24年 7月13日（東京）														
障がい者施設経営セミナー	平成24年 9月28日（大阪） 平成24年10月 5日（東京）														
特別養護老人ホーム経営セミナー	平成24年11月30日（東京） 平成24年12月 6日（大阪）														
保育所経営セミナー	平成25年 2月 1日（東京） 平成25年 2月 8日（大阪）														
軽費・養護老人ホーム経営セミナー	平成25年 2月 7日（大阪）														
復興応援企画社会福祉経営セミナー	平成24年 8月29日（宮城） 平成24年 9月 7日（岩手） 平成25年 2月27日（福島）														
	（3）提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	（3）利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。 ① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者に対するアンケート調査を実施し、回答者の70%以上から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得る。 ② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムの利便性の向上を目的に改善を図る。	【提出書類の電子届出化等】#72 ○ 電子届出システムを利用している共済契約者の意見を踏まえ、利用者の操作性向上のため、入力必要事項のみ画面表示されるなどの電子届出システムの改善を行った。 ○ 共済契約者に対する利用案内に加え、機構ホームページにおいて電子届出システムの機能を公開し、電子届出システムの利用促進活動を実施した。 ○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対してアンケート調査を実施した結果、91%の共済契約者から「事務負担が軽減された」との回答を得た。 ≪添付資料：33、34≫												

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。 また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	【業務指導等の強化】#73 ○ 平成25年2月に業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。（参加実績：42都道府県48人） ○ 実務研修会（20府県25回）にあわせて業務委託先に対し、個別指導（208件）を行い、業務の周知、徹底を図った。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目10	評 定	S
	平成24年度においては、平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組み（月4回の資金交付、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化並びに実務研修会、機構ホームページ等を活用した適正な事務処理の周知について新たに取り組んだ。退職手当金については、当初事業計画を上回る請求があったため補正予算で対応することとなり、退職手当金給付額を930億円（当初予算額比141億円増）に変更、7万2千人余の退職者に支給するに至った。請求書の受付から給付までの平均処理期間は36.9日となり、前年度と比較して1.5日延伸することになったが、中期計画の目標値75.0日を大幅（38.1日短縮）に上回る実績をあげることができた。 また、電子届出システムについては、共済契約者に対する利用案内に加え、機構ホームページにおいて電子届出システム機能を公開したことなどにより、新たに352法人が利用登録することとなり、利用率は前年度を1.0ポイント上回る83.7%となった。 さらに、電子届出システム利用者へのアンケートにおいて寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性向上に努めた。 掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が0.26%となり、紙媒体提出者のエラー発生率2.05%との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することが確認できた。これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の91%から「事務負担が軽減した」との回答を得ることができた。 東日本大震災において被災された共済契約者に対しては、書類の送付先などについて柔軟な対応を実施するとともに、業務委託先と連携し未請求の解消に努めた。 以上のとおり、平成24年度においては、退職手当金支給にかかる平均処理期間について、中期計画の目標値を大幅に上回る実績となり、利用者サービスの向上に貢献するとともに、電子届出システム利用者へのアンケートにおいて寄せられた意見等を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性向上に努め、共済契約者及び機構における事務負担の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。			（委員会としての評定理由） 当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化などに取り組んだ結果、退職手当金の請求（930億円）が当初計画（789億円）より大幅に増加したにもかかわらず、平均処理期間が36.9日となり、中期計画の目標値75日を大幅（38.1日短縮）に上回る実績をあげている。 また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めるとともに、共済契約者に対する利用案内に加え、機構ホームページにおいて電子届出システムの機能を公開したことなどにより、利用率は84%と非常に高い水準となり、利用者アンケート調査において、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られている。 これら電子届出化を進めたことにより、利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現している。 以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。	
【数値目標】 ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 （参考：19年度 61.7日 20年度 44.8日、21年度 37.6日 22年度 39.0日 23年度 35.4日） ② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。	① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、当初事業計画を上回る請求があったため補正予算で対応したこと等により平均支給期間は延伸したものの、従来の取組み（月4回の資金交付、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、以下の新たな取組みにより中期計画の目標値75日よりも38.1日の短縮を図ることができた。 ・ 業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化 ・ 実務研修会において、事務処理周知へ重点化した説明に変更 ・ 実務研修会不参加者に対しホームページ等を活用した適正な事務処理の周知 ※ 業務実績P72【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#68参照 ② 平成24年度においては、利用者アンケートで寄せられた意見を踏まえたシステム改善を実施するとともに、電子届出システムの操作感を实感できるよう機構ホームページでの利用促進活動を実施し、新たに352法人が電子届出システムを利用することとなった。 平成25年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調整において、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成24年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。 ※ 業務実績P73【提出書類の電子届出化等】#72参照			（各委員の評定理由、業務への提言） ・ 請求額が増えているのに処理期間を大幅短縮。電子化も順調。 ・ 処理期間目標75日に対し36.9日を達成。 ・ 事務処理期間が延長しているが、これは申請者が1万人近く増加したためで無理からぬところである。中期計画目標ははるかにうわまわって、達成できている。 ・ 退職手当金給付事務の短縮は、福祉施設等に従事する者の生活環境維持のために、たいへん評価できる。 ・ 手当支給にかかる平均処理期間が、目標の75日を大幅に短縮して36.9日となった。昨年の35.4日には及ばないが、やはり、大きな成果と評価できる。電子届出システムが「プラスの相乗効果」を生み出していることなども注目される。 ・ 利用者サービスは大きく向上した。電子届出システムも普及が進んでいる。加入職員数も増加している。	

【評価の視点】 ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。 ○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。 ○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。	【実績：○】 【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 - なお、平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組み（月4回の資金交付、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化並びに実務研修会、機構ホームページ等を活用した適正な事務処理の周知について新たに取り組んだ。当初事業計画を上回る請求があり補正予算で対応したため、前年度に比べて平均支給期間が1.5日延伸したものの中期計画を大幅に上回ることができた。 【実績：○】 - 実務研修会の在り方を見直し、平成24年度は20府県において延べ25回開催した。前年度より開催数が少なくなっている（平成23年度は延べ41回）が、全共済契約者あてに配布する説明資料の充実を図ることで制度内容の周知と適正な手続きの指導に努めた。 ※ 業務実績P72【利用者への制度内容の周知等】#69参照 【実績：○】 - 費用対効果の観点から、共済契約者を直接訪問する代わりに、実務研修会後に個別相談を実施した。 - 共済契約者との意見交換については、直接訪問方式からアンケート方式に見直しを行った。また、アンケート結果に基づき、業務繁忙期については自動音声案内、FAXサービス、電話対応時間の延長などの体制を整備し、個別指導の充実を図った。 ※ 業務実績P72【利用者への制度内容の周知等】#69参照 【実績：○】 - 共済契約者の事務負担軽減のため、電子届出システムの利用促進、操作性向上のためのシステム改善として入力項目の絞り込みやレイアウトを変更するなど、入力支援機能を強化した結果、平成25年度の電子届出システム利用者アンケートにおいて、91%の共済契約者から「事務負担が軽減された」との回答が得られた。なお、平成25年度におけるシステム利用率は83.7%（平成24年度は82.7%）となり、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。 ※ 業務実績P73【提出書類の電子届出化等】#72参照 【実績：○】 - 上記【数値目標②】のとおり、電子届出システム利用者アンケートにおいて、91%の共済契約者から「事務負担が軽減された」との回答が得られた。 【実績：○】 - 平成24年2月に業務委託先を対象とした事務打合せ会を実施し、円滑・適正な事務処理のための業務指導を行った。 - 実務研修会に併せて業務委託先の業務指導を行った。 ※ 業務実績P74【業務指導等の強化】#73参照	
---	---	--

○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	【実績：○】 ・ 実務研修会は共済契約者に対する制度周知等に有効であるが、実務研修会に参加していない共済契約者も多いため、費用対効果等の観点から実務研修会のあり方について見直しを行った結果、実務研修会の開催数は前年度より少なくなったが、全共済契約者に対し配布する説明資料の充実を図ることにより適切な制度周知等を図っている。	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																												
7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に 行うため、１９年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考) <table><tr><th>区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td>新規加入者数</td><td>380 人</td></tr><tr><td>新規年金受給者数</td><td>2,171 人</td></tr><tr><td>保険対象加入者数</td><td>76,662 人</td></tr><tr><td>年金給付保険金 支払対象障害者数</td><td>51,505 人</td></tr><tr><td>死亡・障害保険金額</td><td>7,487,800 千円</td></tr><tr><td>年金給付保険金額</td><td>12,504,598 千円</td></tr></table>	区 分	平成 24 事業年度	新規加入者数	380 人	新規年金受給者数	2,171 人	保険対象加入者数	76,662 人	年金給付保険金 支払対象障害者数	51,505 人	死亡・障害保険金額	7,487,800 千円	年金給付保険金額	12,504,598 千円	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における新規加入者数その他の実績は次のとおりである。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>平成24事業年度</th></tr><tr><td>新 規 加 入 者 数</td><td>367人</td></tr><tr><td>新 規 年 金 受 給 者 数</td><td>2,283人</td></tr><tr><td>保 険 対 象 加 入 者 数</td><td>76,691人</td></tr><tr><td>年金給付保険金支払対象障害者数</td><td>51,994人</td></tr><tr><td>死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額</td><td>7,967,600千円</td></tr><tr><td>年 金 給 付 保 険 金 額</td><td>12,602,800千円</td></tr></table>	区 分	平成24事業年度	新 規 加 入 者 数	367人	新 規 年 金 受 給 者 数	2,283人	保 険 対 象 加 入 者 数	76,691人	年金給付保険金支払対象障害者数	51,994人	死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,967,600千円	年 金 給 付 保 険 金 額	12,602,800千円
区 分	平成 24 事業年度																														
新規加入者数	380 人																														
新規年金受給者数	2,171 人																														
保険対象加入者数	76,662 人																														
年金給付保険金 支払対象障害者数	51,505 人																														
死亡・障害保険金額	7,487,800 千円																														
年金給付保険金額	12,504,598 千円																														
区 分	平成24事業年度																														
新 規 加 入 者 数	367人																														
新 規 年 金 受 給 者 数	2,283人																														
保 険 対 象 加 入 者 数	76,691人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	51,994人																														
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,967,600千円																														
年 金 給 付 保 険 金 額	12,602,800千円																														
(１) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に 行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。	(１) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に 行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。	(１) 財政状況の検証 平成２３年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。	【財務状況の検証と公表】#74 ○ 平成24年9月25日に心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に 行うため、平成23年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめた。 また、取りまとめた報告書について、以下のとおり関係者への報告及び情報の公表等を行い、事業の透明性の確保に努めた。 《添付資料：36》 <table><tr><td>平成24年10月3日</td><td>厚生労働省へ報告</td></tr><tr><td>平成24年10月3日</td><td>都道府県・指定都市へ報告書を送付</td></tr><tr><td>平成24年10月9日</td><td>機構のホームページで公表</td></tr><tr><td>平成24年11月22日 平成24年12月27日</td><td>障害者関係団体（親の会等）に説明</td></tr><tr><td>平成24年12月14日</td><td>地方公共団体事務担当者会議において説明</td></tr></table>	平成24年10月3日	厚生労働省へ報告	平成24年10月3日	都道府県・指定都市へ報告書を送付	平成24年10月9日	機構のホームページで公表	平成24年11月22日 平成24年12月27日	障害者関係団体（親の会等）に説明	平成24年12月14日	地方公共団体事務担当者会議において説明																		
平成24年10月3日	厚生労働省へ報告																														
平成24年10月3日	都道府県・指定都市へ報告書を送付																														
平成24年10月9日	機構のホームページで公表																														
平成24年11月22日 平成24年12月27日	障害者関係団体（親の会等）に説明																														
平成24年12月14日	地方公共団体事務担当者会議において説明																														

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績				
		また、平成24年度に国において保険料水準等の見直しを行なう際には、基礎数値等見直しに必要な情報を提供する。					
（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。 ② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場	（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。 ② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場	（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。 ② 運用の目標 ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。 イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。	【運用の基本的考え方】#75 ○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、運用を行った。 《添付資料：37》 【運用の目標】#76 ○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 【運用受託機関の選定、管理及び評価】#77 ○ 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、運用受託機関に提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。 ○ 運用受託機関の評価については、運用に関する基本方針に基づき、定量面及び定性面による評価を実施し、運用受託機関の妥当性を確認した。 【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#78 ○ 平成24年度におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりであり、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。 《添付資料：38》 [平成24年4月～平成25年3月（年率）] <table> <tr> <td>区分</td><td>ベンチマーク収益率</td><td>運用実績</td><td>ベンチマーク差</td></tr> </table>	区分	ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差
区分	ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差				

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																									
指標を用いること。	指標を用いる。		<table><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>3.72%</td><td>3.77%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>株式</td><td>23.82%</td><td>23.88%</td><td>0.06%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>17.73%</td><td>17.78%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>株式</td><td>28.99%</td><td>28.72%</td><td>▲0.27%</td></tr><tr><td colspan="3">短 期 資 産</td><td>0.05%</td><td>0.09%</td><td>0.04%</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>8.17%</td><td>7.85%</td><td>▲0.32%</td></tr></table> 【評価ベンチマークの設定】#79 ○ 適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、次のとおり平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。 <table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA－BPI（総合）</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX（配当込み）</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>有担保コールレート（翌日物）</td></tr></table> 【運用におけるリスク管理】#80 ○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用して、把握・分析し、リスク管理を行った。 【年金給付のための流動性の確保】#81 ○ 年度期首の短期資産を平成24年度の年金給付所要見込額と同程度とし、年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#82 ○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続き、機構ホームページで公表した。 ○ 運用に関する基本方針の見直しについては、平成24年9月の資産運用委員会で検討を行った結果、見直す必要はないとの結論を得た。 《添付資料：39》	有価証券	国内	債券	3.72%	3.77%	0.05%	株式	23.82%	23.88%	0.06%	外国	債券	17.73%	17.78%	0.05%	株式	28.99%	28.72%	▲0.27%	短 期 資 産			0.05%	0.09%	0.04%	合 計			8.17%	7.85%	▲0.32%	国内債券	NOMURA－BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）
有価証券	国内	債券	3.72%			3.77%	0.05%																																					
		株式	23.82%		23.88%	0.06%																																						
	外国	債券	17.73%		17.78%	0.05%																																						
		株式	28.99%	28.72%	▲0.27%																																							
短 期 資 産			0.05%	0.09%	0.04%																																							
合 計			8.17%	7.85%	▲0.32%																																							
国内債券	NOMURA－BPI（総合）																																											
国内株式	TOPIX（配当込み）																																											
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）																																											
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）																																											
短期資産	有担保コールレート（翌日物）																																											
③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。	③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。																																										
④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。	④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。	④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。																																										
⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。	⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。																																										
⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なもの	⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策																																											

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																		
となるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。	定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。 併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。 ⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。 扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。 <table><tr><th>区 分</th><th>基本 ポ-トフォリオ</th><th>乖離 許容幅</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>71.6%</td><td>±8%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>5.0%</td><td>±4%</td></tr></table> (目標収益率3.20%、標準偏差5.05%) ⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。	区 分	基本 ポ-トフォリオ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	⑥ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成24年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。	【基本ポートフォリオの見直し】#83 ○ 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、平成24年9月の資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直す必要はないとの結論を得た。
区 分	基本 ポ-トフォリオ	乖離 許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																		
⑧ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。	⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。 - 資産全体 - 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 - 各資産 - 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 - 各運用受託機関 - 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 - また、運用受託機関の信用リス	（参考）基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅 <table><tr><th>区 分</th><th>基本 ポ-トフォリオ</th><th>乖離許容 幅</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>71.6%</td><td>±8%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>5.0%</td><td>±4%</td></tr></table> ⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。 - 資産全体 - 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。 - 各資産 - 各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。 - 各運用受託機関及び各資産管理機関 - 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。	区 分	基本 ポ-トフォリオ	乖離許容 幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	【乖離状況の把握等】#84 ○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 【資産全体のリスク管理】#85 ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 【各資産のリスク管理】#86 ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 【各運用受託機関及び各資産管理機関】#87 ○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し示した運用及び資産管理に関するガイドラインにより、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。
区 分	基本 ポ-トフォリオ	乖離許容 幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。 ⑩ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 ⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。	クを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 ・ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 ⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 ⑪ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。 ⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。	なお、運用状況については、運用受託機関から、毎月実績報告を受けるとともに、年4回（四半期ごと）ヒアリングを実施する。 また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。 ⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 ⑨ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。 ⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成23年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。	【運用手法】#88 ○ 各資産ともパッシブ運用を実施した。 【企業経営等に与える影響への考慮】#89 ○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。 【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#90 ○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成23年度決算書を分析し検証するとともに、平成24年9月に開催した財務状況検討会の資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 【事務担当者会議の開催】#91 ○ 地方公共団体事務担当者会議に向けて、地方公共団体の意見、要望等を反映させるためのアンケート調査を行った。アンケート調査の結果を踏まえ、次のとおり事務担当者会議を開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携の強化を図った。
（３）事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携	（３）事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を	（３）事務処理の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体の事務担当者に対する事務担当者会議を効率的に開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績								
を図ること。	図るため、事務担当者会議を開催する。	務処理を行うための留意事項の徹底等 きめ細かに対応する。 また、事務担当者会議について、出席者に対して会議内容に関するアンケート調査を実施し、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。	<table><tr><td>開催日</td><td>開催場所</td><td>参加者</td></tr><tr><td>平成24年12月14日</td><td>東京都</td><td>65人（60都道府県市）</td></tr></table>			開催日	開催場所	参加者	平成24年12月14日	東京都	65人（60都道府県市）
			開催日	開催場所	参加者						
			平成24年12月14日	東京都	65人（60都道府県市）						
			○ 事務担当者会議に出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の97%から「満足した」との回答を得ることができた。								
			○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。（千葉県、千葉市：平成25年2月18日、熊本県、熊本市：平成25年2月8日）								
			○ 平成25年3月に事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体あて送付することにより、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、制度のより一層の周知を図った。								
			【東日本大震災への対応】 #92								
○ 東日本大震災において、被災地の地方公共団体（宮城県（仙台市を除く））に対して、保険料の納付期限を猶予（平成23年12月末まで）する特別措置を講じたが、宮城県からの延長の申し出に応じ、平成24年5月31日まで更なる延長を行った。											

評価の視点等	自己評価	B	評価項目11	評 定	A
	扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成23年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公開を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施することができた。運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で7.85％（複合ベンチマーク（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重したもの）は8.17％）を確保できたことから、平成24年度末における繰越欠損金については、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少したものの、解消には至っていない。 また、事務担当者会議の開催に当たり地方公共団体相互間の情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問・要望事項等を募り、事項別に整理したうえ、さらに地方公共団体の対応状況等を調査・把握し、会議開催前に事前周知することにより、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した結果、会議後に出席した地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の97％から「満足した」との回答を得ることができた。 さらに、平成25年3月に事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体あて送付することにより、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、制度のより一層の周知を図った。 なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされたことから、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。			（委員会としての評定理由） 当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成24年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成23年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。 心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年7.85％の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.80％）を確保することができている。この結果、平成24年度末における繰越欠損金については、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少している。 なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。	
〔数値目標〕 ① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。 ④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフ	① 運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で7.85％（複合ベンチマーク（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重したもの）は8.17％）の収益率を確保することができた。 ※ 業務実績P79【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#78参照 ② 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続き機構ホームページで公表した。 なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成24年9月の資産運用委員会で検討を行ったが、見直しの必要はないとの結論を得た。 ※ 業務実績P80【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#82参照 ③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成24年9月の資産運用委員会で検証を行った。 ※ 業務実績P81【基本ポートフォリオの見直し】#83参照 ④ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。			（各委員の評定理由、業務への提言） ・ 収益率が改善している。 ・ 繰越欠損金が33億円も減少したが、未だ99億円を計上。 ・ 欠損金の大幅な減少が評価できる。 ・ 前年度も指摘したことであるが、敢えて繰り返させていただく。心身障害者扶養保険事業については、外部識者からなる財務状況検討会を設置し、財務状況の検証を行い、その結果を行政や関係団体に公表したとあるが、それについての反応はどのようなものであったのだろうか。今後の事業見直しなどとも関わってくると思われるが、繰り越し欠損金などが解消していない現実などもあり、今後の見通しなどを明確にしてほしい。また、この心身障害者扶養保健事業については、ずっと「B」評価が続いている。事業そのものに課題があるのなら、その点を明確にし、WAMとしてどのような提案ができるのか、なども検討していただきたい。 ・ 加入者数が減少している。	

ォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。	※ 業務実績P82【乖離状況の把握等】#84参照	
【評価の視点】 ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 ○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するように定めているか。 ○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。 ○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。 ○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。	【実績：○】 - 平成24年9月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、平成23年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告（平成24年10月）するとともに、障害者関係団体への説明（平成24年11月、12月）、機構のホームページでの公開（平成24年10月）を実施した。 ※ 業務実績P78【財務状況の検証と公表】#74参照 【実績：○】 - 資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金の運用を行った。 ※ 業務実績P79【運用の基本的考え方】#75参照 【実績：○】 - 基本ポートフォリオについては、長期的な観点から厚生労働大臣が別途指示する運用利回り（2.8％）を確保するよう資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。 ※ 業務実績P79【運用の基本的考え方】#75参照 【実績：○】 - 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオを適切に管理した。 ※ 業務実績P79【運用の目標】#76参照 【実績：○】 - 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえて選定し、平成20年4月1日に運用受託機関と金銭信託契約を締結した。 - 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、運用受託機関に運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。 - 運用受託機関の評価については、運用に関する基本方針に基づき、定量面及び定性面による評価を実施し、運用受託機関の妥当性を確認した。 ※ 業務実績P79【運用受託機関の選定、管理及び評価】#77参照 【実績：○】 - 上記【数値目標①】のとおり達成した。	

○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。	[実績：○] ・ ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性、利便性等の要件を勘案して、平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。 <table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA-BPI（総合）</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX（配当込み）</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>有担保コールレート（翌日物）</td></tr></table> ※ 業務実績P80【評価ベンチマークの設定】#79参照	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）	
国内債券	NOMURA-BPI（総合）											
国内株式	TOPIX（配当込み）											
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）											
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）											
短期資産	有担保コールレート（翌日物）											
○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。	[実績：○] ・ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、資産ごとに各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。 ※ 業務実績P80【運用におけるリスク管理】#80参照											
○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。	[実績：○] ・ 年度期首の短期資産を平成24年度所要見込額と同程度とし、年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 ※ 業務実績P80【年金給付のための流動性の確保】#81参照											
○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。 ○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。	[実績：○] ・ 上記【数値目標②】のとおり達成した。											
○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。	[実績：○] ・ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。											
○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。	[実績：○] ・ 上記【数値目標③】のとおり達成した。											

○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 ○ 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。 ○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。 ○ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委	【実績：○】 ・ 上記【数値目標④】のとおり達成した。 【実績：○】 ・ 資産全体のリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体にかかるリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P82【資産全体のリスク管理】#85参照 【実績：○】 ・ 各資産ごとのリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を分析把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P82【各資産のリスク管理】#86参照 【実績：○】 ・ ソブリン・リスクについても運用コンサルティング会社を活用し注視した。 ※ 業務実績P82【各資産のリスク管理】#86参照 【実績：○】 ・ 運用受託機関及び資産管理機関に対し、運用及び資産管理に関するガイドライン（ベンチマーク含む）を示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況、リスク負担の状況及び信用リスクを把握し、問題のないことを確認した。 ※ 業務実績P82【各運用受託機関及び各資産管理機関】#87参照 【実績：○】 ・ 各資産ともパッシブ運用を実施した。 ※ 業務実績P83【運用手法】#88参照 【実績：○】 ・ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。 ※ 業務実績P83【企業経営等に与える影響への考慮】#89参照 【実績：○】	
--	---	--

託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。 ■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 （ii については事前に明らかにされているか。）（政・独委評価の視点） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。） ■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点） ○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。 ○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。	・ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねた。運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めた。 ※ 業務実績P83【企業経営等に与える影響への考慮】#89参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 [実績：○] ・ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成23年度決算書を分析し検証するとともに、平成24年9月に開催した財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 ※ 業務実績P83【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#90参照 [実績：○] ・ 事務担当者会議に向けて、地方公共団体に対して事前アンケート調査を行った。調査の結果、会議の開催形態（時期・場所・形式）や議事内容について、地方公共団体の意見を反映して、平成24年12月に東京（機構）で事務担当者会議を開催した。 特に、地方公共団体相互間の情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問・要望事項等を募り、事項別に整理したうえ、さらに地方公共団体の対応状況等を調査・把握し、会議開催前に事前周知することにより、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の97%から「満足した」との回答を得ることができた。 ・ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。	
--	---	--

○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	・ 平成25年3月に事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体あて送付することにより、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、制度のより一層の周知を図った。 ※ 業務実績P83【事務担当者会議の開催】#91参照 ・ 東日本大震災において、被災地の地方公共団体（宮城県）に対して、保険料の納付期限を猶予（平成23年12月末まで）する特別措置を講じたが、宮城県からの延長の申し出に応じ、平成24年5月31日まで更なる延長を行った。 ※ 業務実績P84【東日本大震災への対応】#92参照 [実績：○] ・ 地方公共団体事務担当者会議の開催やアンケート調査の実施、障害者関係団体との意見交換を通して、利用者のニーズの把握に努め、制度理解を深めるために、障害者関係団体のホームページでの機構パンフレットの掲載や機構ホームページを活用して、制度周知を行った。 ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされたことから、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	２４ 年 度 計 画	２４ 年 度 業 務 実 績						
８ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	８ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	８ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	８ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。						
（１）福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機能の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。 なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。	（１）WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。 なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減する。	（１）WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、システムの見直しを行い効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。 なお、見直しの基本方針における指摘を踏まえ、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報を提供することのないよう、基幹的な福祉医療情報に限定する。	【提供情報の質の向上】#93 ○ 業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始し、提供情報の質を高めるため、介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信などを行い、利用者サービスの維持・向上を図った。 ○ 新たな情報提供の速報性を確保するため、専門的な技術を必要としないコンテンツ管理システムの導入を図り、情報掲載作業を効率的に行った。 ○ 東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」の活用促進を行い、掲載情報の充実を図った。　　　　　　　　　　《添付資料：40》 【WAM NETにおける提供情報等の重点化】#94 ○ 国の介護サービス情報公表制度の見直しにより、直接掲載していた介護事業者情報は廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更した。 ○ 見直しの基本方針を踏まえ、介護支援専門員に向けて、Q&A情報、行政情報及びイベント情報などの関連情報を集約した「介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報コーナー」を新たに立ち上げた。						
	（２）利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間ヒット件数を１億９，０００万件以上、利用機関登録数を７．５万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を９０％以上とする。	（２）利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、利用者拡大のための提供コンテンツの拡充を図ることにより、年間ヒット件数を１億９，０００万件以上、利用機関登録数を８．６万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度を９０％以上とする。	【利用者数及び利用者満足度の向上】#95 ○ 平成24年度における年間ヒット件数、利用機関登録数並びに利用者の満足度指数については、次のとおりである。　　　　　　　　　　《添付資料：41》 <table><tr><td>年間ヒット件数</td><td>利用機関登録数</td><td>満足度指数</td></tr><tr><td>14,384万件</td><td>87,663件</td><td>83.1%</td></tr></table> ※ なお、平成24年度の年間ヒット件数については、平成24年10月に国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、直接掲載していた介護事業者情報を廃止し都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供としたことにより、平成23年度実績（2億12万件）より減少した。	年間ヒット件数	利用機関登録数	満足度指数	14,384万件	87,663件	83.1%
年間ヒット件数	利用機関登録数	満足度指数							
14,384万件	87,663件	83.1%							

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM N E T基盤を活用すること。	（３）国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM N E T基盤を活用する。	（３）WAM N E T基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM N E T機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。	【WAM N E T基盤の活用】 #96 ○ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出の円滑な実施を支援した。（電子届出の利用率：退職手当共済84％（前年度83％）、福祉医療貸付事業の事業報告書65％（前年度65％）） ○ WAM N E Tのメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業における助成団体等に対するメールマガジンの円滑な配信を実施した。（26回）
（３）WAM N E T事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。	（４）WAM N E T事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。	（４）バナー広告等の自己収入の拡大を図る。	【広告収入等の自己収入の拡大】 #97 ○ WAM N E Tの利用登録機関に対して月２回送信するメールマガジン等において、バナー広告の募集を行うなど、自己収入の拡大に努めた。 ○ 広告収入の拡大に資するため、福祉医療広告ページでバナー広告の自動スクロール表示やカテゴリごとの並び替え表示などの広告効果の充実を図った。（平成24年度実績56件8,358千円）

評価の視点等	自己評価	B	評価項目1 2	評 定	A												
	業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始し、提供情報の質の向上を図るため、介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信など新たな取組みを行った。 また、情報提供の速報性を確保するため、専門的な技術を必要としないコンテンツ管理システムを導入し、情報掲載作業を効率化し迅速な情報提供を行うとともに、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」の活用促進を行い、掲載情報の充実を図った。 さらに、見直しの基本方針を踏まえ、提供情報の重点化を図るため、介護支援専門員に向けてQ&A情報、行政情報及びイベント情報などの関連情報を集約した「介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報コーナー」を新たに立ち上げた。 なお、国の介護サービス公表制度の見直しにあわせ、直接掲載していた介護事業者情報を廃止し各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したことにより、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、中期計画目標（19,000万件）及び前年度（20,012万件）を下回る14,384万件、また、利用者の満足度指数についても、中期計画目標（90.0％）及び前年度（91.2％）を下回る83.1％となったが、利用機関登録数については、年度計画に定めた目標値である86,000件を上回る87,663件となった。 広告収入等の自己収入においては、メールマガジンやセミナー等でPRを行い、8,358千円を確保した。			（委員会としての評定理由） 当該事業については、業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始し、介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信など新たな取組みを行うなど提供する情報の質の向上を図るとともに、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報については廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したほか、見直しの基本方針を踏まえ、介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けて関連情報を集約し情報提供を行うなど提供する情報の重点化が図られている。 また、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。 なお、年間ヒット件数及び利用者満足度指数については、中期計画の目標値を下回っている。これは、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報を廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したことによるものと考えられるが、今後、利用者のニーズに即した情報を提供することにより、より多くの方に、WAM NET を利用していただき、ヒット数及び利用者満足度指数の向上に取り組んでいくことを期待する。													
〔数値目標〕 ○ 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。 <table><tr><td>項 目</td><td>24年度計画</td><td>中期計画</td></tr><tr><td>年間ヒット件数</td><td>19,000万件以上</td><td>19,000万件以上</td></tr><tr><td>利用機関登録数</td><td>8.6万件以上</td><td>7.5万件以上</td></tr><tr><td>利用者の満足度※</td><td>90％以上</td><td>90％以上</td></tr></table> ※ WAM NETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計	項 目	24年度計画	中期計画	年間ヒット件数	19,000万件以上	19,000万件以上	利用機関登録数	8.6万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度※	90％以上	90％以上	○ 年間ヒット件数については、直接掲載していた介護事業者情報を廃止し都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したため、中期計画目標19,000万件を下回る14,384万件となった。 ○ 利用機関登録数については、87,663件となり、年度計画目標8.6万件を上回る実績を達成することができた。 ○ 利用者満足度については、介護事業者情報を都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供としたため、中期計画の90.0％を下回る83.1％となった。 ※ 業務実績P91【利用者数及び利用者満足度の向上】#95			（各委員の評定理由、業務への提言） - 国との重複や民間との競合を避けて、規模を縮小、アクセスの件数や満足度指数は減少傾向にあるが、利用機関の登録数は順調に増加している。 - ヒット件数の低下は、提供情報の見直しによるもので、一時的にはいたしかたないであろう。今後、ワムネットに求められているのが、どのような内容の情報なのか、リサーチの方法の検討が必要であろう。 - 医療・介護・福祉情報を求める国民のニーズは、ますます増大し、かつ切迫してきていると考えるので、的確で、迅速な情報提供が求められる状況はさらに拡大していくと考えられる。なお、都道府県とリンクしたことにより、ヒット件数や利用者満足度が減少したため、「B」と自己評価している。その姿勢は評価した上で、登録機関数が増加したことなどを、今後の更なる展開に活用していただきたい。ニーズが拡大していくのは明らかなので、満足度の高い、質の高い情報提供にも努めていただきたい。 - WAM NET 事業は順調に進捗している。	
項 目	24年度計画	中期計画															
年間ヒット件数	19,000万件以上	19,000万件以上															
利用機関登録数	8.6万件以上	7.5万件以上															
利用者の満足度※	90％以上	90％以上															
〔評価の視点〕 ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。	〔実績：○〕 - 介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信などの新しい情報提供を行い、提供情報の質を高めた。 - 国の介護サービス情報公表制度の見直しにより、介護事業者情報については、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更するとともに、見直しの基本方針を踏まえ、介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けて関連情報を集約し情報提供することにより情報提供の重点化を図った。																

○ 見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減しているか。 ○ 年間ヒット件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM N E T基盤を活用しているか。 ○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努めているか。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	・ 東日本大震災における継続的な復興支援の取組として、「被災地支援団体用掲示板」の活用促進を行い、掲載情報の充実を図った。 ※ 業務実績P91【提供情報の質の向上】#93、【WAM N E Tにおける提供情報等の重点化】#94参照 [実績：○] ・ 国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報については、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更し、事業規模の縮減を図った。 ※ 業務実績P91【WAM N E Tにおける提供情報等の重点化】#94参照 [実績：△] ・ 上記【数値目標】のとおり、介護事業者情報を都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供としたため、ヒット件数及び利用者満足度において中期計画目標を達成できなかった。また、利用機関登録数については、87,663件となり、年度計画目標8.6万件を上回る実績を確保した。 [実績：○] ・ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の円滑な実施を推進したことにより業務の効率化を図ることができた。（電子届出の利用率：退職手当共済84%（前年度83%）、福祉医療貸付事業の事業報告65%（前年度65%）） ※ 業務実績P92【WAM N E T基盤の活用】#96参照 [実績：○] ・ 利用登録機関に対して月2回送信するメールマガジン等におけるバナー広告の募集や福祉医療広告ページにおけるバナー広告の自動スクロール表示など広告効果の充実を図り、8,358千円の自己収入を確保した。 ※ 業務実績P92【広告収入等の自己収入の拡大】#97参照 [実績：○] ・ 業務・システム最適化計画に基づき、新システムの設計・開発を実施し、平成24年10月から運用を開始した。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 [実績：○] ・ 業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始し、介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信など新たな取組みを行うなど提供情報の質の向上を図るとともに、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報については、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したほか、見直しの基本方針を踏まえ、介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けて関連情報を集約し情報提供を行うなど提供情報の重点化を図った。 ※ 業務実績P91【提供情報の質の向上】#93、【WAM N E Tにおける提供情報等の重点化】#94参照	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																																																													
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じる。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。 (参考) ○年金担保貸付事業 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td>千円</td></tr><tr><td colspan="2">貸付契約額</td><td>157,500,000</td></tr><tr><td colspan="2">資金交付額</td><td>157,500,000</td></tr><tr><td>原資</td><td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td><td>157,500,000 (40,000,000)</td></tr></table> ○労災年金担保貸付事業 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td>千円</td></tr><tr><td colspan="2">貸付契約額</td><td>3,900,000</td></tr><tr><td colspan="2">資金交付額</td><td>3,900,000</td></tr><tr><td>原資</td><td>貸付回収金等</td><td>3,900,000</td></tr></table>	区 分		平成 24 事業年度			千円	貸付契約額		157,500,000	資金交付額		157,500,000	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	157,500,000 (40,000,000)	区 分		平成 24 事業年度			千円	貸付契約額		3,900,000	資金交付額		3,900,000	原資	貸付回収金等	3,900,000	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。 なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。 (実績) ○年金担保貸付事業 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td>千円</td></tr><tr><td colspan="2">貸付契約額</td><td>123,560,390</td></tr><tr><td colspan="2">資金交付額</td><td>123,560,390</td></tr><tr><td>原資</td><td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td><td>123,560,390 (30,000,000)</td></tr></table> ○労災年金担保貸付事業 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 24 事業年度</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td>千円</td></tr><tr><td colspan="2">貸付契約額</td><td>2,976,090</td></tr><tr><td colspan="2">資金交付額</td><td>2,976,090</td></tr><tr><td>原資</td><td>貸付回収金等</td><td>2,976,090</td></tr></table>	区 分		平成 24 事業年度			千円	貸付契約額		123,560,390	資金交付額		123,560,390	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	123,560,390 (30,000,000)	区 分		平成 24 事業年度			千円	貸付契約額		2,976,090	資金交付額		2,976,090	原資	貸付回収金等	2,976,090	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適 (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適 (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。 【利率設定方式の見直し】#98 ○ 年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利を見直すことにより、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。 ① 平成24年6月、中期目標期間中の損益が均衡するよう平成23年度決算、財投機関債の発行状況などを踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据え置きを決定した。 ② 平成24年10月には、平成24年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定
区 分		平成 24 事業年度																																																														
		千円																																																														
貸付契約額		157,500,000																																																														
資金交付額		157,500,000																																																														
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	157,500,000 (40,000,000)																																																														
区 分		平成 24 事業年度																																																														
		千円																																																														
貸付契約額		3,900,000																																																														
資金交付額		3,900,000																																																														
原資	貸付回収金等	3,900,000																																																														
区 分		平成 24 事業年度																																																														
		千円																																																														
貸付契約額		123,560,390																																																														
資金交付額		123,560,390																																																														
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	123,560,390 (30,000,000)																																																														
区 分		平成 24 事業年度																																																														
		千円																																																														
貸付契約額		2,976,090																																																														
資金交付額		2,976,090																																																														
原資	貸付回収金等	2,976,090																																																														

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。		③ 平成25年1月には、財投機関債の発行状況や平成24年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定 ○ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて貸付金利の見直しを検証し、年金担保貸付事業と同様に貸付金利の据置きを決定した。 ○ 上記のとおり、平成24年度の貸付金利の設定に当たっては、中期目標期間中（平成24年度まで）の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、平成24年度決算においては、年金担保貸付事業において当期総損失44百万円を予定どおり計上し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。
（２）業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。	（２）業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。	（２）利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済となるようにするために実施した平成２３年１２月の制度取扱変更について、国と連携して制度取扱変更後の事業の実施状況等を把握し、見直しの基本方針に基づき、国において行われる検討作業の基礎資料として提供する。	【無理のない返済に配慮した制度の運用】#99 ○ 平成23年12月の制度取扱変更による事業規模の縮減効果の有無について、貸付実行データを分析し、平成24年7月に報告書に取りまとめるとともに、当該データについては国に対して毎月提供した。 ○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更については、年間1,709件（東日本大震災による貸付条件変更を除く）の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。 【東日本大震災への対応】#100 ○ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者にかかる貸付条件変更については、年間14件の貸付条件変更承認を行い、被災者の支援に寄与した。
（３）年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	（３）ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	（３）ホームページ、リーフレット等により、制度情報の周知を行う。 また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体２０団体以上との連携協力による広範な広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。	【貸付制度の周知】#101 ○ 貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、リーフレットを作成し、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等に配布するとともに機構ホームページにて広報した。 ○ 福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等外部団体（32団体）に対し、平成23年12月の制度取扱変更及び反社会的勢力排除の周知について協力依頼した。
	（４）受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。	（４）受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。	【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#102 ○ 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るため、受託金融機関事務打合せ会議を承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で、全国7か所計9回開催し、適切な指導を行うとともに、受託金融機関事務打合せ会議における質問及び回答を取りまとめ、受託金融機関に対し配布した。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
（４）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成１９年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。	（５）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成１９年度と比較して短縮するよう取組を行う。	（５）平成２３年１２月の制度取扱変更にあわせて実施した事務処理の効率化について、引き続き推進する。	【事務処理方法の問題点の洗い出し】＃１０３ ○ 平成２３年１２月の制度取扱変更にあわせて実施した以下の事務処理の効率化について、引き続き行った。 ① これまで受託金融機関が行っていた生活保護による利用制限該当者の確認作業を機構において一括して行うこととし受託金融機関の事務負担を軽減した。 ② 借入申込み時に受託金融機関窓口において、利用者に配布する他制度周知用チラシについて借入申込書様式に一体化し、配布資料を簡素化した。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目13	評 定	A
	見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から実施した貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更による事業規模の縮減効果の有無について、貸付実行データを分析し、平成24年7月に報告書に取りまとめるとともに、当該データについては国に対して毎月提供した。 また、制度取扱変更内容の周知を図るため、平成23年度に引き続き、機構ホームページによる広報と併せて、ポスター、チラシ及びリーフレットを作成し、受託金融機関、社会福祉協議会、年金事務所等に配布するとともに、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等に対し、反社会的勢力排除の周知について協力依頼し、適切な業務運営に努めた。 さらに、返済中に生活困窮に陥った者に対して貸付条件変更を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。			（委員会としての評定理由） 当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施しており、当該変更による事業規模の縮減効果の有無について貸付実行データを分析し、報告書に取りまとめるとともに、当該データについては国に対して毎月提供している。 また、返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件の変更措置を講じるなど、利用者の生活安定を支援することに寄与している。 さらに、貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、福祉医療機構ホームページによる広報と併せて、リーフレットを作成し、受託金融機関、関係団体等に配布するとともに、反社会的勢力排除の周知について関係団体等に協力を依頼している。 平成24年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、当期総損失44百万円を予定どおり計上し、安定的で効率的な業務運営を図っている。 以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
〔評価の視点〕 ○ 見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じているか。 ○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。	〔実績：○〕 - 平成23年12月の制度取扱変更による事業規模の縮減効果の有無について、貸付実行データを分析し、平成24年7月に報告書に取りまとめるとともに、当該データについては国に対して毎月提供した。 ※ 業務実績P96【無理のない返済に配慮した制度の運用】#99参照 〔実績：○〕 - 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した。 - 年金担保貸付事業においては、中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利の見直しを3回実施し適正化を図った。 ① 平成24年6月には、平成23年度決算、財投機関債の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据置きを決定 ② 平成24年10月には、平成24年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定 ③ 平成25年1月には、財投機関債の発行状況や平成24年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定 - 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。 - 上記の結果、平成24年度の貸付金利の設定に当たっては、中期目標期間中（平成24年度まで）の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、平成24年度決算においては、年金担保貸付事業において当期総損失44百万円を予定どおり計上し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。 ※ 業務実績P95【利率設定方式の見直し】#98参照			（各委員の評定理由、業務への提言） - 中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利を見直し、安定的・効率的な業務運営を実施している。 - 無理のない返済方式の採用とともに、融資額、貸し付け残高とも減少している。損失も抑制されている。 - 利率設定方式を見直し、貸付原資の自己調達課により、業務運営コストの適正化を図った点などは高く評価される。今後の進展に期待したい。 - 無理のない返済となるように配慮した制度変更により、融資実績が減少したことのメカニズムが理解できなかった。事業規模の縮減を目指しているのか。	
○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が	〔実績：○〕 平成23年12月の制度取扱変更により、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時				

融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。 ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、い）貸倒懸念債	に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を平成23年度に引き続き行った。 ※ 業務実績P96【無理のない返済に配慮した制度の運用】#99 [実績：○] - 返済期間中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間1,709件（東日本大震災による貸付条件変更を除く）の変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。 - 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、貸付条件変更を14件承認し、被災者の支援に寄与した。 ※ 業務実績P96【無理のない返済に配慮した制度の運用】#99、【東日本大震災への対応】#100参照 [実績：○] - 貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、リーフレットを作成し、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等に配布するとともに機構ホームページにて広報した。 - 福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等外部団体（32団体）に対し、平成23年12月の制度取扱変更及び反社会的勢力排除の周知について協力依頼した。 ※ 業務実績P96【貸付制度の周知】#101参照 [実績：○] - 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るため、受託金融機関事務打合せ会議を承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で、全国7か所計9回開催し、適切な指導を行うとともに、受託金融機関事務打合せ会議における質問及び回答を取りまとめ受託金融機関に対し配布した ※ 業務実績P96【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#102参照 [実績：○] - 平成23年12月の制度取扱変更にあわせて実施した以下の事務処理の効率化について、引き続き行った。 ① これまで受託金融機関が行っていた生活保護による利用制限該当者の確認作業を機構において一括して行うこととし受託金融機関の事務負担を軽減した。 ② 借入申込み時に受託金融機関窓口において、利用者に配布する他制度周知用チラシについて借入申込書様式に一体化し、配布資料を簡素化した。 ※ 業務実績P97【事務処理方法の問題点の洗い出し】#103参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照	
--	--	--

権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	[実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 [実績：○] ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、機構においては、平成23年12月の制度取扱変更による事業規模の縮減効果の有無について、貸付実行データを分析し、平成24年7月に報告書に取りまとめ、国に提出するとともに、当該データについては国に対して毎月提供した。	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。
① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。	① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。	(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。	【貸付先の財務分析】#104 ○ 転貸法人について、財務状況等の分析を行うため、平成23年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリング及び必要な指導等を行った。(20法人) ○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関からその現状についての報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じて、受託金融機関に対し債権保全措置等を指示した。(29法人) 【保証機関等の評価等】#105 ○ 連帯保証人の状況について、受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。 【受託金融機関への指導強化】#106 ○ 受託金融機関事務打合せ会議について、開催時期、回数等を検討し、年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業と合同で全国7か所計9回開催した。
	② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。	(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。	【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#107 ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。
	③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	(3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。	【保証履行能力の把握及び分析】#108 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。
② 年金住宅融資等債権について、適	④ 年金住宅融資等債権について、必	(4) 年金住宅融資等債権について、必要	【適時的確な債権回収】#109

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。	要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。	にに応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。 なお、返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等によりの確に周知する。	○ 解散を予定している貸付先について、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、機構債権の受託金融機関への債権譲渡等により、債権回収を行った。（2件7百万円） 【返済条件の変更措置の実施等】#110 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置として655件、民事再生法の適用による返済条件の変更として36件、計691件の措置を講じた。また、大雨による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、ホームページによる周知を行った。 【東日本大震災への対応】#111 ○ 昨年度に引き続き、東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更措置として52件の措置を講じた。
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	（5）短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。	【延滞債権への対応】#112 ○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し適切な指示を行うとともに、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。 また、短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底した。
	⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。	（6）転貸法人20法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。 引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。 また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。	【転貸法人への指導強化】#113 ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び指導専門員の打合せ会議（平成24年11月）を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。 ○ 東日本大震災の影響が大きい転貸法人から決算書等の提出を受け、現状把握を行うとともに、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の対応にかかる受託金融機関への説明会を合同で開催した。 また、防災集団移転促進事業への対応を検討するため、当機構、当該転貸法人を交え、仙台市及び住宅金融支援機構東北支店と意見交換を実施し、併せて、保証会社とも協議して適切な助言を行った。
（2）承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	（2）承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。		

評価の視点等	自己評価	A	評価項目14	評 定	A
	貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。連帯保証人の状況について、受託金融機関に対し報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示するとともに、全額債務保証を行っている金融機関について、保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、引き続き、適切な債権管理を図った。 また、延滞債権の発生を抑制するため、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行った。 延滞債権については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。 その結果、平成25年度の国庫納付金として、平成24年度に回収した約2,632億円を平成25年7月10日に国庫納付した。			(委員会としての評定理由) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図っている。また、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置を講じるなど、延滞債権の発生抑制に努めている。 以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
【数値目標】 ① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。 ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	① 年1回実施し、中期目標が達成できた。 ※ 業務実績P101【貸付先の財務分析】#104参照 ② 年1回実施し、中期目標が達成できた。 ※ 業務実績P101【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#107参照 ③ 年1回実施し、中期目標が達成できた。 ※ 業務実績P101【保証履行能力の把握及び分析】#108参照			(各委員の評定理由、業務への提言) ・ 東日本大震災の被災者について、返済条件変更措置を講じるなど、被災した被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 ・ 延滞債権の発生抑制とともに、返済困難な困窮者への対応を工夫している。 ・ 前年度までと同様、引き続いて融資残高件数と融資残高が減少していることは評価できる。 ・ 適正に進められているものと思われる。東日本大震災への対応として行われている返済条件の変更は、必要な措置である。	
【評価の視点】 ○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。	【実績：○】 ・ 転貸法人については、決算書の提出を求め、各種分析指標との比較により、財務分析を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関から現状についての報告及び決算書の提出を求め、財務状況等の分析を行った。 - また、転貸法人について、個別ヒアリングを行うとともに、解散等が考えられる住宅生活協同組合については、受託金融機関に債権譲渡等を行った。 ※ 業務実績P101【貸付先の財務分析】#104参照 ・ 全額債務保証を行っている316受託金融機関について、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 - また、保証人の状況について受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ※ 業務実績P101【保証機関等の評価等】#105参照				

○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。 ○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。	・ 受託金融機関事務打合せ会議については、全国7か所で9回開催するとともに、引き続き年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P101【受託金融機関への指導強化】#106参照 [実績：○] ・ 年金住宅等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ※ 業務実績P101【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#107参照 [実績：○] ・ 転貸債権に係る保証債務を行っているローン保証会社（22社）について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握、分析を行い、保証履行能力を確認した。 ※ 業務実績P101【保証履行能力の把握及び分析】#108参照 [実績：○] ・ 解散を予定している2貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、機構債権の受託金融機関への債権譲渡等により、債権回収を図った。 ※ 業務実績P101【適時的確な債権回収】#109参照 ・ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、655件の返済特例措置及び36件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被保険者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。 ※ 業務実績P102【返済条件の変更措置の実施等】#110参照 ・ 東日本大震災の被災者について、昨年度に引き続き、返済条件変更措置（52件）を講じるなど、被災した被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 ※ 業務実績P102【東日本大震災への対応】#111参照 [実績：○] ・ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行い、早期の債権回収に努めた。 ※ 業務実績P102【延滞債権への対応】#112参照 [実績：○] ・ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に個別ヒアリングを行うとともに必要な指導、助言を行った。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成24年11月実施）を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。 ※ 業務実績P102【転貸法人への指導強化】#113参照	
--	--	--

■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、 ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 国民のニーズとすれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 【実績：○】 ・ 利用者サービスの向上を図るため、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえた対応として、貸付条件の変更を積極的に推進し、住宅ローン返済困難者の生活安定に寄与した。 ・ 東日本大震災の被災者について、昨年度に引き続き、返済条件変更措置を講じるなど、被災した被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績																		
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	【予算、収支計画及び資金計画】#114 ○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成24事業年度決算報告書のとおりである。 【繰越欠損金の発生状況等】#115 ○ 一般勘定（福祉医療貸付事業等）については、過年度において、政府出資金で東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を行ったこと等により、繰越欠損金が生じている。 なお、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を行ったことに伴う繰越欠損金については、平成23年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142億円）にて財務基盤の強化を図っている。 ○ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）については、平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度、平成22年度及び平成23年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者扶養保険責任準備金の増加により、平成24年度末時点において保険勘定における繰越欠損金が解消できていない状況である。 なお、平成24年度末における繰越欠損金については、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少した。 《添付資料：44》																		
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。			【運営費交付金以外の収入の確保】#116 ○ 平成24年度における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において38,436千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において8,358千円を確保することができた。																		
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。			【財投機関債の発行等による資金調達】#117 ○ 財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。 《添付資料：45》 <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th><th>年 限</th><th>発 行 日</th></tr><tr><td rowspan="2">福祉医療貸付事業 （一般勘定）</td><td>170億円</td><td>10年</td><td>平成24年6月18日</td></tr><tr><td>100億円</td><td>10年</td><td>平成24年12月18日</td></tr><tr><td rowspan="2">年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）</td><td>200億円</td><td>3年</td><td>平成24年6月18日</td></tr><tr><td>100億円</td><td>3年</td><td>平成24年12月18日</td></tr></table>	区 分	金 額	年 限	発 行 日	福祉医療貸付事業 （一般勘定）	170億円	10年	平成24年6月18日	100億円	10年	平成24年12月18日	年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）	200億円	3年	平成24年6月18日	100億円	3年	平成24年12月18日
区 分	金 額	年 限	発 行 日																		
福祉医療貸付事業 （一般勘定）	170億円	10年	平成24年6月18日																		
	100億円	10年	平成24年12月18日																		
年金担保貸付事業 （年金担保貸付勘定）	200億円	3年	平成24年6月18日																		
	100億円	3年	平成24年12月18日																		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績			
			合 計	570億円	—	—
	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 91,600百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達 の遅延等による貸付金の資金不足に対 応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保 貸付勘定において、貸付原資に充当す るため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等 による給付費の資金不足に対応するた め。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手 当の支給等、偶発的な出費に対応する ため。	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 91,600百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等によ る資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達 の遅延等による貸付金の資金不足に対 応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保 貸付勘定において、貸付原資に充当す るため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等 による給付費の資金不足に対応するた め。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手 当の支給等、偶発的な出費に対応する ため。	【短期借入金の実績】#118 ○ 年金担保貸付勘定において、資金繰り上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（合計20回で52,180百万円）で対応した。なお、短期借入金（52,180百万円）のうち50,440百万円については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金で返済し、1,740百万円については、平成25年度に繰越した。			
3 資産の有効活用 機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。 また、利益剰余金や保有する施設等について、保有の必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて不断の見直しを行い、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 見直しの基本方針に基づき、以下のとおり国庫納付する。 - 宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び公庫総合運動場（東京都三鷹市）について、平成23年度中に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 - 東久留米宿舍（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舍（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舍（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舍（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舍（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舍（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 中期計画に定めた計画に基づき、平成24年度以降に国庫納付する宿舍については、入居者の退去及び土地境界確定測量等、各種手続きを進める。	【保有資産の見直し】#119 ○ 宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となった。 このため、財務省及び厚生労働省と協議した結果、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うべく、平成24年3月23日に入札を行い落札されたことから、5月7日付で落札業者との売却代金決済及び所有権移転を行った。 売買手続き完了後、「独立行政法人福祉医療機構中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付について（平成24年9月10日付厚生労働大臣通知）」により、売却に要した費用5,320,867円を差し引いた85,479,133円を国庫納付することとされたため、平成24年9月24日に当該金額を納付した。 ○ 東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成24年度中の入居者の退去を促すため、平成23年度に入居者に対する説明会を実施し、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舍、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舍を除き、平成25年3月末までに退去時期等の調整を終了し、平成25年4月末をもって退去が完了した。また、小金井宿舍については、一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
	舎（大阪府吹田市、集合住宅１棟）、高槻宿舎（大阪府高槻市、集合住宅１棟）について、平成２４年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。		
	第７ 第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第７ 第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第８ 剰余金の使途 - 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 - 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資	第８ 剰余金の使途 - 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 - 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資	

評価の視点等	自己評価	A	評価項目15	評 定	A
	平成24年度においては、一般管理費、人件費及び業務経費の節減について、削減目標額を大幅に上回る削減を達成することができた。 一方、運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において38,436千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において8,358千円を確保することができた。 また、財投機関債の発行については、ＩＲ（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 さらに、保有資産の見直しについては、宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となったが、財務省及び厚生労働省と協議した結果、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うべく、平成24年3月23日に入札を行った結果、落札決定し、5月7日付で落札業者との売却代金決済及び所有権移転を行い、平成24年9月24日に売却に要した費用5,320,867円を差し引いた85,479,133円を国庫納付した。 東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舍、転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舍を除き、平成25年4月に退去を完了させ、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付すべく手続きを進めている。			（委員会としての評定理由） 平成24年度においては、年金担保貸付勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保している。 さらに、財投機関債の発行については、ＩＲ（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。 保有資産の見直しについては、宝塚宿舍及び川西宿舍においては、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となったため、急きょ金銭納付を行うこととなり、平成24年3月入札を行った結果、落札決定し、5月に売却代金決済を行い、9月に国庫納付を完了している。また、その他の保有する資産である東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、玉川宿舍及び高槻宿舍を除き、平成25年4月に退去を完了させ、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めている。 以上のように、財務内容の改善等が適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
【数値目標】 ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。	○ 運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において38,436千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において8,358千円を確保することができた。 ※ 業務実績 P 106【運営費交付金以外の収入の確保】# 116参照			（各委員の評定理由、業務への提言） - 福祉医療経営指導事業収入、福祉保健医療情報サービス収入の自己収入を確保できた。 - 年金担保貸付以外はすべて利益計上されている。 - セミナーの内容などが評価され、自己収入を一定水準確保できていることは評価される。また、保有資産の見直しについては、国民の注目もあり、ぜひ積極的に推進してほしいと考える。 - 財務は健全に運営されている。保有財産に見直しも順調に進められている。	
【評価の視点】 ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。 ■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営	【実績：○】 - 上記【数値目標】のとおり自己収入を確保することができた。 【実績：○】 - ＩＲ（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施した。 ※ 業務実績 P 106【財投機関債の発行等による資金調達】# 117参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」 P 1「財務状況」参照				

に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） （具体的取組） 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 ■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） ■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点） ■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 宝塚宿舍等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。	[実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照 [実績：○] 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 ・ 宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となった。 このため、財務省及び厚生労働省と協議した結果、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うべく、平成24年3月23日に入札を行い落札されたことから、5月7日付で落札業者との売却代金決済及び所有権移転を行った。	
---	---	--

■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	・ 売買手続き完了後、「独立行政法人福祉医療機構中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付について（平成24年9月10日付厚生労働大臣通知）」により、売却に要した費用5,320,867円を差し引いた85,479,133円を国庫納付することとされたため、平成24年9月24日に当該金額を納付した。 ・ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成24年度中の入居者の退去を促すため、平成23年度に入居者に対する説明会を実施し、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成25年3月末までに退去時期等の調整を終了し、平成25年4月末をもって退去が完了した。また、小金井宿舎については、一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P3「保有資産の管理・運用等」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P49「事務・事業の見直し等」参照 【実績：○】 資料2-4「平成24年度業務実績評価別添資料」P49「事務・事業の見直し等」参照	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
第 6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。 人事に関する事項 （１）効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 （２）人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 （１）方針 ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。 ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。 （２）人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 （参考1）期初の常勤職員数 299人 （参考2）中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 （１）方針 ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。 ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。 ③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を引き続き実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得の支援や民間金融機関への研修派遣を実施する。 ④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。 （２）人員に係る指標 平成24年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。	【適正な人員配置】#120 【組織のスリム化等】に同じ 【人事評価制度の運用】#121 ○ 人事評価制度の適正な運用により、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。 《添付資料：46》 【研修の充実】#122 ○ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いて14回の研修を開催した。（延べ参加人数540人） また、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度を引き続き実施するとともに、新たに民間金融機関への研修派遣を開始した。 ○ 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューなど、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修を実施した。 《添付資料：47》 【人員に係る指標】#123 ○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数は251人（再雇用職員4人を含む）となった。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 4 年 度 計 画	2 4 年 度 業 務 実 績
	である。 2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。	2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。	

評価の視点等	自己評価	A	評価項目16	評 定	A
	人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。 研修の充実については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。 また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年度から導入した資格取得支援制度を引き続き実施するとともに、役職（職制）に応じた研修や部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施するなど、教育・訓練プログラムの効果的な運用に努めた。 人員に関する指標については、平成24年度末の常勤職員数は251人（再雇用職員4人を含む）、期初の常勤職員数の83.9%となった。			（委員会としての評定理由） 人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。また、人材の育成については、福祉・医療分野における専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成24年度末の常勤職員数は251人（再雇用職員4人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の83.9%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。 以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
【数値目標】 ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。	○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成24年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の83.9%となり、年度計画を達成した。 ※ 業務実績P112【人員に係る指標】#123参照				（各委員の評定理由、業務への提言） ・ 常勤職員数の減少はほぼ一段落というところか。過度に減員することは、職員の負担増につながるため、適切な員数を維持して頂きたい。 ・ 人員に関し、数値的な目標は達成されているが、減少（＝退職）の事由はどのようになっているか。（定年とそれ以外の割合等）人事評価制度導入や、研修の充実の効果は、退職事由や数にも影響しているのか、その辺りの分析があるとよい。 ・ どの組織でも、課せられた目的を達成するためには、優秀な人材確保とその育成がポイントとなることに変わりはない。したがって、研修の充実などには、今後も力を入れていただきたい。 また、「働きがいのある職場作り」PTの成果などにも、改めて期待したい。関連して、前回も指摘したが、人事評価の結果を賞与に反映させることには慎重であってほしい。人員削減なども含めて、経費節減の有効な手段ではあるが、長期的な見通しのもとに、人事に関する事項については検討していただきたい。 ・ 常勤職員数の管理は適正に行われている。若手職員の育成に向けた研修も、積極的に推進されている。
【評価の視点】 ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。 ○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。 ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導さ	【実績：○】 ・ 人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。 ※ 業務実績P121【人事評価制度の運用】#121参照 ・ 研修の充実については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。 ・ 専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年度から導入した資格取得支援制度を引き続き実施するとともに、役職（職制）に応じた研修や部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施するなど、教育・訓練プログラムの効果的な運用に努めた。 ※ 業務実績P121【研修の充実】#122参照 【実績：○】 ・ 人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させている。 ※ 業務実績P121【人事評価制度の運用】#121参照 【実績：○】 ・ 上記【数値目標】と同じ。 【実績：○】 ・ 国家公務員の再就職者は、役員・職員とも0である。なお、国家公務員の再就職者が就いている嘱託ポストに該当するものは設置していない。				

れている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。		
○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費 ポストの見直しを図っているか。	[実績：○] ・ 該当ポストなし	

平成24年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料
(様式)

独立行政法人福祉医療機構
平成25年8月

目次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	3
項目 3	組織体制・人件費管理	9
項目 4	事業費の冗費の点検	24
項目 5	契約	26
項目 6	内部統制	39
項目 7	事務・事業の見直し等	49

(項目 1)

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益（総損失）	519 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）	373 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務		－億円（執行率－％）
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務		－億円（執行率－％）
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務		－億円（執行率－％）

④利益の発生要因 及び 目的積立金の 申請状況	1 決算状況 平成24年度決算においては、年金担保貸付勘定において当期損失を計上したところである。なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。
	2 各勘定における利益の発生要因等 [一般勘定] 300 百万円の当期総利益が発生。 これは、以下の要因によるものである。 ① 東日本大震災で被災した既往貸付先に対し、二重債務問題等の対応として「返済猶予」や「貸付条件変更」などの措置を講じたことにより計上した貸倒引当金について、元利金の返済が再開される等、債権の正常化に伴う戻入益が発生したことによるもの（563百万円） ② 東日本大震災に係る災害復旧資金について、無利子貸付等の優遇措置を講じたことにより、利差（逆ざや）や貸倒引当金繰入が発生したことによるもの（▲527百万円） ③ 第2期中期目標期間の最終年度における運営費交付金債務の収益化に伴うもの（独法会計基準第81第3項に基づく処理）（254百万円） ④ その他（政府出資金の運用収入等）（10百万円） [共済勘定] 第2期中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務を収益化したことにより利益が発生している。 [保険勘定] 3,371百万円の当期総利益が発生。 これは、以下の要因によるものである。 ① 年金受給者が増加したこと等に伴い年金債務（年金の現価相当額）が増加したものの、平成24年度心身障害者扶養保険資金の運用において、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保し、7.85%の運用実績となったこと等から、年金の支給等に係る経理にて利益が発生してい

	る(3,308百万円)。 ② 第2期中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務を収益化したことにより利益が発生している(63百万円)。 [年金担保貸付勘定] 44百万円の当期総損失が発生。 中期目標期間中において損益が均衡するよう現行の貸付利率を維持したこと等によるものである。 [労災年金担保貸付勘定] 0.7百万円の当期総利益が発生。 業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。 [承継債権管理回収勘定] 48,244百万円の当期総利益が発生。 これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。 目的積立金については、平成24年度が中期目標期間の最終事業年度であることから申請していない。
⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	[承継債権管理回収勘定] 48,244百万円の利益剰余金を計上。 これは貸付金利息収入を確保したことによるものであるが、当該利益剰余金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされている。
⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由	運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度交付分の執行率はそれぞれ99.8%、100.0%、96.9%となっている。

保有資産の管理・運用等

①保有資産の活用 状況とその点検 (独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講じる措置が定まっているものを除く。)	1 保有資産の状況 事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。 なお、当機構の主な財産である職員宿舎については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところである。 《国庫納付又はその手続きの状況》 ○ 宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、現物納付が困難となったため、財務省等と協議したところ、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うこととなり、売却に当たっての近隣住民に対する説明等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を執行した。入札の結果、落札を決定したことから、同年4月5日に売買契約を締結し、同年5月7日に売却代金の決済及び所有権移転を行った。 売買手続完了後、「独立行政法人福祉医療機構中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付について（平成24年9月10日付厚生労働大臣通知）」により、売却収入90,800,000円のうち、売却に要した費用5,320,867円を差し引いた85,479,133円を国庫納付することとされたため、平成24年9月24日に当該金額を納付した。 ○ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、国庫納付に向け、平成 24 年度中における入居者の退去を促すため、平成 23 年度に入居者に対する説明会を実施したところであり、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成 25 年 3 月末までに退去時期等の調整を終了し、平成 25 年 4 月をもって退去が完了した。 また、小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。 2 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012.4.3 行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（2012.12.14 行政改革担当大臣決定）を踏まえた職員宿舎の見直し状況（宿舎戸数見直しによる廃止等措置状況、宿舎使用料の見直し状況）について 当機構において、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に掲記されている職員宿舎は 17 棟となっている。 対象となっている東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、国庫納付に向け、平成 24 年度中における入居者の退去を促すため、平成 23 年度に入居者に対する説明会を実施したところであり、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成 25 年 3 月末まで
---	--

	に退去時期等の調整を終了し、平成 25 年 4 月をもって退去が完了した。 今後、国庫納付に向けて境界確定測量等必要な調査を実施し（小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施済み）、着実に国庫納付を進めていく予定である。 なお、宿舎使用料については、国家公務員の見直し状況を踏まえ適切に対応する。 3 固定資産の減損 東久留米及び小金井宿舎については、平成 24 年度中に入居者の退去が完了し、不使用の決定を行ったため、減損の認識に至った。 4 運営費交付金債務 運営費交付金債務については、第2期中期目標期間最終年度であるため、収益化を行った。																																					
②資金運用の状況	1 資金運用の実績 心身障害者扶養保険事業における運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で 7.85%（複合ベンチマーク（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重したものは 8.17%）を確保した。 [平成24年4月～平成25年3月（年率）] <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>運用実績</th><th>ベンチマーク差</th></tr><tr><td rowspan="4">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>3.72%</td><td>3.77%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>株式</td><td>23.82%</td><td>23.88%</td><td>0.06%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>17.73%</td><td>17.78%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>株式</td><td>28.99%</td><td>28.72%</td><td>▲0.27%</td></tr><tr><td colspan="3">短 期 資 産</td><td>0.05%</td><td>0.09%</td><td>0.04%</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>8.17%</td><td>7.85%</td><td>▲0.32%</td></tr></table> 2 資金運用の基本的方針 資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。 ○厚生労働省の役割 ⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等） ⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保 ○福祉医療機構の役割 ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）	区 分			ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	3.72%	3.77%	0.05%	株式	23.82%	23.88%	0.06%	外国	債券	17.73%	17.78%	0.05%	株式	28.99%	28.72%	▲0.27%	短 期 資 産			0.05%	0.09%	0.04%	合 計			8.17%	7.85%	▲0.32%
区 分			ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																																	
有価証券	国内	債券	3.72%	3.77%	0.05%																																	
		株式	23.82%	23.88%	0.06%																																	
	外国	債券	17.73%	17.78%	0.05%																																	
		株式	28.99%	28.72%	▲0.27%																																	
短 期 資 産			0.05%	0.09%	0.04%																																	
合 計			8.17%	7.85%	▲0.32%																																	

	⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告 ○運用受託機関の役割 ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保） ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告 3 運用委託先の状況 運用委託先の選定・評価については、平成 20 年 4 月に策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。 なお、運用委託先の評価については、「基本方針」において、原則として 3～5 年ごとに実施することとされていることから、平成 24 年度において定量面及び定性面による評価を実施し、運用委託先の妥当性を確認した。 4 福祉医療機構の責任 心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。
--	---

■福祉医療貸付事業

③債権の回収状況

1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
貸 付 実 行	1,546 件	3,592 億円
回 収	1,318 件	3,215 億円
うち債権償却	5 件	4 億円
貸 付 残 高	23,421 件	3 兆 2,400 億円

2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業においては、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設における介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考ええる。

リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等をもとに改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じているところである。また、リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

なお、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された貸付先については、最長 5.5 年間の元利金の返済を猶予する措置を講じたところであるが、平成 23 年度末における当該返済猶予中の貸付先 50 法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握するとともに既往貸付金に係る返済相談を行い、その結果 10 法人について貸付金の返済を再開することができたところである。

4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

③債権の回収状況

1 貸付金の状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	年金担保貸付事業		労災年金担保貸付事業	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸 付 実 行	169,637 件	1,236 億円	2,617 件	30 億円
回 収	172,223 件	1,440 億円	2,841 件	36 億円
うち債権償却	37 件	0 億円	4 件	0 億円
貸 付 残 高	358,898 件	1,589 億円	5,620 件	38 億円

2 貸付金の回収計画

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

3 回収計画の実施状況の評価

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。

また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.15%、労災年金担保貸付事業が0.55%にとどまっている。

なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

4 回収計画の見直しの検討

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

③債権の回収状況

1 貸付金の状況

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成24年度における回収状況等は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
回 収	39,334 件	2,155 億円
うち債権償却	125 件	5 億円
貸 付 残 高	295,987 件	1 兆 2,736 億円

2 貸付金の回収計画

承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成24年度においては6.56%になった。

なお、承継年金住宅融資等債権の94.6%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は2.14%である。

4 回収計画の見直しの検討

延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。

■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

③債権の回収状況	一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。
----------	---

組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)

①給与水準の状況 と 総人件費改革の 進捗状況	1 給与水準の状況 ◎指数の状況 <table border="0"> <tr> <td>対国家公務員</td><td>114.8</td></tr> <tr> <td>地域勘案</td><td>102.2</td></tr> <tr> <td>学歴勘案</td><td>112.1</td></tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td><td>100.4</td></tr> </table> (注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数 ◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 ① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。 (職員の割合…東京都特別区：90.5%、大阪市：9.5%) ② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は53.4%（平成24年 国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は88.9%となっており、学歴構成による差があること。 ③ 民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。 ◎給与水準の適切性の検証 ① 国からの財政支出について 平成24年度支出予算の総額197,334百万円に対し国からの財政支出額は41,003百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：20.8%）であり、その内訳は、運営費交付金3,438百万円、社会福祉振興助成費補助金2,390百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,031百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,534百万円、政府出資金4,611百万円となっている。 給与、報酬等支給総額は1,799百万円（支出総額に占める割合：0.9%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 ② 累積欠損額 平成23年度決算において累積欠損額は発生していない。 ③ 法人の業績評価 当機構は平成23年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中4項目S（中期計画を大幅に上回っている）、10項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。 ④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合	対国家公務員	114.8	地域勘案	102.2	学歴勘案	112.1	地域・学歴勘案	100.4
対国家公務員	114.8								
地域勘案	102.2								
学歴勘案	112.1								
地域・学歴勘案	100.4								

平成24事業年度決算における支出総額196,625百万円に対し給与、報酬等支給総額1,799百万円であり、その割合は0.9%程度である。

⑤ 管理職の割合

当機構職員（事務・技術）の管理職の割合は18.3%となっている。

⑥ 大卒以上の高学歴者の割合

当機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は88.9%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・ 平成16年度
全職員の昇給を停止
国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均△5.3%）
- ・ 平成16～23年度
組織のスリム化の推進（部長△4、次長△2、課長△10）
- ・ 平成22年度
管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%）
- ・ 平成23年度
中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%）
- ・ 平成24年度
国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施
1.本俸
① 課長相当職員以上（7～5等級） △9.77%
② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） △7.77%
③ 係員（2～1等級） △4.77%
2.役職手当 一律△10%
3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント（100.4ポイント）となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減（平成25年4月1日施行）
- ・ 55歳を超える職員は標準の成績では昇給停止とする（平成26年1月1日施行）
- ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施（国△1.5%：機構△2.0%）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。

2 総人件費の状況

	① 対前年度比における増減の要因について [給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因] 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置、平成22年度・平成23年度における機構独自の本俸基準表の引き下げ、平成24年3月の人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げなどにより、給与、報酬等支給総額は対前年度比9.3%減となった。 また、最広義人件費は上記に加え退職手当支給額の減少等により、対前年度比で10.5%の減少となった。 なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき講じた措置は、役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用としている。 ② 人件費削減の取組状況 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置を講じているほか、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、退職手当金について、役員については平成25年1月から、職員については平成25年4月から国家公務員に準じた調整率を設けて引き下げている。
②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況	当機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。
③福利厚生費の状況	法定福利費349,719千円（役職員一人当たり1,267,097円） 法定外福利費47,672千円（役職員一人当たり172,723円） （主な法定外福利費の内容） ○住宅関連費用（宿舍の維持管理費等） ○労働安全衛生法に基づく健康診断費用 （レクリエーションへの支出状況） レクリエーション経費は支出していない。 （健康保険料の労使負担割合の見直しの状況） 平成24年度から3年間、被保険者負担分の保険料率を段階的に引き上げ、労使折半とすることに決定している。

(項目 3 の 2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成 25 年 3 月末現在)

	役 員 ^{注2}			職 員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総 数	5 人	1 人	6 人	251 人	19 人	270 人
うち国家公務員 再就職者	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
うち法人退職者	1 人	0 人	1 人	4 人	0 人	4 人
うち非人件費ポ スト	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
うち国家公務員 再就職者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
うち法人退職者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

注 1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付き職員の再雇用を除く。）。

注 2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額 1,000 万円以上の者）を含む。

注 3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 53 条第 1 項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）

④国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由	一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称 〔役員〕 該当なし 〔職員〕 医療貸付部長
	二 本法人職員の再就職者である役職員が就いているポストの名称 〔役員〕 理事 〔職員〕 再雇用職員
	三 一及び二のポストが設けられている理由 ①国家公務員再就職者 当機構の業務は、国の政策と密接にかかわるものであり、厚生労働省等の行政経験を有する者の知見等が必要であることから採用していたものであるが、現職者の定年退職（平成24年度末）に伴い、国家公務員の再就職者は0となった。

	②本法人の再就職者 （理事） 当機構の再就職者が就任していた理事ポストについて、内部職員からの登用によるもの （再雇用職員） 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置のため、定年退職者を対象とした継続雇用制度（再雇用制度）を実施しているため 四 役員ポストの公募の実施状況 該当なし
--	--

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。
(参考)役員給与規程第7条第6項
理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号、以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施(△9.77%) ・ 人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、平成24年3月から俸給月額を0.5%引き下げたことと併せ、平成23年4月から平成24年2月までの官民較差相当分を平成24年6月期の賞与で調整
理事	法人の長に同じ
監事	法人の長に同じ
監事(非常勤)	法人の長に同じ※賞与は支給されない

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 15,137	千円 9,896	千円 3,826	千円 1,188 227 (特別調整手当) (通勤手当)			
A理事	千円 6,094	千円 3,903	千円 1,654	千円 468 69 (特別調整手当) (通勤手当)		9月10日	◇
B理事	千円 7,433	千円 4,981	千円 1,778	千円 598 76 (特別調整手当) (通勤手当)	9月11日		◇
C理事	千円 13,814	千円 8,922	千円 3,487	千円 1,071 334 (特別調整手当) (通勤手当)			※
D理事	千円 13,563	千円 8,922	千円 3,492	千円 1,071 78 (特別調整手当) (通勤手当)			
A監事	千円 12,087	千円 7,807	千円 3,013	千円 937 330 (特別調整手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 4,038	千円 4,038	千円	千円 ()			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事E	千円 6,095	年 5	月 3	H23.9.30	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	※
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適切に対応する。
併せて、機構の給与水準については、検証結果を踏まえ、取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与（奨励手当）の成績率に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えたと認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。（人事評価結果を参考資料として活用） (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:勤勉手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし（職員給与規程第23条第7項）、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。（初任給、昇格、昇給等の基準第20条）

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

■特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

◇実施期間：平成24年4月～平成26年3月

◇俸給表関係の措置の内容：

- ・本俸 課長相当職員以上（7～5等級） $\Delta 9.77\%$
課長代理、係長相当職員（4～3等級） $\Delta 7.77\%$
係員（2～1等級） $\Delta 4.77\%$

◇諸手当関係の措置の内容：

- ・役職手当 一律 $\Delta 10\%$
- ・期末手当及び奨励手当 一律 $\Delta 9.77\%$
- ・本俸に連動する手当等の減額支給
特別都市手当等の本俸に連動する手当（期末手当及び奨励手当を除く）の月額、減額後の本俸等の月額により算出

◇国と異なる措置の概要：なし

(役員について)

◇実施期間：平成24年4月～平成26年3月

◇俸給表関係の措置の内容：俸給 $\Delta 9.77\%$

◇諸手当関係の措置の内容：

- ・期末手当及び奨励手当 一律 $\Delta 9.77\%$
- ・本俸に連動する手当等の減額支給
俸給に連動する特別調整手当の月額は、減額後の俸給等の月額により算出

◇国と異なる措置の概要：なし

■人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げによる調整

- ・平成24年3月に、50歳台を中心として概ね40歳台以上が受ける本俸を平均 $\Delta 0.23\%$ 引き下げたことと併せ、平成23年4月から平成24年2月までの官民較差相当分を平成24年6月期の賞与で調整

■平成24年秋の再精査を踏まえた給与水準の見直しについては、平成25年度に実施（IV法人が必要と認める事項）。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 212	歳 41.0	千円 6,597	千円 5,015	千円 209	千円 1,582
事務・技術	人 211	歳 41.0	千円 6,596	千円 5,014	千円 209	千円 1,582
技能職種 (運転手)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 11	歳 55.5	千円 3,905	千円 3,627	千円 52	千円 278
事務・技術	人 4	歳 40.0	千円 3,570	千円 2,806	千円 143	千円 764
事務・技術 (賞与なし)	人 7	歳 64.4	千円 4,097	千円 4,097	千円 0	千円 0

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

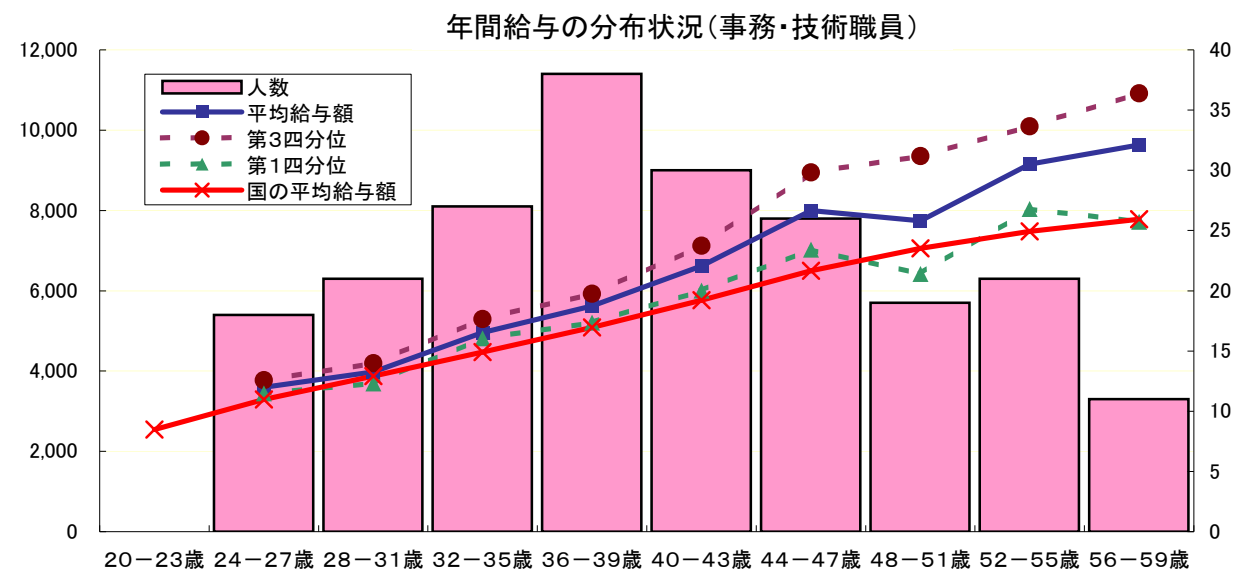
注2：在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3：研究職種、医療職種、教育職種については、該当が無いため省略した。

注4：常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5：非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	30	49.9	8,885	9,278	9,716
・本部係長	67	39.0	5,053	5,425	5,785
・本部係員	33	28.3	3,562	3,778	3,959

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	室長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員	211人	6人	4人	33人	52人	81人	35人
(割合)		(2.8%)	(1.9%)	(15.6%)	(24.6%)	(38.4%)	(16.6%)
年齢(最高～最低)		59歳 54歳	57歳 52歳	58歳 42歳	59歳 38歳	55歳 30歳	33歳 24歳
所定内給与年額(最高～最低)		9,072千円 7,383千円	8,003千円 7,416千円	7,566千円 5,511千円	6,280千円 4,277千円	5,474千円 2,996千円	3,483千円 2,431千円
年間給与額(最高～最低)		12,186千円 10,255千円	10,914千円 10,096千円	10,138千円 7,319千円	8,321千円 5,681千円	7,043千円 3,916千円	4,447千円 3,177千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.8	% 58.3	% 56.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.2	% 41.7	% 43.8
	最高～最低	% 51.3～33.9	% 46.6～30.4	% 48.8～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.5	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.5	% 34.0
	最高～最低	% 46.1～30.7	% 41.3～27.4	% 43.6～28.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

114.8

対他法人(事務・技術職員)

108.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 114.8	
	参考	地域勘案 102.2 学歴勘案 112.1 地域・学歴勘案 100.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。 （職員（事務・技術）の割合…東京都特別区：90.5%、大阪市：9.5%） ②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は53.4%（平成24年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員（事務・技術）の大学卒以上の比率は88.9%となっており、学歴構成による差があること。 ③民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。 【主務大臣の検証結果】 地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員と同水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.8% （国からの財政支出額 41,003百万円、支出予算の総額 197,334百万円：平成24年度予算） 【検証結果】 国からの財政支出額41,003百万円の内訳は、運営費交付金3,438百万円、社会福祉振興助成費補助金2,390百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,031百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,534百万円、政府出資金4,611百万円となっている。 給与、報酬等支給総額は1,799百万円（支出総額に占める割合：0.9%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額－円（平成23年度決算）	

講ずる措置	■これまでに講じた措置 ・平成16年度 全職員の昇給を停止 国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～23年度 組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10) ・平成22年度 管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%) ・平成23年度 中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%) ・平成24年度 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 1.本俸 ① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77% ② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77% ③ 係員(2～1等級) △4.77% 2.役職手当 一律△10% 3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等 ■今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント(100.4ポイント)となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。 ・最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行) ・55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行) ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する
-------	---

■法人の業績評価

当機構は平成23年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中4項目S(中期目標を大幅に上回っている)、10項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成24事業年度決算における支出総額196,625百万円に対し給与、報酬等支給総額1,799百万円であり、その割合は0.9%程度である。

■管理職の割合(平成25年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の管理職の割合は18.3%となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合(平成25年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は88.9%となっている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,798,547	千円 1,983,754	千円 (%) △ 185,207 (△9.3)	千円 (%) △ 277,902 (△13.4)
退職手当支給額 (B)	千円 120,789	千円 199,227	千円 (%) △ 78,438 (△39.4)	千円 (%) △ 115,696 (△48.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 248,470	千円 258,664	千円 (%) △ 10,194 (△3.9)	千円 (%) △ 12,111 (△4.6)
福利厚生費 (D)	千円 397,390	千円 425,731	千円 (%) △ 28,341 (△6.7)	千円 (%) △ 68,614 (△14.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,565,196	千円 2,867,376	千円 (%) △ 302,180 (△10.5)	千円 (%) △ 474,323 (△15.6)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置、平成22年度・平成23年度における機構独自の本俸基準表の引き下げ、平成24年3月の人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げなどにより、給与、報酬等支給総額は対前年度比9.3%減となった。

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置のうち、給与減額支給措置に関する削減額は、常勤役員7,680千円、非常勤役員407千円、職員166,271千円である。

また、最広義人件費は上記に加え退職手当支給額の減少等により、対前年度比で10.5%の減少となった。

なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置は、役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用としているが、平成24年度において役員の退職が発生していないため、関係する削減額は生じていない。

IV 法人が必要と認める事項

当機構においては、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した措置を講じているほか、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月29日に退職手当支給規程を改正した(役員については平成25年1月1日、職員については平成25年4月1日から適用)。

(役員に関する講じた措置の概要)

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年1月1日から適用。

- ・ 平成24年12月31日まで 100/100
- ・ 平成25年1月1日から同年9月30日まで 97.35/100
- ・ 平成25年10月1日から26年6月30日まで 91.35/100
- ・ 平成26年7月1日以降 86.35/100

(職員に関する講じた措置の概要)

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年4月1日から適用。

- ・ 平成25年3月31日まで 100/100
- ・ 平成25年4月1日から同年9月30日まで 98/100
- ・ 平成25年10月1日から26年6月30日まで 92/100
- ・ 平成26年7月1日以降 87/100

また、平成24年秋の給与再精査を踏まえ、平成25年度において下記の給与水準見直しを実施する。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行)
- ・ 55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行)
- ・ 55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%:機構△2.0%)
- ・ 特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額（単位：千円）
① 庁費の執行状況の点検	○ 庁費については、第 3・四半期及び第 4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、承継債権管理回収業務に係る受託金融機関手数料（回収業務の代理店手数料）を第 3・四半期に 765 百万円支出したことや、第 4・四半期においては、同手数料 746 百万円を未払金として計上したことや退職手当共済事業の社会福祉協議会事務委託費の支出や通年契約案件の第 4 四半期分等の支払に係る未払金の計上などを行っているためであり、適正な執行を行っている。 ○ 情報処理業務庁費については、第 4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、第 4・四半期分等のシステム運用保守経費を 150 百万円、WAMNET システムのクラウド環境構築に係る一時費用等を 247 百万円、貸付総合電算システムの制度改正等に伴う改修費 79 百万円、年金住宅融資業務回収処理システムの債権一部譲渡に伴う改修費 61 百万円、サーバー等の耐用年数経過に伴う更新費用 59 百万円を、いずれも未払金として計上していることなどに起因しており、適正な執行を行っている。	
② 旅費の執行状況の点検	○ 旅費については、年度前半から中盤（9 月末）にかけて執行額が増加し、それ以降一旦減少し 2 月以降に再度執行額が増加する傾向であった。年度の後半に執行が偏るなどの傾向は見られず適正な執行となっていると考えるが、第 4 四半期に執行額が増加した理由は、福祉医療貸付事業において通常の貸付先調査に加えて個別融資相談会、東日本大震災被災貸付先フォローアップ調査を実施していることや、各事業における次年度の事業を円滑に実施するための受託金融機関等関係方面に対する業務指導や事業説明会等（福祉医療貸付事業の受託金融機関研修会議、退職手当共制度の実務研修会、承継年金住宅等債権管理回収事業の受託金融機関説明会）を年度後半に実施していること及び東日本大震災被災地対応に係る復興セミナーの実施などを行ったためであり、適正な執行を行っている。 ○ なお、旅費については、東日本復興特別会計等に係る東日本大震災対応の旅費を執行したことにより、平成 23 年度に比して 357 万円の増加となったが、平成 23 年度に引き続き旅行パックの利用等による削減努力を行っており、適正な執行に努めたところである。	
③ 給与振込経費の削減	給与振込経費については、平成 23 年 3 月給与支給分より国家公務員に準じたものとしており、一部現金払い及び複数の振込口座の取扱いを行っている。	一千円
④ その他のコスト削減について検討	○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。	約 910 千円

したもの	○ 本部事務所の賃貸借契約の更新にあたり、価格交渉を行い、賃借料の削減を行った。 ○ 経年劣化に伴う複写機のリプレイスにあたり、複写機の購入と保守（5年間）をパッケージで調達することにより、保守料単価の引き下げを行った。 ○ WAMNETシステムのリプレイスにあたり、クラウド環境の提供契約及びシステムの運用保守契約について複数年契約とすることにより、コスト削減及び事務手続きの軽減を図るとともに、IBWAMNETシステムの運用スペース等の原状復帰工事等に関して、IBWAMNETシステムのベンダーと価格交渉を行い、工事費用等の削減を行った。	約 29,460 千円 約 5,496 千円 （原状復帰工事等） 約 16,560 千円
------	---	---

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成 24 年度当初から実施したと仮定した場合における平成 24 年度の実績額（推計）が、平成 23 年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

契 約 (委員長通知別添二関係)

① 契約監視委員会 からの主な指摘事 項

[点検の実施]

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』（平成24年9月7日総務省行政管理局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡）により、引き続き各独立行政法人に契約監視委員会を存置するとともに、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること等とされているため、平成25年3月1日に同委員会の点検を受けた。

区 分		件 数
平成23年度契約	一者応札・一者応募	5件
平成24年度契約※	競争性のない随意契約	5件
	一者応札・一者応募	7件
合 計		17件

※ 平成24年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。

[点検の観点]

区 分	点 検 の 観 点
随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性

[点検結果]

主な指摘としては、次のとおりであった。

- ・ セミナーの会場借上げに関して、会場との契約額については、価格を引き下げるための条件や入札に参加しなかった業者に不参加の理由等をヒアリングし、改善に向けた努力が必要ではないか。
- ・ 応札辞退者に対するアンケートに関して、アンケートの回答が減ってきていることから、できるだけアンケートに回答いただけるような努力をすると同時に、このアンケート結果を契約審査会等に提示して改善すべき点はないか議論しては如何か。
- ・ 各業務システムの改修、運用保守等に係る契約に関して、予算の制約はあると考えるが、現行のシステム関係には、著作権や特殊な開発言語の採用など従前から課題があることから、国からの予算措置の状況によりリプレースなどを検討しては如何か。

②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況	○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。 ○ また、契約審査会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。 ○ さらに、平成22年度からは、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総O406第5号）を踏まえ、契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底することとした。 ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと
③「随意契約等見直し計画」の進捗状況	随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に基づき、①企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、②契約に係る規程類の整備（平成20年度において措置済み）を行っている。また、③契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行っている。さらに、④一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組を実施している。 以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組を着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成24年度においては、件数ベースで6件にまで減少させ、随意契約等見直し計画における目標を達成したところである。金額ベースでは約0.1億円目標額を上回ったが、これは契約相手方が著作権を有するシステムの改修を行ったことなどに伴うもので、真に止むを得ない事由により随意契約に至ったものである。
④一者応札・一者応募となった契約の改善方策	一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、当機構のホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。 （改善方策の主なもの） ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること。（国における「予算決算及び会計令」等においては10日（暦日）間） ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討し

	た上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。 また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを行い、事後点検を行っている。
⑤ 契約に係る規程類とその運用状況	○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。 ○ 平成 24 年度における総合評価落札方式及び企画競争の実施状況は次のとおりである。なお、公募については実施実績がなかった。 ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保（総合評価） - 平成24年度に総合評価落札方式により契約を締結した調達は1件であった。説明会を適時実施し、十分な日程の確保を行った結果、複数の応札者があった。（公告から提案書提出期限までは29日間） （企画競争） - 平成24年度に企画競争により契約を締結した調達は3件であり、うち2件は複数の参加者があり、1件は1者の参加であった。 2件については、それぞれ4者及び6者の参加があったところであり、十分な日程の確保を行ったことによるものとする。（公告日から企画書提出期限までは平均22日間） また、1者の参加のみとなった1件の業務内容は、年金運用のコンサルティング業務であり、その内容の特殊性から国内で受託可能な業者は数社に限られるところであり、結果として1者の参加となってしまったものとする。（公告日から企画書提出期限までは21日間） なお、3案件の業務内容は「会計監査人候補者の選定」、「CIO補佐官業務」及び「心身障害者扶養保険資金の運用等に係るコンサルティング業務」であり、専門性の高い業務であったことから、参加者は、基本的には、その分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図ったところである。 イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開 - 平成24年度に総合評価落札方式により契約を締結した1件及び企画競争により契約を締結した3件については、いずれも選定基準及び配点を事前に公表し、その結果については、総合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。 ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定 - 総合評価落札方式については、「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成20年度末に策定）により、評価委員の選定に当たっては外部有識者を含めることを義務付けている。 - 企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合も、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」で適正性等を審議することとしている。

⑥再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が 50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）	○ 随意契約によるものを再委託しているものは次のとおりである。 <table><tr><th>契約件名</th><th>受託者</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td>福祉医療機構 ALM モデル運用支援</td><td>（株）三菱東京 UFJ 銀行</td><td>8,641,500</td></tr></table> ○ 当機構では、貸付原資についての資金調達による金利リスクに対応するため、ALM システムを活用している。本件は、当該システムの運用支援業務を委託しているもの。 再委託の内容は、受託者においてシステム運用保守業務を再委託しているものである。再委託割合については、受託者が当機構の業務以外のシステム運用保守も一括して再委託先に委託していることから、受託者としては「機構業務のみの再委託割合を算定することは困難」としている。	契約件名	受託者	金額（円）	福祉医療機構 ALM モデル運用支援	（株）三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500									
契約件名	受託者	金額（円）														
福祉医療機構 ALM モデル運用支援	（株）三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500														
⑦公益法人等との契約の状況	○ 平成 24 年度に締結した公益法人等との契約の状況は次のとおりである。 <table><tr><th>契約件名</th><th>受託者</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td>独立行政法人会計システム等の保守</td><td>（財）日本システム開発研究所</td><td>7,539,000</td></tr><tr><td>社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ</td><td>（福）全国社会福祉協議会</td><td>1,674,135</td></tr><tr><td>独立行政法人会計システム等の改修業務</td><td>（財）日本システム開発研究所</td><td>13,481,118</td></tr><tr><td>定期健康診断等業務</td><td>（公財）結核予防会</td><td>9,394,875</td></tr></table>	契約件名	受託者	金額（円）	独立行政法人会計システム等の保守	（財）日本システム開発研究所	7,539,000	社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ	（福）全国社会福祉協議会	1,674,135	独立行政法人会計システム等の改修業務	（財）日本システム開発研究所	13,481,118	定期健康診断等業務	（公財）結核予防会	9,394,875
契約件名	受託者	金額（円）														
独立行政法人会計システム等の保守	（財）日本システム開発研究所	7,539,000														
社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ	（福）全国社会福祉協議会	1,674,135														
独立行政法人会計システム等の改修業務	（財）日本システム開発研究所	13,481,118														
定期健康診断等業務	（公財）結核予防会	9,394,875														
⑧その他調達の見直しの状況	○ 平成 23 年度においても、「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底したところ。 ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が 1/2 を超える場合においては審査を行うこと															

I 平成24年度の実績【全体】			
		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	35件 (77.78%)	16.2億円 (78.58%)
	うち一者応札	14件 【40.00%】	14.0億円 【86.2%】
	総合評価落札方式	1件 (2.22%)	0.1億円 (0.52%)
	うち一者応札	1件 【-%】	1億円 【-%】
	指名競争入札	1件 (-%)	1億円 (-%)
	うち一者応札	1件 【-%】	1億円 【-%】
	企画競争等	3件 (6.67%)	0.6億円 (2.82%)
	うち一者応募	1件 【33.33%】	0.1億円 【19.69%-%】
競争性のない随意契約		6件 (13.33%)	3.7億円 (18.08%)
合 計		45件 (100.0%)	20.6億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅱ 平成24年度の実績【公益法人】			
		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	2件 (50.00%)	0.1億円 (34.49%)
	うち一者応札	1件 【50.00%】	0.02億円 【15.12%】
	総合評価落札方式	1件 (—%)	1億円 (—%)
	うち一者応札	1件 【—%】	1億円 【—%】
	指名競争入札	1件 (—%)	1億円 (—%)
	うち一者応札	1件 【—%】	1億円 【—%】
	企画競争等	1件 (—%)	1億円 (—%)
	うち一者応募	1件 【—%】	1億円 【—%】
競争性のない随意契約		2件 (50.00%)	0.2億円 (65.51%)
合 計		4件 (100.0%)	0.3億円 (100.0%)

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その１					
		随意契約等見直し計画 による見直し後の姿		平成 24 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		－件 (－%)	－億円 (－%)	45件 (57.7%)	25.0億円 (54.3%)
競争性のある契約	競争入札	46件 (59.0%)	35.7億円 (77.7%)	25件 (32.1%)	16.7億円 (36.3%)
	企画競争等	26件 (33.3%)	6.7億円 (14.5%)	3件 (3.9%)	0.8億円 (1.7%)
競争性のない随意契約		6件 (7.7%)	3.6億円 (7.8%)	5件 (6.4%)	3.6億円 (7.7%)
合 計		78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)	78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)

(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 24 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成 24 年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成 24 年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

Ⅳ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その2					
		一者応札・一者応募案件の見直し状況（20年度実績）		24年度も引き続き一者応札・一者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		一件 (%)	一億円 (%)	15件 (55.6%)	8.6億円 (74.2%)
契約方法を変更せず条件等 の見直しを実施（注2）	仕様書の変更	一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
	参加条件の変更	23件 (85.2%)	10.8億円 (92.6%)	4件 (14.8%)	0.6億円 (4.7%)
	公告期間の見直し	3件 (11.1%)	0.2億円 (1.7%)	1件 (3.7%)	0.05億円 (0.4%)
	その他	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
契約方式の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
その他の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
一者応札・一者応募が改善されたもの		—	—	7件 (25.9%)	2.4億円 (20.7%)
合 計		27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)	27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)

（注）単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注1） 平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成24年度の契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

（注2） 内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人福祉医療機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(46.0%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績		件数	金額(千円)
競争性のある契約		56	2,114,112
	うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)		(100%) 27	(100%) 1,162,242
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	23	1,075,641
	公告期間の見直し	3	20,136
	その他	1	66,465
契約方式の見直し		(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し		(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。

- ② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

《措置状況》

平成18年度に措置済みである。

- ③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

《措置状況》

平成15年度に措置済みである。

- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評

価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、同法第29条の12（長期継続契約）、「予算決算及び会計令」第102条の2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

《措置状況》

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- ・ 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- ・ 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- ・ 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

エ. 一者応札・一者応募の見直し

- ① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として一者応札・一者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「一者応札・一者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則10営業日以上）、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

- ② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。（例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級までの事業者の入札参加を可能とした。）

（注）個別の契約の状況については、各様式に記載

内 部 統 制

①統制環境	1 理事長の役職員へのミッションの周知等 (1) 当機構のミッションと経営理念 当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。 現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、当機構のこれからの方向性を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。 これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。 当機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。 (2) 中期計画及び年度計画の策定 理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。 全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、当機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。 (3) 役職員に対するミッションの周知 ア 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。 イ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底している。
-------	--

ウ 経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示板及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリーフレットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。

2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保

(1) 理事長のリーダーシップ発揮

ア 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、役員連絡会を毎週開催し、年間を通じて組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っている。

なお、平成 23 年度より経営企画会議については、これまで月 1 回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月 2 回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施している。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。

ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

エ 理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成 23 年 8 月に設置し、東日本大震災事業者再生支援機構等の動向を把握するとともに、機構の相談態勢等の対応についての検討等を実施している。

(2) マネジメントの実効性確保

ア 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

○ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。

○ 平成 17 年度に認証を取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。平成 23 年度からは、監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による監査と QMS 内部監査を統合したうえで、理事長直属の監査室が、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS 内部監査）の観点から、全部署に対し厳格な内部監

	査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、更なる継続的改善活動を推進している。 また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。 なお、平成25年2月にISO9001認証機関による定期審査を受審し、「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い。」との評価を受けた。 イ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。 3 内部統制の構築状況 (1) 法令等の遵守 ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。 イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成20年4月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するとともに、マニュアルの遵守状況を把握するための職員向けアンケートを実施し、その分析結果をもとにマニュアルの見直しや個人情報保護の取組強化としての個人情報保護方針の策定など、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。 ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修（e-ラーニング形式の研修を導入）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。 ○ 内部統制統括部署：総務企画部業務管理課 ○ 推進部署：総務企画部業務管理課（職員数3人） ○ 優先順位：第1位 〔理由〕当機構において不祥事が発生した場合、風評等により法人自体の存続に関わるため、最も重要なものと考えている。 (2) 業務の有効性・効率性 上記1及び2の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。 ○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課 ○ 推進部署：総務企画部総務課、人事課、企画室企画課（職員数17人） ○ 優先順位：第2位 〔理由〕当機構の社会的使命及び中期目標等を効率的に達成するためには、業務の有効性・効率性について留意することが必要であるため、第2位としている。
--	---

(3) 資産の保全

ア 当機構においては、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、保有する資産について、不断の見直しを行っている。

イ 宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急きょ金銭納付を行うこととなったが、平成 24 年 3 月に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成 24 年 5 月には売却代金の決済を行った。売買手続完了後、売却収入 90,800,000 円のうち、売却に要した費用 5,320,867 円を差し引いた 85,479,133 円を国庫納付することとされたため、平成 24 年 9 月 24 日に国庫納付を行った。

また、その他保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成 25 年 3 月末までに退去時期等の調整を終了し、平成 25 年 4 月末をもって退去が完了した。

また、小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。

ウ 心身障害者扶養保険資金の運用については、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で、策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施している。

エ 見直しの基本方針において、不要とされた資産については、同見直しの基本方針に基づき、国庫納付の手続きを進めている。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課

○ 推進部署：経理部会計課、資金課（職員数 13 人）

○ 優先順位：第 3 位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

(4) 財務報告等の信頼性

会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課

○ 推進部署：監査室、総務企画部企画室企画課、経理部経理課（職員数 22 人）

○ 優先順位：第 3 位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

4 役員会の位置付け、権限の状況

役員会は、理事長及び理事をもって構成され、原則として毎月1回、理事長が召集し、これを主宰している。また、役員会においては、次に掲げる事項を審議し、役員会の議事は、役員会の構成員の意見に基づき、理事長が決

	定している。 ○ 機構の業務運営の基本方針に関する事項 ○ 事業計画、予算及び資金計画並びに決算に関する事項 ○ 業務方法書その他諸規程の制定改廃に関する事項 ○ 組織及び機構の改廃に関する事項 ○ 人事及び給与の基本方針に関する事項 ○ その他理事長が必要と認める事項 5 理事長と監事・会計監査人の連携状況 (1) 理事長と監事との連携状況 ア 監事との連携については、監査計画立案時及び監査報告時（中間報告時を含む。）における意見交換に加えて、役員会等の場において緊密に意見交換を実施している。また、年2回理事長と各監事が個別面談を行うなど、意見交換の場を設けている。 イ 監事監査における指摘事項については、必要に応じて役員会、経営企画会議等の当機構の意思決定に関わる場において議題として報告するとともに、改善状況等を確認する等のフォローアップを行っている。 ウ 理事長が主宰する経営企画会議において、オブザーバーとして監事も出席し、重要案件に対する経営判断を行うにあたって、監事からの意見を聴取している。 (2) 理事長と会計監査人との連携状況 毎年度、会計監査人は理事長に対して決算の概要説明を行うほか、業務運営や不正防止に関すること等のトップマネジメントに関してインタビューを行い、意見交換を行っている。 6 その他統制環境に関する状況 ア 当機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、職員提案箱制度を運用している。 イ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に策定した事業継続計画について、平成25年3月に見直しを行い、災害発生時における職員の安否確認と業務継続を担う体制確保の強化を目的として安否確認システムの導入を決定した。 ウ 平成24年度においては、ガバナンスの更なる高度化に向けた取り組みとして、業務管理課を新設したことに加えて、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、各部におけるリスクの洗い出しや分析を実施するとともに、金融庁検査準備室、業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るための新たな方針案を作成した。
②リスクの識別・評価・対応	1 リスク対応計画に基づく対応 法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めたリスク・危機管理基本方針を平成21年10月

	に策定したところである。 また、同方針に基づき、平成21年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を設置し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画を平成22年3月に策定している。 さらに、年度毎にリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、是正・改善を図っており、この継続的なリスク対応計画の評価・改善によりリスク管理態勢が確保されている。 なお、リスク管理の自己評価にあたっては、当機構が抱えるリスク等の洗い出しを全役職員が参加して行う仕組みを構築しており、当機構のミッションの周知徹底を図るとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。 また、平成24年度においては、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、金融庁検査準備室において、改めて各事業におけるリスクを洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、それを踏まえて、態勢整備を含め、更なる内部統制態勢の構築に向けたロードマップを作成した。 2 QMSに基づく対応 QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。
③統制活動	1 リスク対応計画に基づく対応 各部においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。 また、各部からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行っている。 2 QMSに基づく対応 QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。
④情報と伝達	1 組織内での情報伝達 イントラネット及び当機構のホームページにおいて、全役職員が職務の遂行に重要となる情報である経営理念、中期目標、中期計画、年度計画及び各部署における重点目標、また、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料等を掲載することにより、全役職員が理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。 2 緊急時における連絡網の整備 緊急的な事態が発生した場合において、休日又は深夜においても理事長以下上層部に対して、その事態の報告と指示を受けるための緊急連絡網を整備している。

	3 外部への伝達と外部からの収集 当機構のホームページにおいて、法令による財務情報の開示等を含め、組織の外部に対しても適時かつ適切に情報を伝達している。 また、「お客さまの声」制度を当機構のホームページに開設し、顧客のニーズに基づく改善活動の更なる推進のため、顧客等から広く意見・要望等を収集している。 4 QMSに関連する各種情報 イントラネット内にQMSに関連する各種情報（業務手順書、内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員がいつでも各種情報を確認できる体制を整備している。
⑤モニタリング	1 日常的モニタリング ア 経営企画会議において、各事業における予算の執行状況、中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を把握・管理している。 イ 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。 ウ 職員提案箱制度により、当機構の職員からの業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取できる仕組みを整備している。 2 独立的評価と評価プロセス ア 監事による監査報告等については、役員会において報告が行われるとともに、その監査結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。 イ 前述の各部署における日常的モニタリングと並行し、監査室が独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼とした内部監査を実施している。 ウ 監事監査では、i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。 エ 監事による内部統制の評価に関しては、監事監査計画の重点監査項目として、内部統制の整備状況について監査を行っている。当機構では、内部統制の整備に関し、整備すべき内部統制の主な項目及び具体的な対応方法等につき整理を行った上で順次体制準備を行ってきており、監事としては、まず、例えばコンプライアンス体制の整備やリスク対応計画策定などが計画に沿って進捗しているかの確認を行っている。その上で整備された内部統制が有効に機能しているかどうかについて、「独立行政法人における内部統制と評価について報告書（平成22年3月）」（以下「報告書」という。）

	にある監事監査の視点等を念頭におき、各部門の業務監査において内部統制の有効性の状況を確認し、必要に応じ改善を要する事項等につき監査報告に盛り込み、理事長に報告すると共に役員会にて情報を共有している。 内部統制の諸制度が有効に機能しているかどうかを評価するためには、ネガティブ情報でも上位者に報告しやすい風通しの良さや、リスク事象が発生した場合でも、単に個人の責任に帰するといったことなく、今後の改善のための情報共有に重点を行くといったような、謂わば企業風土的な面についても十分注意深くウォッチしていくことが必要と考えている。そうした事象が観察された場合は、理事長をはじめ各役員にフィードバックし、その後の対応・改善状況について、把握していくよう努めており、監事が監査を通じて内部統制に係る PDCA サイクルを補完する役割も果たしているものと考えている。 オ 「報告書」では、「内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本要素をあらかじめ十分に理解する必要がある」とされているが、監事としても「報告書」と同様の理解である。このため、組織の活動に関しては、業務内容につき各担当部署から説明を受けると共に、経営企画会議等に出席して、業務の進捗状況につき把握していること、また、業務監査において各業務における課題等につき把握しており、内部統制を評価するのに必要な組織の活動に関する情報を得ていると考えている。また、内部統制の各基本的要素に関しては、「報告書」公表以前から、COSO 報告書についての理解を深めることや、当機構が貸付業務を行っていることから、金融庁の金融検査マニュアルのガバナンスやリスク管理に関するチェックリストなども参考にするなど、当機構の業務の実態に沿った内部統制の評価を行っている。加えて、平成 24 年度より日本監査役協会へ加入し、会社法に基づく内部統制等について情報収集・意見交換などを行っている。 カ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議において報告が行われるとともに、その評価結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。 3 内部統制上の問題についての報告 上記の日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制上の問題に適切に対処するため、問題が発生した場合は、役員会及び経営企画会議等において全役員に報告する仕組みが整備されている。
⑥ ICT への対応	ア 理事長所感などの全役職員が職務の遂行に重要となる情報については、イントラネットを活用し情報の共有化を図っているところであるが、その一方で、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を行う必要があることから、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、メール及びインターネットのウイルス検知機能の拡充、バックアップデータの遠隔地保管及び外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティ対策の強化を図っている。 イ ICT の脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言を得て実施している。 ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに

		関する規程等に基づき、役職員全員に対し、自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、役職員全員に対して、eラーニング方式による研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。 ※ ICT：Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。
⑦監事監査・内部監査の実施状況	監事監査	1 中期計画・年度計画等の妥当性について 中期計画期間5年間の環境の変化等も踏まえ、中期計画及び年度計画の妥当性にも留意しながら監査を実施している。 2 役職員の給与水準について 特定事項監査の一環として、給与水準の状況、対応状況の確認を実施している。平成22年度及び23年度に実施した職員給与水準の引下げにより、平成24年度の年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数が概ね100となる見込みであることを確認している。 3 理事長のマネジメントの発揮状況について 上記①統制環境の1理事長から役職員へのミッションの周知等及び2理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保等に述べられているように、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントは十分に発揮されているものと認識している。 4 職員がミッションを意識しつつ目標・計画策定に参加しているか、また、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについて 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、毎年度策定される事業部ごとの重点目標を踏まえ、職員が人事評価制度において各個人の目標設定を主体的に行い、それに対し組織として期待する役割を果たしているか評価されることにより、ミッション達成に向けた展開がなされていることを確認している。 また、イントラネット内における経営理念「民間活動応援宣言」や経営企画会議などの資料及び議事録等の掲示、さらには事業間連携強化・働きがいのある職場づくり（民間活動応援本部）及び東日本大震災対応など、組織を横断したプロジェクトチームが設置・運営されており、これらのプロジェクト等においても職員間の情報共有が図られ、積極的にコミュニケーションがとられていることを確認している。
	内部監査	不正事故の発生等防止の観点で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かの検証を実施している。 また、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。

⑧内部統制の確立 による成果・課題	当機構における内部統制の確立による成果及び課題については、次のとおりである。 ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができ、役職員自らが物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。 イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役職員の職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるため、全役職員のインセンティブの向上につながっている。 ウ 全役職員が組織のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。 エ 平成22年7月から「お客さまの声」制度を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化にもつながっている。 オ 平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備しており、経営理念による当機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンスの仕組みの一層の強化が構築されつつある。
------------------------------	--

事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)

①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況 (24 年度中又は 24 年度から実施とされたもの)	不要資産の国庫返納 《取組状況》 ○ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成24年度中の入居者の退去を促すため、平成23年度に入居者に対する説明会を実施し、本部においては入居者が出向中で転居先を選定することが困難である玉川宿舎、大阪支店においては転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成25年3月末までに退去時期等の調整を終了し、平成25年4月末をもって退去が完了した。また、小金井宿舎については、一部の土地境界につき境界確定を実施したところである。 ○ なお、平成23年度中に国庫納付が完了しなかった宝塚宿舎及び川西宿舎については、平成24年9月24日に85,479千円を国庫納付した。 ○ 政府出資金等については、引き続き、業務廃止後、国庫納付を行う予定。 (講ずべき措置) ※24年度から実施 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況	1 旧長寿・子育て・障害者基金事業 《取組状況》 長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は、平成22年11月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。 また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金（国庫補助金）が予算措置されることとなり、平成22年4月1日から新たに社会福祉振興助成事業を創設し、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行っている。 (判定結果) 長寿・子育て・障害者基金の全額を国庫に返納（必要な事業については毎年度予算措置） 《取組状況》 長寿・子育て・障害者基金事業に係る管理費等の経費については、平成20年度実績で約828百万円であったところであるが、広報・募集方法及び電子申請システム等の見直しを図り、平成24年度において318百万円となり、平成20年度実績に比して約62%の削減を図っている。 (判定結果) (独) 福祉医療機構の管理費を削減 2 福祉貸付事業及び医療貸付事業 《取組状況》 借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急

時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。(平成23年3月措置済み)

なお、具体的な取組みは以下のとおり。

○ 審査期間短縮

(平成22年度までの目標) 福祉貸付75日以内、医療貸付45日以内
(平成23年度以降の目標) 福祉貸付・医療貸付30日以内
(平成23年度実績) 福祉貸付27.8日、医療貸付21.1日
(平成24年度実績) 福祉貸付27.5日、医療貸付19.5日

○ 申請書類の簡素化

平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出することとなっていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。

○ 融資相談の強化

事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。

○ 有事対応・機動性の強化

災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を創設。また、東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置するとともに被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図った。

平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施している。さらに、第三次補正予算において、市町村等の復興計画を踏まえた被災地復興のための支援や今後の災害対策を図るべく貸付利率について当初5年間金利等の優遇措置を講じている。

○ 小規模組織に対する資金需要の支援の強化

平成23年度からケアホーム、グループホームについてNPOを貸付けの相手方に追加するとともに、平成23年度第三次補正予算において、東日本大震災の復興に資する整備については、29名以下の特別養護老人ホーム、ケアハウスや障害福祉サービス事業に対して、一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。

○ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化

救急医療、へき地医療などを担っている社会医療法人に対して、平成21年6月から融資にあたっての保証人を不要とするとともに、平成23年度から、融資率の引き上げ、土地取得資金の利用条件を緩和し、資金需要に応えることで地域における医療の質を図れるよう融資制度の創設を行った。

○ 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇(耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長)、地球温暖化対策に資する事業への融資条件

	の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。 さらに、平成24年度から「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）に基づき国有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。 （判定結果） 効率化などに努めることを前提に、当該法人で実施し、事業規模は現状維持 3 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 《取組状況》 ○ 現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、金融機関等と実務面の調整を行った上で平成23年12月より制度取扱変更を実施した。 ○ また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会にて公表した。 ○ さらに、平成24年3月に、平成27年10月より低所得者等への年金額の加算措置を講じることを盛り込んだ国民年金法等の一部改正法案を国会に提出した。事業の利用者は年金額の低い方が多いことから、この年金額の加算措置は本事業の代替措置の一つとなり得るものである。 ○ 平成24年度においては、貸付実績の分析等により、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行った結果、円滑な廃止に向けた段階的な事業規模の縮小や具体的な廃止時期を平成28年度に判断することなどを明記した年金担保貸付事業廃止計画を策定した。 （判定結果） 新たなセーフティーネットを用意した上で、事業廃止
③ 省内事業仕分けで自ら示した改革案の取組状況	1 ヒト（組織のスリム化） 《取組状況》 平成22年、23年及び24年の組織改編により、管理職ポストを削減し、組織のスリム化を実施（部長▲2、次長▲1、課長▲5） 2 モノ（余剰資産等の売却） 《取組状況》 上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。 3 カネ（国からの財政支出の削減） 《取組状況》 国からの財政支出（運営費交付金）については、平成22年度予算で41.20億円であったところであるが、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）の規模の縮減、大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減等により、平成23年度予算において39.47億円となり、1.73億円の削減を図り、さらに、平

成24年度予算においては35.89億円となり、3.58億円の削減を図った。

4 事務・事業の改革

(1) 福祉貸付事業及び医療貸付事業

《取組状況》

上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。

(2) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

《取組状況》

上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。

(3) 福祉医療経営指導事業

《取組状況》

○ 民間コンサルとの棲み分け

民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。（平成23年3月措置済み）

○ 顧客満足度、機動性の向上

経営セミナーについては、受講者アンケート調査結果に基づき、WAM独自の経営情報の発信を強化（経営指標に関する講義時間拡大）及び社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指標についても平成23年度は73.4ポイント、平成24年度は79.2ポイントと、年度計画の目標値（65ポイント）をそれぞれ上回った。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

《取組状況》

国と重複する行政資料及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月から事業規模の縮減（22年度7億円→23年度6億円）を行った。

なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。

また、平成24年10月から稼働している新システムについては、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減（23年度6億円→24年度4億円）を図った。

(5) 組織・運営

《取組状況》

○ 給与水準の適正化

➤ これまでに講じた措置

	・ 平成16年度 全職員の昇給を停止 国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均△5.3%） ・ 平成16～23年度 組織のスリム化の推進（部長△4、次長△2、課長△10） ・ 平成22年度 管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%） ・ 平成23年度 中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%） ・ 平成24年度 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 1.本俸 ① 課長相当職員以上（7～5等級） △9.77% ② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） △7.77% ③ 係員（2～1等級） △4.77% 2.役職手当 一律△10% 3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等 ➤ 今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント（100.4ポイント）となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。 ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減（平成25年4月1日施行） ・ 55歳を超える職員は標準の成績では昇給停止とする（平成26年1月1日施行） ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施（国△1.5%：機構△2.0%） ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ○ 大阪支店の事務所スペースの縮減 平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）
④その他事務・事業の見直し	○ 平成24年度に実施した主な事務・事業の見直しは次のとおりである。 ・ 福祉医療貸付事業にかかる特約火災保険について、お客さまからの要望や機構の事務の効率化の観点から、平成24年10月から火災保険証券の占有を要しない取扱いに改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。 ・ 福祉医療貸付事業にかかる貸付金残高証明書の発行事務について、平成25年1月から申請様式を機構ホームページから直接入手できる方法に改め、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を図った。

	<table><tr><td>実際に施設へ行き 問題点・改善策を提示</td><td>3か年の決算書等を基に 同種・同規模の施設と比較</td><td>1か年の決算書等を基に 速やかに診断</td></tr></table>	実際に施設へ行き 問題点・改善策を提示	3か年の決算書等を基に 同種・同規模の施設と比較	1か年の決算書等を基に 速やかに診断									
実際に施設へ行き 問題点・改善策を提示	3か年の決算書等を基に 同種・同規模の施設と比較	1か年の決算書等を基に 速やかに診断											
	ウ 新たなサービスの提供 平成 24 年 6 月末から当機構の WAMNET 基盤を活用して、福祉貸付事業又は医療貸付事業の貸付先の施設の経営状況と経営指標を比較することができる新たなサービス「経営指標自己チェックシート」を無料で提供することを開始し、利用者サービスの向上を図ったところである。 なお、平成 24 年度における利用実績は次のとおりである。 <table><tr><td>特養</td><td>ケアハウス</td><td>保育所</td><td>病院</td><td>介護老健</td><td>合計</td></tr><tr><td>823件</td><td>216件</td><td>426件</td><td>295件</td><td>249件</td><td>2,009件</td></tr></table> 3 利用者の負担に関する評価 (1) 中期計画等における目標設定 《自己収入の確保の設定》 中期目標において、個別経営診断において運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めることとされており、これを受けて中期計画（年度計画）において、実費相当経費を上回る自己収入を確保するとの目標を設定し、平成24年度においては、次のとおり目標を達成することができたところである。（収入：5,686千円、支出：696千円、差引：4,990千円） (2) 利用者へのアンケート調査の実施 当機構においては、個別経営診断を利用した経営者に対するアンケート調査を実施しているところであり、診断料金についての質問に対して、「高い」又は「やや高い」と回答した経営者は全体の約17.3%にとどまったところである。 一方で、来年度以降においても、この個別経営診断を利用したいかとの質問に対して、「利用したい」と回答した経営者は全体の約83.2%に達したところである。 このアンケート調査結果から、当機構としては、現在の利用者負担については適切な水準であるとの認識を有しているところである。	特養	ケアハウス	保育所	病院	介護老健	合計	823件	216件	426件	295件	249件	2,009件
特養	ケアハウス	保育所	病院	介護老健	合計								
823件	216件	426件	295件	249件	2,009件								
⑤公益法人等との関係の透明性確保 （契約行為については、項目 5「契約」に記載）	1 特定の公益法人等との関係 特定の公益法人等に対する出資、出えん、負担金等はない。 2 社会福祉振興助成事業における助成事業の選定 社会福祉振興助成事業において助成金の交付を行っているが、助成事業の選定に当たっては、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択することにより、客観性及び透明性の確保を図っている。												

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-32（独）福祉医療機構

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金＋新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬるま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資（＝税金）で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適當。国庫からは完全に独立して事業をしていき、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金が先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違うことができていいのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部（1／3程度）をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下りと現役出向で合計2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

WGの評価結果

(独)福祉医療機構

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納

(必要な事業について毎年度予算措置) 11名

イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名

ウ.その他 2名)

とりまとめコメント

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁として厚労省をお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方の見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価者のコメント

(1)福祉貸付事業

- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは 37 日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに 2 年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(2)医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から序々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

- 民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。
- 必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。
- 現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。
- 医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。
- 民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。
- そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。
- 診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。
- 高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

- 年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。
- マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。
- セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

- そもそもの法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- 年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- 年金を前倒して困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- 年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- 年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- 無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- 年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待つて判断する。
- 実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- 絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

WGの評価結果

(1)福祉貸付事業

**効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持**

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
（事業規模縮減 2名、現状維持 3名、 拡充 2名）

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業

**効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持**

＜対象事業＞

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名（事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名）
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
（事業規模縮減 1名、現状維持 4名、 拡充 2名）

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

事業の廃止

＜対象事業＞

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名（事業規模 縮減 1名、現状維持 1名）

- ・ 当該法人が実施 3名（事業規模 縮減 1名、現状維持 2名）

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勘案してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもっていったほしい。

独立行政法人福祉医療機構の改革案について

1. ヒト（組織のスリム化）

＜平成21年度＞
理事4名
職員260名
10部1支店34課

＜平成22年度＞
理事3名（▲1名）
職員257名
10部1支店32課

＜平成23年度＞
理事3名
職員252名（▲5名）
8部1支店30課



- ・管理部門を再編し、管理職ポストの削減 ▲3名
- ・大阪支店の管理部門の廃止 ▲2名

仕分け後

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/7人中	0/6人中	▲2
職員	4/260人中	4/257人中	—

《今後の対応》

職員：定年後解消（22年度末に1名減、23年度末に2名減、24年度末に1名減と段階的に解消）

改革効果

《削減数》

仕分け後 ▲5名

仕分け前 ▲3名

2. モノ（余剰資産などの売却）

- ・平成22年度中に職員宿舎（26戸）の入札手続きを実施

※残りの職員宿舎（72戸）については、宿舎の退去を促し、退去完了後、平成24年度末を用途に売却の手続きを進める

- ・平成22年度中を用途に公庫総合運動場の入札手続きを実施

仕分け後

《国庫納付見込額》（簿価額）

▲8.98億円（22年度中を用途）
更に24年度末を用途に ▲17.71億円

3. カネ（国からの財政支出の削減）

＜平成21年度＞
（運営費交付金）
41.37億円

＜平成22年度＞
（運営費交付金）
41.20億円

＜平成23年度＞
（運営費交付金）
39.47億円



- ・福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）は、重複する行政情報の掲載を廃止
- ・大阪支店の管理部門の廃止及び事務所スペースの削減
- ・人件費の削減（24年度までにラスパイレシ指数を概ね100とする。）
- ・電力使用量の削減、出張旅費の削減等

※更に24年度に
▲2.07億円を
削減。

仕分け後

《削減額》

仕分け後 ▲1.73億円

仕分け前 ▲1.53億円

4. 事務・事業の改革

① 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

仕分け後

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

② 福祉貸付事業、医療貸付事業

- 利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
 - ・ 資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
 - ・ 資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。

○ 融資相談の強化

○ 有事対応・機動性の強化

○ 小規模組織に対する資金需要の支援の強化

○ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化

○ 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(福祉医療機構)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
【福祉・医療貸付事業】 (評価結果) 効率化などに努めることを前提に、福祉医療機構が実施し、事業規模は現状維持。 ○効率的かつスピーディーなやり方について検討の余地があり、融資業務の見直し等効率化を図り、ユーザー側の利便性向上と他機関との差別化を図るべき。 ○施設建設の構想から自治体の了承を取るまでに2年は長すぎる。 融資申請に至るまでの事前相談期間をできる限り短縮すべき。 (刷新会議仕分け)	○利用者サービスの更なる向上 ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応 (福祉貸付) 37.9日 → 30日以内 (医療貸付) 33.4日 → 30日以内 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 (福祉貸付) 複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、申請書類を30%程度簡素化する。 ・(医療貸付) 法人公表資料の活用等により、申請書類を5%程度簡素化する。 ○利用者ニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保 ・利用者ニーズへの対応……融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。 ・有事対応・機動性の強化……有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な対応に努める。 ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化 ○融資相談の強化 新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じて行っているところであるが、整備計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施が図れるよう必要な見直しの提案、助言等に努める。 ＜仕分け前の改革案＞ ○利用者サービスの向上 ＜仕分け後の改革案＞ ○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底 ○有事対応・機動性の強化 ○小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ○社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化 ○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上 ○融資相談の強化

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
【年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業】 （評価結果） 新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止。 ○年金を担保に貸し付ける仕組みが問題（モラルに反する）。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。 ○セーフティネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需要へのスキームは考えるべき。 （刷新会議仕分け） ○国会でも指摘を受け、具体的にどういう用途に使われているのかサンプル的に調査をして確認を行い、貸付の中身の厳格化、廃止も含めた見直し、あるいは他で担えるのか、重複部分の問題も含め検討していく。 （省内仕分け）	省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
【福祉医療経営支援事業】 経営セミナーは、民間経営のコンサルタントとの役割の棲み分けについても論点として検討したい。 ○経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。 ○専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。（省内仕分け）	○民間コンサルとの棲み分け ・経営セミナーについては、民間コンサルの動向を把握した上で、重複部分の見直し等の工夫ができないか検討する。 ○顧客満足度、機動性の向上 ・経営セミナーについては、受講者アンケートでニーズの高い「実践事例を通じた経営管理に役立つ情報」、「経営指標データを活用した経営管理に役立つ情報」等のカリキュラムを充実させ、一層の顧客満足度の向上に努める。
【福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業】 （評決結果） 改革案が妥当4人 改革案では不十分5人 改革案では不十分のうち、国、民間へ3、事業継続するが更なる見直し2 ○民間売却できないかということも検討課題。 ○厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHIPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。 ○日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのとは違う。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。（省内仕分け）	○見直し案 実施主体を国・自治体又は民間が行うこととする場合には、 ・実施主体を国又は自治体に移管することは、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、実質的なコスト削減に繋がらない。 ・民間への移譲・売却は、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、かつ収益性がないことから民間が実施するとは考えにくい。 このため、引続き機構で実施することとする。 ただし、福祉医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり重複して掲載する必然性がないため廃止する。（別紙1参照） ＜仕分け前の改革案＞ ○全廃又は一部縮小の3案を検討 ➡ ＜仕分け後の改革案＞ ○重複する行政情報の掲載を廃止、医療機関・介護事業所情報等の掲載は引き続き実施することとし、コスト削減を図る。

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
【組織・運営】 (評決結果) 改革案が妥当3人 改革案では不十分6人 改革案では不十分のうち、他独法との統合・移管1、更なる見直しが必要5 ○管理部門の整理をすべき。 ○事業の移管・廃止の如何による。 ○更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。 (省内仕分け)	○<u>管理部門の再編</u> 管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2人、課長▲1人）の削減を行う。（22年度検討、23年度反映） ○<u>給与水準の適正化</u> 給与水準の適正化については、ラスパイレシ指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努める。（24年度までに実施） ○<u>大阪支店の改革の方向性</u> ・刷新会議仕分けでは、「融資体制が十分でない、スピーディーさについて検討の余地がある」とされたことを踏まえ、顧客サービス（利便性・迅速性）の維持・向上を図る必要がある。 ・大阪支店を廃止した場合の費用削減効果は、▲1,530万円、同支店を存続させ、管理部門を廃止するなどした場合の費用削減効果は▲2,790万円という結果であった。 これらを踏まえ、大阪支店は、顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化することとし、管理部門を廃止することとする。（別紙2参照） ＜仕分け前の改革案＞ ○廃止した場合の費用対効果を検証し、22年度上半期中に結論を示す。 ➡ ＜仕分け後の改革案＞ ○大阪支店の管理部門を廃止する ・次長ポスト、課長代理ポストの廃止 ・事務所スペースの縮減

WAMNET事業の改革の方向性

	改革案	参考（引き続き実施した場合）
システム最適化計画に基づくコスト削減 行政情報の掲載	実施 厚生労働省HPに掲載	実施 継続
医療機関・介護事業所情報等の掲載	継続	継続
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度：▲1.0億円 24年度：▲3.0億円	23年度：▲1.0億円
メリット	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮 ○現場の混乱回避
デメリット	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複 ○厚労省HPとの部分的重複

大阪支店の改革の方向性

現状	改革案	参考（廃止した場合）
福祉医療貸付 ・融資相談、審査 ・契約・資金交付 組織 4課（27人） 事業費 310,657千円 面積 572㎡	・顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化 ・管理部門の廃止 ・▲1課（▲2人） 次長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲150㎡）	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化 ・▲1課（▲3人） 支店長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 係長ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲572㎡）
顧客サービス（利便性、迅速性）の観点から東京・大阪で実施	行政刷新会議事業仕分けの以下の意見を踏まえ、福祉医療貸付事業は現状の体制を維持し、管理部門を廃止する。 ①貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。 ②やはり融資体制が十分でないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地はある。	組織のスリム化のための見直し
メリット	・顧客の利便性（大阪から東京へ来訪等を要しない）の確保 ・審査業務の迅速性（スピード）の確保 ・運用経費の削減 ・システムのバックアップ機能を現状のまま利用できる	・運用経費の削減
デメリット	・庶務機能の低下	・本部へ移管等による多額の一時的経費の発生 ・顧客の利便性（大阪から東京への来訪等）の低下 ・融資業務（審査・契約）のスピード低下 ・システムのバックアップ機能を構築する必要がある
コスト削減額	▲27,872千円	▲15,313千円
一元化に伴う一時的経費	7,428千円	116,466千円
実施を23年度とした場合 23年度の削減額	▲20,444千円	101,153千円
24年度の削減額	▲27,872千円	▲15,313千円

独立行政法人福祉医療機構の概要

《基礎データ》

【22年度】【(参考)21年度】				
役員	6名	うち国家公務員出身者	0名	2名
		うち現役出向者	1名	1名
職員	257名	うち国家公務員出身者	4名	4名
		うち現役出向者	6名	8名
事業費	6,409億円	うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円

* 役員員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

《主な事務・事業》

事務・事業	事業費	うち国からの財政支出
福祉貸付、医療貸付、福祉医療経営支援事業	3,122億円	計 2,162億円
		うち運営費交付金・利子補給金 79億円 うち財政融資資金 2,083億円
年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	1,952億円	—
福祉保健医療情報サービス事業	7億円	6億円
退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業	1,253億円 (給付金を含む)	262億円 うち退職手当共済事業の給付費補助金 256億円

* 財投機関債を除く

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

(全体)			30%
本部	10部28課2室 (230人)	うち管理部門 4部8課1室(74人)	32%
地方	4課 (27人)	うち管理部門 1課(3人)	11%

